

令和 7 事業年度業務実績報告書

独立行政法人通則法第 32 条第 2 項及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第 6 条の規定により、令和 7 事業年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の概況及び業務の実施状況を次のとおり報告する。

I. 当機構の概況は、次のとおりである。

1. 事業内容

(1) 健康被害救済業務

- ・医薬品や再生医療等製品による副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付
- ・スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV 感染者、発症者への受託給付
- ・「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給

(2) 審査関連業務

- ・医薬品医療機器法に基づく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の承認審査
- ・治験などに関する指導及び助言
- ・承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についての GCP、GLP 等の基準への適合性の調査
- ・GMP/QMS/GCTP 調査による製造設備、工程、品質管理の調査
- ・医薬品医療機器法に基づく医薬品・医療機器・再生医療等製品の再審査、再評価、医療機器の使用成績評価
- ・医薬品、医療機器等の基準作成に関する調査

(3) 安全対策業務

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報提供
- ・消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談
- ・医薬品、医療機器等の安全性向上のための製造業者等への指導及び助言
- ・電子診療情報を活用した、有害事象発現リスクの定量的評価、安全対策措置の影響評価、処方実態調査及び医療情報データベースの構築

2. 事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号 新霞が関ビル

3. 資本金の状況（令和7事業年度末）

1,179,844,924円（全額政府出資）

4. 沿革その他の概要

（1）沿 革

昭和54年10月15日 医薬品副作用被害救済基金として設立

昭和62年10月1日 医薬品副作用被害救済・研究振興基金に改組し、研究振興業務を開始

平成6年4月1日 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に改組し、調査指導業務を開始

平成9年4月1日 治験指導業務及び適合性調査業務を開始

平成14年12月20日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法公布

平成16年4月1日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構発足

（国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合）

平成17年4月1日 研究開発振興業務を独立行政法人医薬基盤研究所へ移管

（2）設立根拠法

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）

（3）主管省庁

厚生労働省医薬局総務課

5. 役員の状況

（1）定 数（令和8年3月31日現在）

役員の定数：6人以内

理 事 長：1人

理 事：3人

監 事：2人

(2) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和8年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	藤原 康弘	自 平成31年4月1日 (再 令和6年4月1日) 至 ※1		・(国研) 国立がん研究センター執行役員 企画戦略局長 同 中央病院副院長(研究担当)併任
理事 (技監)	近藤 恵美子	自 令和6年7月1日 至 令和8年6月30日	技術総括・ 安全等担当	・消費者庁食品衛生基準審査課長 ・厚生労働省大臣官房付(役員出向)
理事	平岩 勝	自 令和7年7月9日 至 令和9年7月8日	総合調整・ 救済担当	・(国研) 国立長寿医療研究センター企画 戦略局長 ・厚生労働省大臣官房付(役員出向)
理事	鈴木 洋史	自 令和6年4月1日 (再 令和8年4月1日) 至 令和10年3月31日	審査等担当	・(独)医薬品医療機器総合機構審査セン ター長 同 RSセンター長併任
監事	池田 浩之	自 令和6年7月1日 至 ※2		・第一生命保険(株) 人事部フェロー
監事 (非常勤)	鳥山 亜弓	自 令和6年7月1日 至 ※2		・千代田国際法律会計事務所所長

※1：独立行政法人通則法第21条第1項に基づき、任命の日から、中期目標の期間の末日まで。

※2：独立行政法人通則法第21条第2項に基づき、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度
についての財務諸表承認日まで。

II. 当機構の令和7事業年度の業務の実施状況は、別紙のとおりである。

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）		
	中期目標期間	令和6年度～令和10年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	厚生労働大臣			
	法人所管部局	医薬局	担当課、責任者	総務課 課長 ○○
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 参事官 ○○
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		6年度	7年度	8年度	9年度
		A			
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和6年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
5．機構の役割及び社会的立場を踏 まえたガバナンス体制の構築等	B○ 重	A○ 重				2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
6．経費節減、予算、資金計画等	B	B				2－2	指標設 定困難
Ⅳ．その他の事項							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	健康被害救済給付業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【困難度：高】先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途をたどっている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学・薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、難解な請求事案が一層増加することが予測される。請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の 65%以上を 6 月以内に処理することは、極めて難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度				6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（計画値）	決定をした全決定件数のうち、65 % 以上を6ヶ月以内に処理。処理期間が8ヶ月超えるものを総件数の10%以下。	決定をした全決定件数のうち、65%以上を6ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、65%以上を6ヶ月以内に処理。処理期間が8ヶ月超えるものを総件数の10%	決定をした全決定件数のうち、70%以上を6ヶ月以内に処理。処理期間が8ヶ月超えるものを総件数の10%						予算額（千円）	4,613,338	4,090,390			

				以下。	以下。											
	請求から支給・ 不支給決定ま での事務処理 期間等（実績 値）	－	－	6ヶ月以 内:88.2% 8ヶ月超 :3.5%	6ヶ月以 内:73.6% 8ヶ月超 :6.8%						決算額（千円）	3,901,401	3,802,925			
											経常費用（千円）	4,059,001	5,301,276			
											経常利益（千円）	172,202	△847,201			
											行政コスト（千円）	4,059,001	5,311,945			
											従事人員数	40 人	38 人			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	1 健康被害救済給付業務 健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このため、以下の目標を設定する。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 医薬品等の副作用等により健康被害	1 健康被害救済給付業務 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、審査及び安全対策とともにセイフティ・トライアングルの一 corner を担う我が国独自の制度であり、国民が、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けた際、医師や薬剤師等に相談することで確実に制度の利用に結びつけるとともに、引き続き、迅速な請求事案の処理など適切な運用を行う必要があることから、以下の措置をとることとする。 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充	1 健康被害救済給付業務 （１）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充	＜評価の視点＞ 救済制度に関する広報等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞ 評価： B 各項目について、以下の業務を着実に実施したことから、B 評価とする。 （制度広報関係） 医療関係者に対しては、救済制度への一層の理解を促すため、院内研修等への依頼に対して、積極的に対応するとともに、e-ラーニングについても、給付事例（不支給の事例やその理由を含む）に関する情報の更新・充実を図り、視聴・受講の更なる促進に取り組んだ。 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを使用し、メディアの特性を踏まえた広報を積極的に展開して、救済制度特設サイト等への誘導を図った。 また、電子版お薬手帳における救済制度案内の掲載も引き続き行うとともに、医療機関・薬局ビジョンでのCM放映など医薬品を使用する機会を捉えた広報の取組についても積極的に行った。 こうした取組によって、e-ラーニング講座の受講者累計は 27,025 人（前年度は 17,212 人）となった。 また、救済制度の特設サイトへのアクセス数は 964,440 件（前年度 888,376 件）となり過去最高を記録した。 令和 7 年度に実施した認知度調査の結果では、一般国民及び医療関係者全体での認知率は昨年度よ	評価 ＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

	に遭われた方が、救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 - 健康被害を受けた方が確実に救済制度を利用できるよう、一般国民、医療関係者における救済制度の認知・理解度の一層の向上を目指し、インターネットやSNS、テレビ、新聞等のメディアの活用や関係団体等との連携による効果的な周知・広報活動を積極的に展開する。 - 医療機関が実施する医薬品の安全使用のための研修等において、救済制度をテーマとした研修等を企画・実施するとともに当機構職員による講義やeラーニング講座を活用するよう促している。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 - 救済制度に関するこれまでの広報の実績や認知度調査の結果を踏まえ、広告会社等を活用し、創意工夫を凝らした、より効果的な広報を検討し、実施する。 - ホームページやインターネット、テレビ、新聞、雑誌、ポスター、リーフレット及び医療関係者向け小冊子等の各種広報媒体を有効に活用し、より多くの方に救済制度の周知を図る。 - 国民、医療関係者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知の徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、健康被害救済制度の運		- これまでの制度広報の実績や認知度調査の結果、広告会社からの提案を積極的に取り入れつつ、 i) 若年層をはじめとした特定のターゲット層に向けては、コストパフォーマンスが高く効果的な訴求が可能なインターネット広報を、高齢層に向けては、メディアとしての信頼性が高く訴求効果が高いテレビCMによる広報を複合的に展開 ii) 本制度に対する認知度の高い医療関係者に向けては、更に理解の深化を促すため、引き続き院内研修等の機会にPMDA職員による出前講座を積極的に実施するとともに、eラーニング講座に関しては、医学・薬学・看護系の大学の教員・学生に向けた再周知や医療関係者に向けたPMDAメディアナビ配信による定期的（令和7年7月～年1回を毎月に変更）な周知を実施。 iii) 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを使って様々な媒体で放映・配信等を行うとともに、引き続き医薬品を使用する機会を捉えた制度広報を強化し、ジオターゲティングの手法による医療機関・薬局等への来院・来店者に対する広告配信、利用者の多い電子お薬手帳アプリへの制度案内の掲載、医療機関・薬局のビジョンでのCM放映等を実施するなどの取組を行った。	り、若干下回った※が、著名人を起用したテレビCMの認知率は一般国民で19.7%（前年度16.3%）と上がっており、今後、認知率の引き上げに寄与するようなCMの利用方法について検討していきたい。 ※一般国民の認知率は24.7%（前年度26.3%）、医療関係者の認知率は84.0%（前年度82.4%）。 （請求事案の処理関係） 個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には、医療機関等から追加補足資料の提供を受けるなどして調査を丁寧かつ適切に行った。また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。 こうした中で、請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく業務実績欄に記載の取組を行い、その結果、支給・不支給決定を行った全事案のうち、請求から決定まで6ヶ月以内に処理を行った事案の割合は、73.6%（1,161件/1,577件）（前年度88.2%、（1,112件/1,261件））と、迅速処理の指標としている70%を達成した。また、処理期間が8ヶ月を超えるものの総件数に対する割合は、6.8%（前年度3.5%）と10%以下とする目標を達成した。 （その他） 請求者・受給者の利便性向上に向け、住民基本台帳ネットワークシステムの情報の利用を令和6年
--	---	---	--	--	--	---

		用改善等に関する検討会のとりまとめも踏まえて次の取組を継続して実施することにより、認知度・理解度の向上を図る。また、その成果についての検証も行う。 ① 医療関係者に対する制度の周知や理解の促進を目的に作成したeラーニング講座について、支給・不支給事例に関する情報等の充実を図り、患者やその家族に必要な援助を行っている医療ソーシャルワーカー等を含めた幅広い医療関係者への一層の周知と視聴・受講の促進を図っていく。また、医学、薬学、看護系の大学関係者や学生にも視聴・受講を促していく。 ② 医療機関が実施する従事者に対する医薬品の安全使用のための研修等において、救済制度が取り上げられるよう関係機関に働きかけを行う。ま	① 救済制度のeラーニング講座については、 i) 講座内容について救済給付の対象・対象外とされた請求事例などの情報を更新・充実させた上、各職能団体・医療機関団体の協力を得て団体会員への周知を実施した。(令和7年9月17日付理事長通知) ii) 医療系専門誌へ記事体広告を掲載し、9学会(前年度21学会)でポスター等を掲示した。 iii) 医師・薬剤師・歯科医師等の免許交付時に同封するメディナビリーフレットに案内を掲載した。 iv) 全国医学部長病院長会議など医学・薬学・看護の関係教育機関の協力を得て各大学・学部の関係者にも大学教育におけるeラーニング講座の活用についてあらためて依頼する等の取組を実施した。 上記の取組により、eラーニング講座の視聴・受講者累計は 27,025 人(前年度は 17,212 人)だった。 ② 医療機関が実施する院内研修等において、PMDA 職員が講義を行う出前講座について、対面・オンラインを問わず医療機関等からの要請に積極的に対応するとともに、厚生労働省所管の国立研究開発法人や日本看護協会、日本赤十字社を訪問し、研修等での利活用を依頼した。 令和7年度の講義実施回数は 35 件(前年	10月から開始した。令和7年度は 1,165 件(前年度は利用開始から年度末までの約5カ月間で 245 件)の届出手続きで活用した。 ＜課題と対応＞ 引き続き、「救済業務委員会」における議論を踏まえた施策を確実に実施していく。 個別請求事案の調査等を丁寧かつ適切に行いつつ、迅速な処理を実現するためには、医学・薬学に関する高度で幅広い知識と経験が要求される。因果関係等の評価が難しい事例が増加しているが、引き続き、請求者の立場に立って、より速やかな給付に繋げるべく個別請求事案の調査等に当たっていく必要がある。 審査・安全対策部門とも引き続き連携をしていく。	
--	--	--	--	--	--

		た、当該研修等への講師派遣の要請に積極的に対応し、制度説明及び制度利用につなげるための協力依頼等を行う。その際、医療機関内での効果的な制度周知や制度利用の取組例を紹介する。 ③ 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度や意識の把握、講師派遣先医療機関に対する研修後の意識の変化や取組への姿勢等を把握するための調査を実施し、広報業務の改善に活用する。 ④ 医療ソーシャルワーカー等を含めた幅広い医療関係者に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、職能団体を通じた制度広報への協力を依頼し、会報や専門誌での制度紹介や、医療機関・施設での制度説明や広報資材の提供・配布等を通じて、全国的な広報活動を展開する。 ⑤ 大手ポータル	度 33 件）であり、さらに e ラーニングの内容を収録した DVD の提供依頼についても、50 か所で 13,964 人（前年度 24 か所、9,445 人）が受講した。 （参考）令和 7 年 8 月 18 日付理事長通知「医薬品安全管理責任者が行う従業者に対する医薬品の安全使用のための研修について（協力依頼）」を発出。 ③ 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度・理解度等の把握を目的とした調査（認知度調査）を実施するとともに、e ラーニング講座の視聴・受講者に対しても講座内容や理解到達度に関するアンケートを実施し、6,801 人（前年度 4,676 人）が回答した。これらの調査結果を踏まえ、更に効果的な広報の実施や e ラーニング講座の内容の充実等に繋げていく。 ④ 日本医師会や日本薬剤師会、日本歯科医師会（3 師会）が発行する雑誌やエキスパートナースといった医療関係雑誌などに制度紹介と e ラーニング講座の紹介を兼ねた記事広告を掲載したほか、3 師会、日本医療ソーシャルワーカー協会などを通じて、出前講座の実施、e ラーニング講座の運営、その他 PMDA が実施している広報活動について各会員への周知を行った。 さらに、日本製薬団体連合会の協力により、製薬企業に広報資材を送付（25 社、31,380 枚（前年度 27 社、38,000 枚）し、医薬情報担当者（MR）から医師等に配布する取組を継続して行った。 ⑤ 一般国民にも救済制度をわかりやすく		
--	--	---	--	--	--

		サイト等へのバナー広告をはじめ、スマートフォンの位置情報を用いた医療施設来訪者等への広告・CM動画の配信など新たな技術も活用してWEB広報を強化し、一般国民向けに救済制度をわかりやすく説明した動画等を掲載した救済制度特設サイトへの誘導を図っていく。		説明して認知・理解を促していくため、以下の広報施策を実施した。 i) テレビCMについては、より印象度・訴求力の高いものとなるよう著名人を使った実写映像のCMを「薬と健康の週間」の1週間、主要な民放系列を活用して33局で放映し、30局でパブリシティも展開した。また、救済制度の特設サイトにも当該CM動画を掲載して常時視聴可能とした。 ii) インターネットによる広報については、集中広報期間を中心に、大手ポータルサイト・総合ニュースサイト等へのバナー広告の配信、健康・医薬品への関心層など訴求対象に応じて様々な媒体を介した広告の配信、スマートフォンの位置情報を用いた医療機関・薬局等への来院・来店者に対するバナー広告の配信、制度紹介アニメーション動画をSNS等へ配信（救済制度の特設サイトにも当該動画を常設）等を行い、配信したバナー広告等から救済制度の特設サイトへ誘導する工夫を行った。 救済制度の特設サイトへのアクセス数は年間で964,440件（前年度888,376件）となり、過去最高のアクセス数を記録した。 iii) 全国の医療機関・薬局のデジタルサイネージでのCM（30秒（前年度15秒））放映を1か月間実施した。 iv) 全国の市町村の予防接種担当課に対し、予防接種健康被害救済制度のホームページに、任意接種により健康被害を受けた方に医薬品副作用被害救済制度を紹介していただくよう、特設サイトのリンクの貼付を依頼した（約600自治体のホームページを確認、約120か所に依頼）。		
		⑥ お薬手帳への救済制度の案内広告を掲載するとともに、電子お薬手帳		⑥ 関係団体にお薬手帳への制度案内の掲載を働きかけ、日本薬剤師会の電子お薬手帳に掲載された。 引き続き、協力薬局が運営している電子		

		アプリでの広報も行う。 ⑦ 上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、救済制度の効果的な広報を展開する。 イ 給付事例等の公表 ・ ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供内容の改善等、	アプリでの広報も行う。 ⑦ 上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、救済制度の効果的な広報を展開する。 イ 給付事例等の公表 ・ ホームページ等において、国民、医療関係者、製造販売業者等に対してわかりやすく給付事例、業務統計等を公表することにより、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。 ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・ 診断書等の記載要領等について、個別請求事案の医学・薬学的な判定事項の調査・審議に関	お薬手帳に制度案内が掲載された。 ⑦ 薬局の来局者に、リーフレットを手交した（全国 687 店舗、10 万部（前年度 390 店舗、15 万部以上））。 また、医療系雑誌（6 誌（前年度 6 誌））に記事広告を掲載した。 さらに、医療機関に追加補足資料の提出依頼をする際、A3 ポスターを同封し掲示を依頼した（累計 835 件）。 ※一般国民の認知率は 24.7%（前年度 26.3%）、医療関係者の認知率は 84.0%（前年度 82.4%）。 ・ 救済給付の決定に関する情報（性別、年齢、医薬品販売名、副作用名称、給付の内容、不支給理由等）について、給付決定の翌月に個人情報に配慮して PMDA ホームページに掲載・公表するとともに、PMDA メディナビにおいても情報提供した。 また、e ラーニングについても、給付事例（不支給の事例やその理由を含む）に関する情報の更新・充実を図った。 各種の業務統計についても、救済業務委員会や運営評議会において公表するとともに、PMDA ホームページへの掲載も行った。 ・ 請求の手引について、より分かり易い記述に改めるなどの改訂を行った。 また、追加補足資料の提出に伴う請求者の負担を軽減するため、頓用の服用状況を説明するための様式として、「医薬品（頓用）服用		
--	--	--	---	---	--	--

	情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 ・ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談に適切に対応する。 (2) 迅速な事務処理の実施 ① 救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。 ② 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。 【評価における指標】 中期目標期間の各年度において全請求件数の65%以上を6か月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理するこ	情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 ・ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談・案内に適切に対応する。 (2) 迅速な事務処理の実施 ・ 厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、次の文書を提出する。 ① 提出された診断書等では情報が不足している場合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・補足資料 ② 提出された診断書等に基づき、時系列に沿って作成した症例経過概要表 ③ 救済給付の請	わる専門家の意見を踏まえて見直し・整備を行う。 ・ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談・案内に適切に対応する。 (2) 迅速な事務処理の実施 ・ 厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、次の文書を提出する。 ① 提出された診断書等では情報が不足している場合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・補足資料 ② 提出された診断書等に基づき、時系列に沿って作成した症例経過概要表 ③ 救済給付の請	状況説明書」を作成した。医師が診断書を作成する際の負担の軽減を図るため、消化管障害に係る診断書等の記載要領の改訂を行った。これにより、個別請求事案の調査に必要な情報を収集して効率的に調査を行うことができるようになった。 ・ 相談窓口には、専任の職員を配置し、制度利用に関する照会・相談や給付請求の手続等に関する照会・相談に対して、マニュアルに基づき適切・丁寧に対応した。また、相談対応の充実を図るため、適宜マニュアルの見直しを行った。 なお、令和7年度における照会・相談への対応件数は12,861件（前年度13,704件）であった。 。 ・ 請求の受理を行う担当課において、熟練した職員の退職や人事異動等に伴い、一時的に事務処理能力への影響が生じた。これに対し、人員体制の強化、受理手順書の見直しによる業務プロセスの効率化、進捗状況の可視化を図るとともに、部内の連携を強化し、必要に応じて他課が受理業務を支援する体制を構築した。 その結果、請求受理を滞りなくかつ迅速に行う体制を確保することができ、今年度の事務処理達成率は目標値を達成した。 ・ 個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には、医療機関等へ追加補足資料の提供を依頼する（1,465件（前年度1,783件））などして調査を丁寧かつ適切に行った。 また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を正確に作成し、		
--	--	--	---	--	--	--

	と（令和４年度実績 90.2％）。 【目標の設定及び水準の考え方】 前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、65％以上の請求を請求から６か月以内に処理する（ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に求める追加・補足資料の提出に要する期間を除く。）。	求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	＜主な定量的な指標＞ - 請求から支給・不支給決定までの事務処理期間について、年度内に決定した総件数の70％以上を６か月以内に処理 ＜その他の指標＞ - 請求から支給・不支給決定までの事務処理期間について、年度内に決定した総件数のうち、処理期間が８ヶ月を超えるものを総件数の10％以下	厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。 なお、令和７年度において、判定申出件数は1,536件（前年度1,220件）、支給・不支給の決定件数は前年度からの繰越分を含めて1,577件（前年度1,261件）であった。 - 請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく、 i) 調査・整理を円滑に進めるため、個別事案毎の症例経過概要表の作成を速やかに実施した。 ii) 個別請求事案について、請求書類の受理、調査・整理（外部専門家への協議を含む）から厚生労働大臣への判定申出まで、判定結果を受理して支給・不支給の決定・通知を行うまでの各過程において目標とするタイムラインを踏まえた進行管理を実施した。 iii) 請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、紙文書をPDF化して業務システムに格納し、当該電子ファイルを用いた事務処理を推進した。 iv) 人員体制の強化、受理手順書の見直しによる業務プロセスの効率化、進捗状況の可視化を図るとともに、部内の連携を強化し、必要に応じて他課が受理業務を支援する体制を構築した。 - その結果、令和７年度中に支給・不支給の決定を行った全事案のうち、請求から決定まで６ヶ月以内に処理を行った事案の割合は73.6％（1,161件/1,577件）（※前年度88.2％（1,112件/1,261件））となった。困難事例も含む全事案について丁寧・適切に調査等を行った上での実績で、迅速処理の指標としている70％を達成した。 また、処理期間が８ヶ月を超えるものの総件数に対する割合は、6.8％（前年度		
--	---	---	--	--	--	--	--

			支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速化を図るための方策を厚生労働省と検討する。		3.5%) と 10%以下とする目標を達成した。 - 厚生労働省薬事審議会で副作用被害判定の審議に用いる資料のうち、PMDA から提出する資料（副作用被害の請求書、診断書、投薬証明書、受診証明書、経過概要表、追加補足資料、添付文書等、紙ベースで年間約 8 万枚）について、業務の効率化に資するよう、PDF 化した電子ファイルを厚生労働省所有の外部ストレージに格納し、厚生労働省担当者や審議会委員と電子的に共有することにより、PMDA での資料作成におけるペーパーレス化を実現するとともに、審議会資料全体のペーパーレス化にも貢献した。 - 原因薬や健康被害に関する情報等のデータベースへの蓄積、分析・解析を行い、請求事案の調査等に活用することで迅速・的確な事務処理を行った。		
（３）請求者及び受給者の負担軽減策の実施	（３） 請求者及び受給者の負担軽減策の実施 原因医薬品等や健康被害に関する情報データベースを医学・薬学的判断に活用し、迅速かつ効率的な事務処理を行う。	- 副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへの蓄積を進める。 - 蓄積されたデータを用いた集計・解析等の結果については、それらの結果を利用して、より迅速かつ効果的に救済給付業務を実施するよう努める。	＜評価の視点＞ 請求者等の負担軽減策について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	地方公共団体情報システム機構が運営する住民基本台帳ネットワークシステムの情報を利用するシステムを整備し、令和 6 年 10 月から利用を開始した。これにより、請求等の手続きにおいて、住民票の提出は			

		請求書類の合理化等を実施する。	るとの政府の方針に基づき令和 6 年度に整備した住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の情報を利用するシステムについて、個人情報に配慮し、引き続き適切な運用を図る。 ・ 請求者及び受給者の利便性の向上に向けて、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめを踏まえ、政府運用のマイナポータルを利用し、救済給付の請求・届出をオンラインにて受理し、支給決定を行うためのシステム開発を進める。		原則不要となった。 ・ 令和 7 年度の利用実績は 1,165 件（前年度は利用開始から年度末までの約 5 カ月間で 245 件）であった。		
	（４）救済給付業務の効率化等の推進	（４） 救済給付業務の効率化・高度化の推進 ・ 業務プロセスの合理化と新たなシステム環境の整備により、救済給付業務の効率化・高度化を図る。	（４） 救済給付業務の効率化・高度化の推進 ・ 救済給付業務に関する複数のシステムを統合した新システムの運用により、業務遂行の効率化等を図る。 ・ 請求書、診断書等の受理段階で紙文書を P D F 化して業務システムに格納し、電子ファイルを用いた事務処理を推進する。ま	<評価の視点> ・ 救済給付業務の効率化等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	救済給付の請求・届出手続きをオンラインで行える環境の整備に向けて、政府運用のマイナポータルの利用等によるオンライン化のため予算を確保し、関係機関等と協議を行いつつ、システム開発を進めた。（実施予定は令和 9 年度）		
					救済給付の請求・届出手続きをオンラインで行える環境の整備に向けて、政府運用のマイナポータルの利用等によるオンライン化のため予算を確保し、関係機関等と協議を行いつつ、システム開発を進めた。（実施予定は 9 年度）（再掲） ・ 請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、紙文書を P D F 化して業務システムに格納し、当該電子ファイルを用いた事務処理を推進する取組を行った。（再掲） ・ 厚生労働省薬事審議会で副作用被害判定の審議に用いる資料のうち、PMDA から提		

			た、厚生労働省における医学・薬学的事項に関する判定のために提出する関係審議会用の資料についても、PDF化した電子ファイルを用いることで引き続きペーパーレス化を推進する。		出する審議会用資料について、業務の効率化に資するよう、PDF化した電子ファイルを厚生労働省所有の外部ストレージに格納し、厚生労働省担当者や審議会委員と電子的に共有することにより、PMDAでの資料作成におけるペーパーレス化を実現するとともに、審議会資料全体のペーパーレス化にも貢献した。(再掲) - 令和7年2月に開始した専門家協議のオンライン化について、安定して運用を継続した。(紙約1万枚弱/月、郵送費約17万円/月を削減) - 人員体制の強化、受理手順書の見直しによる業務プロセスの効率化、進捗状況の可視化を図るとともに、部内の連携を強化し、必要に応じて他課が受理業務を支援する体制を構築した。(再掲)	
(5) 審査部門及び安全対策部門との積極的な連携	(5) 審査部門及び安全対策部門との積極的な連携	(5) 審査部門及び安全対策部門との積極的な連携		＜評価の視点＞ 各部門との連携について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- 救済給付事例の情報を個人情報に配慮しつつ安全対策部門等に適切に提供することにより、安全対策の実施に寄与した。 - 安全対策部門との連絡会を定期的を開催して、安全対策の検討・措置状況に係る情報提供を受けるとともに、救済部門からも留意すべき事例等の情報提供を行うなど、積極的に連携を図った。	
救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に	救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。	救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。				

	共有すること。 （６）保健福祉事業の着実な実施 【重要度：高】 医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【困難度：高】 先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途をたどっている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学・薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、難解な請求事案が一層増加することが予測される。 請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の65%以上を6か月以内に処理することは、極めて困難が高い。	（６）保健福祉事業の充実と適切な実施 ・ 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業等を実施する。 ・ 精神面などに関する相談事業を着実に実施する。	（６）保健福祉事業の充実と適切な実施 ・ 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 ・ 先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され、Ｃ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤（肝硬変又は肝がん）である者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 ・ 精神面等に関する相談事業について、精神保健福祉士及び社会福祉士による電話での相談業務を実施する。また、障害年金等の受給者や保健福祉事業の調査研究対象者に対して精神面等に関する相談窓口の案内を行う。 ・ 救済給付の受給者のうち希望者	＜評価の視点＞ ・ 保健福祉事業について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱOL向上策等を検討するため、令和7年度においては69名（前年度71名）の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 ・ 令和6年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して令和6年度報告書の取りまとめを行った。 ・ 先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されＣ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤である者に対するＱOL向上策等を検討するため、令和7年度においては142名（前年度142名）の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 ・ 令和6年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して報告書の取りまとめを行った。 ・ 精神保健福祉士及び社会福祉士を配置し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施した。令和7年度においては106件（前年度175件）の相談件数に対応した。 ・ 副作用救済給付の新規受給者を対象に、救済給付の支給決定内容を担当医等に		
--	---	--	---	---	---	--	--

		に対して、副作用の原因と考えられる又は推定される薬品名や副作用の名称等を記載した受給者カードを配布する。 ・ 受給者カードについて、カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどその有効な利用方法をホームページで紹介するとともに受給者に対して個別に案内することにより、利用の促進を図る。		正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカードの配付を行った。 令和7年度においては希望者 758 名（前年度 616 名）に受給者カードを発行した。 ・ カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどのカードの有効な利用方法を PMDA ホームページや受給者カードを送付する際のお手紙に記載した。		
		・ 上記のほか、救済制度の確実な利用や迅速な救済を図るための方策等を検討する。				

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	スモン患者等に対する給付業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第 15 条及び第 17 条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度				6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
											予算額（千円）	2,676,732	2,662,982			
											決算額（千円）	2,354,673	1,912,812			
											経常費用（千円）	2,344,909	1,916,013			
											経常利益（千円）	2,359	1,793			
											行政コスト（千円）	2,344,909	1,916,013			
											従事人員数	40 人	38 人			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
					業務実績	自己評価																																	
	2 スモン患者等に対する給付業務	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	＜評価の視点＞ ・ スモン患者等に対する給付業務等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ・ 受託支払業務では、裁判上和解が成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び介護費用の支払業務を行った。 ＊ キノホルム製剤によるスモンの発生 キノホルム剤（整腸剤）を服用したことにより、亜急性脊髄視神経症（スモン）（しびれ、歩行困難、視力障害等）に罹患（研究班による推定患者 約1万人） <table><tr><td colspan="3">令和7年度実績</td></tr><tr><td colspan="2">受給者数（人）</td><td>624</td></tr><tr><td colspan="2">支払額（千円）</td><td>484,729</td></tr><tr><td rowspan="3">内訳</td><td>健康管理手当</td><td>371,555</td></tr><tr><td>介護費用（企業分）</td><td>88,252</td></tr><tr><td>介護費用（国庫分）</td><td>24,922</td></tr></table> ・ 受託給付業務では、血液製剤に混入した HIV により健康被害を受けた方等に対して健康管理費用等の給付業務を行った。 ＊ 血液製剤による HIV 感染 米国で採血された血液を原料として製造された非加熱性の血液凝固因子製剤の投与を受けたことで、血友病治療中の患者等が、これに混入していた HIV に感染 <table><tr><td colspan="3">令和7年度実績</td></tr><tr><td></td><td>人数(人)</td><td>支給額(千円)</td></tr><tr><td>調査研究事業</td><td>456</td><td>283,146</td></tr><tr><td>健康管理支援事業</td><td>118</td><td>209,550</td></tr><tr><td>受託給付事業</td><td>3</td><td>10,573</td></tr><tr><td>合計</td><td>577</td><td>503,269</td></tr></table> ・ これらの業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行った。 	令和7年度実績			受給者数（人）		624	支払額（千円）		484,729	内訳	健康管理手当	371,555	介護費用（企業分）	88,252	介護費用（国庫分）	24,922	令和7年度実績				人数(人)	支給額(千円)	調査研究事業	456	283,146	健康管理支援事業	118	209,550	受託給付事業	3	10,573	合計	577	503,269
	令和7年度実績																																						
	受給者数（人）		624																																				
支払額（千円）		484,729																																					
内訳	健康管理手当	371,555																																					
	介護費用（企業分）	88,252																																					
	介護費用（国庫分）	24,922																																					
令和7年度実績																																							
	人数(人)	支給額(千円)																																					
調査研究事業	456	283,146																																					
健康管理支援事業	118	209,550																																					
受託給付事業	3	10,573																																					
合計	577	503,269																																					

		・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。	付金の支給を行った。 ・ フリーダイヤルによる相談窓口において、給付金支給手続等に関する相談業務を実施した。 令和7年度実績 <table><tr><td>受給者数（人）</td><td>37</td></tr><tr><td>（うち追加受給者数）</td><td>5</td></tr><tr><td>給付額（千円）</td><td>800,000</td></tr><tr><td>（うち追加給付額）</td><td>116,000</td></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>1,092</td></tr></table> ・ 基金の財源を確保するため、原因薬の製造業者から拠出金の受入れ業務を行った。 令和7年度実績 <table><tr><td>納付者数（者）</td><td>2</td></tr><tr><td>拠出金納付額（千円）</td><td>211,000</td></tr></table> ・ 基金の財源を増資するため、国から政府交付金の受入れを行った。 令和7年度実績 <table><tr><td>受入日</td><td>令和8年3月3日</td></tr><tr><td>政府交付金受入額(千円)</td><td>3,567,601</td></tr></table> ・ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。	受給者数（人）	37	（うち追加受給者数）	5	給付額（千円）	800,000	（うち追加給付額）	116,000	相談件数（件）	1,092	納付者数（者）	2	拠出金納付額（千円）	211,000	受入日	令和8年3月3日	政府交付金受入額(千円)	3,567,601		
受給者数（人）	37																						
（うち追加受給者数）	5																						
給付額（千円）	800,000																						
（うち追加給付額）	116,000																						
相談件数（件）	1,092																						
納付者数（者）	2																						
拠出金納付額（千円）	211,000																						
受入日	令和8年3月3日																						
政府交付金受入額(千円)	3,567,601																						

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	審査等業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号 等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 医薬品・医療機器等の迅速な審査の実施について、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消やプログラム医療機器の実用化促進に向けた支援等を図りつつ、世界最速レベルの審査期間を堅持する必要がある。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【困難度：高】 1 速やかな審査と業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、審査部門の多面的な活動によるレギュラトリーサイエンスの推進が必要であり、困難度が高い。 特に、プログラム医療機器については、これまでの医療機器開発企業と異なる他業種による開発が主流となっているため、その特殊性に応じた相談・審査体制を別途構築し、開発から薬事申請へのきめ細かなガイドやサポート等を行うことが必要であり、困難度が高い。 2 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。		
--	---	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2．主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度				6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新医薬品（優先品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タイルで9か月	80%タイルで9か月	80% タイルで 9 か月	80% タイルで 9 か月						予算額（千円）	21,339,722	18,600,734			
新医薬品（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	－	8.9 か月（達成率101.1%）	9.0 か月（達成率100.0%）						決算額（千円）	17,816,455	17,422,243			
新医薬品（通常品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タイルで12か月	80%タイルで12か月	80% タイルで12か月	80% タイルで12か月						経常費用（千円）	15,879,288	17,197,762			
新医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	12.0 か月（達成率100.0%）	11.7 か月（達成率102.5%）						経常利益（千円）	2,098,516	2,668,736			
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月						行政コスト(千円)	15,894,545	17,199,924			
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基	－	－	品目①：4.8 か月	－（承認品目なし）						従事人員数	638 人	656 人			

づく品目の 総審査期間 (実績値)															
ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の新規申請 の行政側審査期間(計画 値)※2	70%タイ ルで10か 月	70%タイ ルで10か 月	70%タイ ルで10か 月	70%タイ ルで10か 月											
ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の新規申請 の行政側審査期間(実績 値)	—	—	8.5 か月 (達成率 115.0%)	7.0 か月 (達成率 130.0%)											
ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の一部変更 申請(通常品 目)の総審査 期間(計画 値)※2	55%タイ ルで10か 月	55%タイ ルで10か 月	55%タイ ルで10か 月	55%タイ ルで10か 月											
ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く) の一部変更 申請(通常品 目)の総審査 期間(実績 値)	—	—	8.3 か月 (達成率 117.0%)	4.9 か月 (達成率 151.0%)											
ジェネリック医薬品等 (バイオ医薬品を除く)	55%タイ ルで6か月	55%タイ ルで6か月	55%タイ ルで6か 月	55%タイ ルで6か 月											

の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（計画値）※2															
ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（実績値）	—	—	5.4 か月 （達成率 110.0%）	4.5 か月 （達成率 125.0%）											
ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間（計画値）※2	53 % タイルで3か月	53 % タイルで3か月	53 % タイルで3か月	53 % タイルで3か月											
ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間（実績値）	—	—	2.5 か月 （達成率 116.7%）	2.1 か月 （達成率 130.0%）											
要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1,2の総審査期間（計画値）※3	50% タイルで12か月	50% タイルで12か月	50% タイルで12か月	50% タイルで12か月											
要指導・一般	—	—	17.4 か月	7.9 か月											

用医薬品の 区分1から6 及び殺虫剤 等（医薬品） 区分1,2の総 審査期間（実 績値）			（達成率 55.0%）	（達成率 134.2%）											
要指導・一般 用医薬品の 区分7及び8 並びに殺虫 剤等（医薬 品）区分3の 総審査期間 （計画値）※ 2、4	70％タイ ルで7か月	70％タイ ルで7か月	70％タイ ルで7か 月	70％タイ ルで7か 月											
要指導・一般 用医薬品の 区分7及び8 並びに殺虫 剤等（医薬 品）区分3の 総審査期間 （実績値）	－	－	7.5 か月 （達成率 92.9%）	6.3 か月 （達成率 110.0%）											
医薬部外品 の行政側審 査期間（計画 値）※4	70％タイ ルで4.5 か 月	70％タイ ルで4.5 か 月	70％タイ ルで4.5 か 月	70％タイ ルで4.5 か 月											
医薬部外品 の行政側審 査期間（実績 値）	－	－	3.8 か月 （達成率 115.6%）	3.9 か月 （達成率 113.3%）											
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（医 薬品）（計画 値）	申込み全 件について 対応。 RS 戦略相 談の申込み のうち 80％につ いて、対面 助言終了	申込み全件 について対 応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80％につ いて、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。												

		後から記録の確定までを30勤務日以内。													
先駆け総合評価相談、RS戦略相談（医薬品）（実績値）	－	－	申込み全件について対応。RS戦略相談のうち100.0%（50件/50件）について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	申込み全件について対応。RS戦略相談のうち100.0%（60件/60件）について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。											
治験相談（国際共同治験等含む）（計画値）	申込み全件について対応。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	申込み全件について対応。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	申込み全件について対応。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。												
治験相談（国際共同治験等含む）（実績値）	－	－	申込み全件について対応。そのうち99.5%（442件/444件）について、対面助言終了後から	申込み全件について対応。そのうち99.4%（477件/480件）について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以											

[illegible]

先駆的医療機器指定制度（旧名称先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月											
先駆的医療機器指定制度（旧名称先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（実績値）	－	－	品目①：5.8 か月	－（承認品目なし）											
プログラム医療機器優先審査指定品目の総審査期間（計画値）※6	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月											
プログラム医療機器優先審査指定品目の総審査期間（実績値）	－	－	－（承認品目なし）	－（承認品目なし）											
新医療機器（優先品目）の総審査期間（計画値）	10 か月	80%タイルで10 か月	10 か月	10 か月											
新医療機器（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	－	品目①：8.5 か月 品目②：5.8 か月	品目①：8.9 か月 品目②：3.3 か月											
プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度に基	改良医療機器（臨床なし）5.5 か月 後発医療	－	改良医療機器（臨床なし）5.5 か月 後発医療	改良医療機器（臨床なし）5.5 か月 後発医療機器3.5 か月											

づく確認期間（計画値）※5	機器 3.5 か月		機器 3.5 か月												
プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度に基づく確認期間（実績値）	－	－	改良医療機器（臨床なし）：品目①5.4 か月 後発医療機器：－（確認品目なし）	改良医療機器（臨床なし）：－（確認品目なし） 後発医療機器：－（確認品目なし）											
体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間（計画値）※5	80% タイルで 12 か月	80%タイルで 12 か月	80% タイルで 12 か月	80% タイルで 12 か月											
体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間（実績値）	－	－	11.7 か月（達成率 102.5%）	11.7 か月（達成率 102.5%）											
体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（計画値）※5	80% タイルで 7 か月	80%タイルで 7 か月	80% タイルで 7 か月	80% タイルで 7 か月											
体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	6.7 か月（達成率 104.3%）	6.6 か月（達成率 105.7%）											
先駆的体外診断用医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月											

(計画値)															
先駆的体外 診断用医薬 品指定制度 (旧名称 先 駆け審査指 定制度)に基 づく品目の 総審査期間 (実績値)	－	－	－ (承認品 目なし)	－ (承認品目 なし)											
再生医療等 製品(優先品 目)の総審査 期間(計画 値)※5	50%タイ ルで9か月	50%タイ ルで9か月	50%タイ ルで9か 月	50%タイ ルで9か 月											
再生医療等 製品(優先品 目)の総審査 期間(実績 値)	－	－	9.0か月 (達成率 100.0%)	8.9か月 (達成率 101.1%)											
再生医療等 製品(通常品 目)の総審査 期間(計画 値)※5	50%タイ ルで12か 月	50%タイ ルで12か 月	50%タイ ルで12か 月	50%タイ ルで12か 月											
再生医療等 製品(通常品 目)の総審査 期間(実績 値)	－	－	－ (承認品 目なし)	11.1か月 (達成率 107.5%)											
カルタヘナ 法に関する 事前審査(第 1種使用)の 行政側期間 (計画値)	60%タイ ルで6か月	50%タイ ルで6か月	60%タイ ルで6か 月	60%タイ ルで6か 月											
カルタヘナ 法に関する 事前審査(第 1種使用)の 行政側期間	－	－	3.5か月 (達成率 141.7%)	2.4か月 (達成率 160.0%)											

	(実績値)															
	カルタヘナ法に関する事前審査(第2種使用)の行政側期間(計画値)	60% タイルで2か月	50%タイルで2か月	60% タイルで 2 か月	60%タイルで2か月											
	カルタヘナ法に関する事前審査(第2種使用)の行政側期間(実績値)	—	—	0.9 か月 (達成率155.0%)	1.4 か月 (達成率130.0%)											
	先駆け総合評価相談、RS戦略相談(医療機器)(計画値)	申込み全件について対応。 RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。												
	先駆け総合評価相談、RS戦略相談(医療機器)(実績値)	—	—	申込み全件について対応。 RS 戦略相談のうち93.1%(27件/29件)について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	申込み全件について対応。 RS 戦略相談のうち100.0%(15件/15件)について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。											

医療機器等 条件付き承認制度に係る開発前相談（計画値）	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。											
医療機器等 条件付き承認制度に係る開発前相談（実績値）	－	－	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。										
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（体外診断用医薬品）（計画値）	申込み全件について対応。 RS 戦略相談の申込みのうち 80 % について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（体外診断用医薬品）（実績値）	－	－	申込みはなかった。	申込みはなかった。										
先駆け総合 評価相談、RS 戦略相談（再生医療等製品）（計画値）	申込み全件について対応。 RS 戦略相談の申込みのうち 80 % について、対面助言終了後から記録の確定	申込み全件について対応。	申込み全件について対応。RS 戦略相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											

		までを 30 勤務日以内。													
先駆け総合評価相談、RS 戦略相談（再生医療等製品）（実績値）	－	－	申込み全件について対応。RS 戦略相談のうち 100.0%（61 件/61 件）について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	申込み全件について対応。RS 戦略相談のうち 97.8%（44 件/45 件）について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。											
アジア諸国等の規制当局の担当者等へのセミナー受講の満足度（計画値）	アジア諸国等向けに年 5 回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75% 以上を達成。	アジア諸国等向けに年 2 回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75% 以上を達成。	アジア諸国等向けに年 5 回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75% 以上を達成。												
アジア諸国等の規制当局の担当者等へのセミナー受講の	－	－	アジア諸国等向けに年 9 回のトレーニングを	アジア諸国等向けに年 7 回のトレーニングを開催し、セミ											

	満足度（実績値）			開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合は延べ100%。	ナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合は延べ100%。														
--	----------	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載
注3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注4）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

- ※ 指標等にある区分は、医薬品の承認申請について（平成26年11月21日薬食発1121第2号 医薬食品局長通知、令和6年10月9日薬食発1009第1号により一部改正）に定めるものを指す。
- ※1 厚生労働省における事務的な理由により薬事審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が2か月を超える場合は、2か月後に承認されたものとして算定する。
- ※2 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上の資料整備期間を要したものを除く。
- ※3 R6.4以降の申請品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間、申請者側が通算で12か月以上の資料整備期間を要したものと及び申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したもの*を除く。（*申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したものについては、要指導医薬品及び一般用医薬品の承認の予見性向上に向けた総審査期間の考え方について（令和7年6月30日付け医薬薬審発0630第3号医薬局医薬品審査管理課長通知）に定めるものを指す。）
- ※4 H31.4以降の申請品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間を除く。
- ※5 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上（再生医療等製品（通常品目）にあつては9か月）の資料整備期間を要したものを除く。
- ※6 確認申請前に所定の相談を受けたものに限る

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 審査等業務 審査等業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図る。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。 このため、以下の目標を設定する。	3 審査等業務 患者ニーズの高い希少疾病用医薬品、小児用医薬品等、あるいは有望なシーズを持つ海外ベンチャー等に対する開発に向けた対応を強化するとともに、審査業務の一層の質の向上、高度化に取り組むことを通じて、国民が、世界最先端の医薬品、医療機器、再生医療等製品等の恩恵をより早く、より安全に受けることができるようにする。 また、適切かつ円滑な業務運営を行うため、審査部門内の連携及び組織見直しを含めた必要な体制の整備を図るとともに、厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、以下の施策を進める。	3 審査等業務		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：S 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、S 評定とする。 （審査関係） 定量的指標において、重要かつ高難易度である新医薬品の審査期間目標に対して、優先品目は 100.0%、通常品目は 102.5%の成果を挙げたことにより、新有効成分含有医薬品を含め、安定的に承認時期の予見性を高めることに寄与した。 新医薬品の治験相談については、実施日時の調整を効率的に行うなど円滑な実施に努め、定量的指標（80%）を上回る 99.4（477 件/480 件）について、相談実施日から記録確定日までを 30 勤務日以内とした。 医薬品、医療機器及び再生医療等製品について、RS 総合相談を 95 件、RS 戦略相談のうち、事前面談 352 件、対面助言 81 を実施し、PMDA 関西支部においても引き続き RS 総合相談及び RS 戦略相談を実施している。 ジェネリック医薬品等について、各区分の審査期間目標に対する成果は、新規申請 130.0%、一変申請（通常品目）151.0%、一変申請（通常品目以外）125.0%、一変申請（迅速審査品目）130.0%となり、大幅に向上した。	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など） ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	
	（１） 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施 ① 新医薬品審査関係	（１） 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施 ＜新医薬品審査関係＞	（１） 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施 ＜新医薬品審査関係＞					
				＜評価の視点＞ ・ 新医薬品審査について、中期計画に掲げ				

	ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 各年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で9か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の16日以降に申請された品目は、翌月の1日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が2か月を超える場合は、2か月後に承認されたものとして算定する。）。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 令和7年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で9か月を達成する（ただし、厚生労働省における事務的な理由により薬事審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が2か月を超える場合は、2か月後に承認されたものとして算定する。なお、新たに繁忙期の審査期間に係るルール策定の必要が生じた際には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）。	られている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ 新医薬品（優先品目）の総審査期間：80%マイル値で9か月	・ 令和7年度に承認された新医薬品（優先品目）の総審査期間（80%マイル値）は9.0か月であり、目標を達成した。なお、令和7年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は30.0%であった。	要指導・一般用医薬品について、区分1から6及び殺虫剤等（医薬品）区分1，2の成果は134.2%、区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）区分3の成果は110.0%となり、令和6年度は未達成であった目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに寄与した。 医療機器の審査期間目標に対する成果は、新医療機器（通常品目）115.0%、改良医療機器（臨床あり）111.0%、改良医療機器（臨床なし）103.3%、後発医療機器107.5%と、重要かつ高難易度である新医療機器の審査を含めてすべて目標を達成し、令和6年度に引き続き目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに寄与した。 プログラム医療機器について、、令和7年度においては変更計画確認手続制度に基づく確認品目なかった。また、プログラム医療機器に特化した複数の新規相談枠を令和7年度から新設した。さらに、審査のポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等について5件を公表し、1件を関連業界団体等に共有した。 体外診断用医薬品の審査期間目標に対しては、専門協議品目102.5%、通常品目105.7%の成果であった。 再生医療等製品の審査期間目標に対しては、優先品目101.1%であった。 カルタヘナ法に関する事前審査について、第1種使用が160.0%、第2種使用が130.0%となっており、目標値を大きく上回っている。
--	---	---	---	--	---	---

		・ 各年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で 12 か月を達成する（ただし、繁忙期である月（具体的には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。また、厚生労働省における事務的な理由により薬事・食品衛生審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が 2 か月を超える場合は、2 か月後に承認されたものとして算定する。）。	・ 令和 7 年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%マイル値で 12 か月を達成する（ただし、厚生労働省における事務的な理由により薬事審議会における審議が行われた月の月末から承認までの期間が 2 か月を超える場合は、2 か月後に承認されたものとして算定する。なお、新たに繁忙期の審査期間に係るルール策定の必要が生じた際には、厚生労働省における承認等のスケジュールを踏まえ、同省と協議して決定する。）。	＜主な定量的指標＞ ・ 新医薬品（通常品目）の総審査期間：80%マイル値で 12 か月	・ 令和 7 年度に承認された新医薬品（通常品目）の総審査期間（80%マイル値）は 11.7 か月であり、目標を達成した。	（RS 関係） 業務実績欄に記載のとおり、包括的連携協定機関との連携による人材交流及び研修、関連学会等での講演活動、研修制度の充実化、研究関連制度の整備、文部科学省科学研究費補助金の対象となる研究機関としての指定、研究関連業務のガバナンス強化、公的研究への参加、英語学術論文の公表、RS 活動報告書の公表、RS 研究会の開催等、レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上に向けた取り組みを着実に進め、成果が得られた。 （国際関係） 実績欄に記載のとおり、欧米やアジア諸国との連携や国際調和活動を PMDA が主導的かつ積極的に推進したとともに、設置した 2 つの海外事務所を積極的に機能させ、PMDA の国際的なプレゼンス向上に向けた取組を確実に進めてきた。 アジア事務所（タイ）、ワシントン D.C.事務所（米国）を機能化させたことは、PMDA の国際展開を一層推進するための基盤を構築することに繋がったと考えている。 「ドラッグロス」解消に向けた取組として、国際学会等でのセッションや講演などに加え、海外のベンチャー企業等へ個別面談を実施し、日本の薬事制度及び PMDA の業務に関する情報発信を強化することにより、日本申請に対する意識醸成を行ってきた。 この取り組みの一環として、ワシントン D.C.事務所において、日	
イ	Early consideration（注 1）の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相	イ Early consideration の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査の実施	イ Early consideration の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査の実施				

	談及び審査を実施すること。	＊ Early consideration とは、情報等が十分に収集されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。 ・ 革新的技術の実用化や医薬品の開発・評価に当たっての論点等について、early consideration としてとりまとめて公表する。 ・ 最新の科学的知見を踏まえ、新たな臨床評価ガイドラインの策定や既存の臨床評価ガイドラインの改訂を行う。 ・ R S 戦略相談等に関し、申込み全件	＊ Early consideration とは、情報等が十分に収集されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。 ・ 近年の医薬品開発の動向等を踏まえ、革新的技術の実用化や医薬品の開発・評価に当たっての論点等について、early consideration その他の文書としてとりまとめて公表する。 ・ 近年の医薬品開発の動向や最新の科学的知見を踏まえ、新たな臨床評価ガイドラインの策定や既存の臨床評価ガイドラインの改訂に向けた検討や研究を行う。また、国の成果目標を踏まえた、我が国における医薬品開発の動向の指標となる情報を収集し、公表する。 ・ R S 戦略相談等に関し、申込み全件		＜主な定量的指標＞ ・ 申込み全件について対応。また、RS 戦	・ 令和 7 年度において、医薬品等の開発を促進するための参考情報として 20 件の early consideration を発出した。 ・ パンデミック対策の一環として、新型インフルエンザのプロトタイプワクチンの開発等に関するガイドラインの改訂に係る研究班に参画し、改訂に向けた留意事項をとりまとめた。 ・ 医薬品にかかる RS 総合相談、RS 戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件につい	本に拠点を持たない企業等を対象として 18 件の薬事一般相談を実施し、うち 7 件で担当審査チームとの相談に繋がった。 IMDRF では、令和 7 年の議長国として電話会議及び日本での対面会合開催し、主要議題の合意形成を行うとともに、5 年ごとに策定される Strategic Plan 2026-2030 をとりまとめるなど、医療機器分野における多国間の国際調和活動を主導した。 また、厚生労働省等と協働し、医薬品分野において WHO から十分な規制能力を有する薬事規制当局、WHO Listed Authority (WLA) として認定を受けた。さらに、ワクチン分野において認定を受けるための対応を進めた。 東南アジア各国を対象に、WHO と協働して、Reliance の促進に向けた各種取り組みを行い各国に働きかけることで、令和 7 年度までに日本を参照国に指定した ASEAN の当局を 5 カ国に増加させた。 PMDA-ATC にて、アジアを中心とした複数国向け及び ASEAN の特定の国／地域向けにセミナーを対面又はオンラインで開催し、指標を大きく上回る成果となった。 インドネシア保健省からの長期研修の受入れ（試行）を踏まえ、新しい対応として、他機関と協働し、令和 7 年度にインドネシア、ベトナム及びタイ当局職員の研修の受け入れを作り出した。これら研修受入れのための体制整備を進めた。 ＜課題と対応＞	
--	---------------	---	---	--	--	---	--	--

	について対応する。 また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ 本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め、治験相談に関し申込み全件について対応する。 ・ 治験相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について、実用化の支援を図ること。	について対応する。 また、R S 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ 本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め、治験相談に関し申込み全件について対応する。 ・ 治験相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について実用化の支援 ・ 希少疾病用医薬品について、指定の早期化など新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。	略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。 ＜主な定量的指標＞ ・ 申込み全件について対応。治験相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。	て対応した（RS 総合相談 31 件、RS 戦略相談（事前面談含む） 202 件）。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 7 年度は 60 件中 60 件（100.0%）について達成した。 ・ 治験相談に関し、申込み全件について対応した。 ・ 治験相談の申込みのうち 80% について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 7 年度は 480 件中 477 件（99.4%）について達成した。 ・ 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大を目指すため、令和 6 年 7 月 1 日に小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業により希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談を開始した。令和 7 年度に指定された希少疾病用医薬品は、101 品目であった。	（審査関係） 今後も、定量的な指標について全ての項目で達成することを目指すとともに、審査の質の向上に資する様々な取組についても検討を行っていく。 （RS 関係） 包括的連携協定機関との連携による研修充実や研究促進、文部科学省科学研究費等を活用した研究の実施などをさらに進め、積極的な情報発信に取り組む。 また、大学、研究機関等との連携を一層充実させ、レギュラトリーサイエンス研究を発展させるとともに、外部との共同研究を実施しやすい環境を整備することにより、ガイドライン等の策定について促進を図る。 （国際関係） アジア事務所、ワシントン D.C. 事務所を通じた PMDA の更なる国際展開を進める。 海外企業等へのアウトリーチ活動を PMDA 内の各部門と連携しながら推進し、ドラッグロス対策に取り組む。 ATC 活動を強化し、アジア各国を主体に規制調和に向けた意識醸成を進める。	
--	---	---	--	--	--	--

		小児用医薬品について、開発促進のための新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。	化など新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。 - 小児用医薬品について、厚生労働省の「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会」及び厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の議論を踏まえた開発促進のための新たな仕組みに対応し、適切に審査及び相談を実施する。 - 希少疾病用医薬品や小児用医薬品に係る上記の相談に関する取組は、小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センターと関係各部が協働して適切に対応する。	＜主な定量的指標＞ - 先駆け審査指定制度又は先駆的医薬品指定制度に基づく品目の総審査期間 6 か月 ＜主な定量的指標＞ - 先駆け総合評価相	- 小児用医薬品の開発計画の策定を企業等に促し、PMDA が確認する対応を促進するため、令和 6 年 7 月 1 日に小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業により小児用医薬品開発計画確認相談を開始した。令和 7 年度に小児用医薬品の開発計画が策定されたのは 29 品目であった。 - 小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センターと関係各部が協働し、希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談及び小児用医薬品開発計画確認相談の申込み全件について適切に実施した。 - 令和 7 年度は、先駆け・先駆的審査指定制度に基づく承認品目がなかった。 - 先駆け総合評価相談に関し、申込み全件に		
--	--	---	---	---	--	--	--

	エ 海外開発先行の革新的医薬品について、日本での開発・導入に着手しやすくなる環境の整備と情報発信の強化を図ること。	相談に関し、申込み全件について対応する。 エ 海外開発先行の革新的医薬品について日本での開発・導入に着手しやすくなる環境の整備と情報発信の強化 ・ 海外の学会等において、海外のベンチャー企業向けに先駆的医薬品等指定制度や希少疾病用医薬品等指定制度を含む日本の薬事制度や機構の業務を情報発信し、RS 総合相談等を実施する。 ・ 海外のベンチャー企業に対する相談・支援の窓口となる拠点として、米国拠点を設置する。 ・ 国際共同治験に関する治験相談において、日本における薬事承認に向けた開発が進むよう、日本人被験者の安全確保に留意しつつ的確な助言を行う。	相談に関し、申込み全件について対応する。 エ 海外開発先行の革新的医薬品について日本での開発・導入に着手しやすくなる環境の整備と情報発信の強化 ・ 海外の学会等において、海外のベンチャー企業向けに先駆的医薬品等指定制度や希少疾病用医薬品等指定制度を含む日本の薬事制度や機構の業務を情報発信し、RS 総合相談等を実施する。 ・ 海外のベンチャー企業に対する相談・支援の窓口となるワシントンD.C.事務所の活動を促進し、関係各部は事業に対して必要な対応を行う。 ・ 国際共同治験に関する治験相談において、日本における薬事承認に向けた開発が進むよう、日本人被験者の安全確保に留意しつつ、厚生労働省の「創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する	談に関し、申込み全件について対応。	について対応した。(12 件) ・ 令和7年度は、6つの主要な学会等において、海外のベンチャー企業向けに日本の薬事制度やPMDAの業務を情報発信するとともに、無料相談等を実施した。 ・ ワシントン D.C.事務所経由で申込みのあった海外ベンチャー企業からの事前面談7件、対面助言2件に対応した。 ・ 「海外で臨床開発が先行した医薬品の国際共同治験開始前の日本人での第Ⅰ相試験の実施に関する基本的考え方について」(令和5年12月25日付け医薬品審査管理課事務連絡)等に基づき、日本から速やかに国際共同治験に参加できるよう、適切に助言又は指導を行った。		
--	--	--	--	--------------------------	---	--	--

	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。 (注 1) 情報等が十分に収集されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ ICMRA でのパンデミックにおける審査の考え方に関する議論に参加し、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。	検討会」の議論を踏まえた的確な助言を行う。 オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ ICMRA でのパンデミックにおける審査の考え方に関する議論に参加し、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。また、厚生労働省と連携し、感染症対策上の必要性の高い医薬品について承認申請があった際には迅速に審査する。				
	② ジェネリック医薬品等審査関係 ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。	＜ジェネリック医薬品等審査関係＞ ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査の実施と一層の質の向上 ・ 医療用医薬品の安定供給確保の観点	＜ジェネリック医薬品等審査関係＞ ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査の実施と一層の質の向上 ・ 厚生労働省と緊密な連携を取りなが	＜評価の視点＞ ・ ジェネリック医薬品等審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。		・ CEPI のアジア地域会合において、パンデミック等の検証的試験の実施が困難な場合におけるワクチンの開発・審査の考え方について、PMDA から発表するとともに、各国規制当局と意見交換を行った。 ・ 医薬品の安定供給に向けた措置として、「医療用医薬品の品目統合等に伴う製造方法	

		から、厚生労働省と緊密な連携を取りながら、迅速な審査及び的確な相談を実施する。 ・ 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、70%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・ 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・ 各年度に承認さ	ら、迅速な審査及び的確な相談を実施する。 ・ 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、70%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・ 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、55%タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・ 令和7年度に承	＜主な定量的指標＞ ・ ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間 70%タイル値で 10 か月 ＜主な定量的指標＞ ・ ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間 55%タイル値で 10 か月 ＜主な定量的指標＞ ・ ジェネリック医薬	等の変更手続きに係る手続きの迅速化について」 （令和7年2月14日医薬薬審発 0214 第2号、医薬監麻発 0214 第6号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）で定められた標準的事務処理期間 1.5 か月を達成できるよう、部内体制の整備及び関連部門との調整を行い、令和7年度に承認された 24 品目は全て 1.5 か月以内に事務処理を終えた。 ・ 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等の新規申請の行政側期間（70%タイル値）は 7.0 か月であり、目標を達成した。 ・ 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等の一部変更承認申請のうち、通常品目の総審査期間（55%タイル値）は 4.9 か月であり、目標を達成した。 ・ 令和7年度に承認されたジェネリック医		
--	--	---	--	--	--	--	--

		れたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、55% タイル値で6か月を達成する（ただし、申請者側が通算で6か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、53% タイル値で3か月を達成する（ただし、申請者側が通算で3か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 後発医薬品の品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発医薬品の承認審査に当たって、適合性調査を強化する。	認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、55% タイル値で6か月を達成する（ただし、申請者側が通算で6か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、53% タイル値で3か月を達成する（ただし、申請者側が通算で3か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 後発医薬品の品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発医薬品の承認審査に当たって、適合性調査を強化する。 - 厚生労働省が進める後発医薬品の製造販売承認書と製造方法及び試験方法の実態の整合性に係る点検の実施について	品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の総審査期間 55% タイル値で6か月 ＜主な定量的指標＞ ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く。）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 53% タイル値で3か月	薬品等のうち、試験法変更などの一部変更承認申請品目の総審査期間（55% タイル値）は 4.5 か月であり、目標を達成した。 - 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等のうち、迅速審査の一部変更承認申請品目の総審査期間（53% タイル値）は 2.1 か月であり、目標を達成した。 - 令和7年度に承認されたジェネリック医薬品等の新規申請された全品目において、原資料に対する適合性調査の割合を増やし強化を図った。 - 厚生労働省が進める整合性点検において認められた不備等に関して、「後発医薬品一斉点検後簡易相談（GFN）」や「後発医薬品変更届出事前確認簡易相談」などの相談を活用し、承認書の適正化を進めた。		
--	--	--	--	--	--	--	--

			（令和6年4月5日医政産情企発 0405 第1号、医薬薬審発 0405 第8号、医薬監麻発 0405 第1号医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、医薬局医薬品審査管理課長、医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知）において認められた不備等に関して、令和6年度に新設した相談の実施など必要な対応を進め、承認書の適正化を図る。				
	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施を図ること。	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施 - 相談業務については、申し込まれた全ての相談に対応する。また、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分を設定する。 - 国内外の後発医薬品に係るガイドラインの作成に参画し、そのとりまとめに貢献する。	イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施 - 相談業務については、申し込まれた全ての相談に対応する。また、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分の設定を検討する。 「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」の改訂に係る研究班に参加し、ガイドラインの作成に貢献する。また、ICH-M13 B（即放性経口		- 申し込まれた各種相談業務については、全て対応した。また、相談者のニーズを聴取し、新たな相談区分の設定を検討した - 薬事規制の国際調和や医薬品の安定供給を促進する観点から、ICH ガイドラインを後発医薬品についても適応対象に含める「後発医薬品等への ICH ガイドラインの適用について」（令和7年11月17日医薬薬審発 1117 第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長）及び「後発医薬品等への ICH ガイドラインの適用について」に関する質疑応答集（Q&A）について（令和7年11月17日厚生労働省医薬		

	③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係 ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分（注 2）の考え方の明確化並びに迅速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。	＜一般用医薬品及び医薬部外品審査関係＞ ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分の考え方の明確化と迅速な審査の実施、一層の質の向上（本項目における「区分」とは、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号医薬食品局長通知）に定めるものを指す。） ・ 要指導・一般用医薬品の審査について、引き続き審査期間の迅速化を図る。なお、各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の申請から承認までの総審査期間について、70%タイル値で 7 か月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、	固形製剤の生物学的同等性試験）に参加し、ガイドラインの作成に貢献する。 ＜一般用医薬品及び医薬部外品審査関係＞ ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分の考え方の明確化と迅速な審査の実施、一層の質の向上（本項目における「区分」とは、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号医薬食品局長通知）に定めるものを指す。） ・ 令和 7 年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 1 から 6 及び殺虫剤等（医薬品）の区分 1，2 の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で 12 か月を達成する（ただし、令和 6 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間、申請者側が通算で 12 か月以上の	＜評価の視点＞ ・ 一般用医薬品、医薬部外品審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ 要指導・一般用医薬品の区分 1 から 6 及び殺虫剤等（医薬品）区分 1，2 の総審査期間 50%タイル値で 12 か月	局医薬品審査管理課事務連絡）の作成・発出に貢献した。 また、ICH に専門家を派遣し、ICH-M13B を Step3（ガイドライン案の公表）とすることに貢献した。 ・ 令和 7 年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 1 から 6 及び殺虫剤等（医薬品）区分 1，2 の総審査期間（50%タイル値）は 7.9 か月であり、目標を達成した。		
--	--	--	---	--	---	--	--

		都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・ 要指導・一般用医薬品の申請区分について、申請区分の判断が不明瞭な事例を毎年度確認し、申	資料整備期間を要したものと及び申請者側が照会回答・差換え指示に基づく資料提出に規定以上の期間を要したものを除く。なお、規定の期間については厚生労働省と協議の上で定める。また、要指導・一般用医薬品部会後の手続きに要した期間の取扱いについては、今後、厚生労働省と協議の上で検討する。). ・ 令和7年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)の区分3の申請から承認までの総審査期間について、70%タイル値で7か月を達成する(ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間及び申請者側が通算で7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・ 要指導・一般用医薬品の申請区分について、申請区分の判断が不明瞭な事例を確認し、申請区分	＜主な定量的指標＞ ・ 要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間 70%タイル値で7か月	・ 令和7年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間(70%タイル値)は6.3か月であり、目標を達成した。		
		・ 要指導・一般用医薬品の申請区分について、申請区分の判断が不明瞭な事例を毎年度確認し、申			・ 要指導・一般用医薬品の申請区分の明確化に関する取り組みとして、関係業界とともに検討し、既承認の要指導・一般用医薬品の有効成分の分量、用法・用量について、医療用医薬品の有効成分の分量、用法・用量まで引き上げる		

	イ 新たな相談区分の設定及び既存相談の充実を図ること。	請区分の順次明確化を図る。	の順次明確化を図る。	＜主な定量的指標＞ ・ 医薬部外品の行政側審査期間 70%マイル値で4.5か月	際の考え方をとりまとめ、薬事審議会要指導・一般用医薬品部会の下承を得た。		
		・ 各年度に承認された医薬部外品の申請から承認までの行政側期間について、70%マイル値で 4.5 か月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。）。	・ 令和 7 年度に承認された医薬部外品の申請から承認までの行政側期間について、70%マイル値で 4.5 か月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。）。				
	（注 2）医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号 医薬食品局長通知）に定めるものを指す。	イ 新たな相談区分の設定・既存相談の充実	イ 新たな相談区分の設定・既存相談の充実		・ 要指導・一般用医薬品について、相談者側のニーズを踏まえ、新たに 5 つの相談区分「スイッチ OTC 等開発戦略相談」「スイッチ OTC 等開発戦略追加相談」「OTC 生物学的同等性相談」「スイッチ OTC 等製造販売後安全管理相談」「スイッチ OTC 等開発妥当性相談」を設置した。併せて、OTC 医薬品変更届出事前確認簡易相談を設置した（令和 7 年 5 月）。		
		・ 要指導・一般用医薬品について、既存相談の充実を図るとともに、「OTC 医薬品変更届出事前確認簡易相談」を新たに設定する。	・ 要指導・一般用医薬品について、既存相談の充実を図るとともに、「OTC 医薬品変更届出事前確認簡易相談」を新たに設定するための準備を進める。				
④ 信頼性保証関係		・ 医薬部外品について、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分の必要性について検討し、相談制度の充実を図る。	・ 医薬部外品について、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分の必要性について検討し、相談制度の充実を図る。	＜評価の視点＞ ・ 信頼性保証について、中期計画に掲げら	・ 医薬部外品について、相談者のニーズを踏まえ、「医薬部外品開発妥当性相談」、「防除用製品効力試験計画確認相談」を設置した（令和 7 年 9 月）。		
		＜信頼性保証関係＞	＜信頼性保証関係＞				

	ア 適合性調査を効率的に実施すること。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 信頼性保証に関連する調査について、より効率的・効果的になるよう手法の見直しを実施する。 ・ 国内外の企業・アカデミア等に対して GLP / GCP / GPSP 等に関する積極的な情報発信を実施する。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・ 審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさない時期に適切に調査を実施する。 ・ ジェネリック医薬品の信頼性確保のため、承認申請資料の適合性調査の強化を継続する。 ・ 適正な治験等の実施が推進されるよう、説明会等の実施を通して GCP / GLP / GPSP に関する啓発活動を行う。	れている各種取組が着実に実施されているか。	・ 新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に、効率的かつ効果的な調査を実施した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討を開始した。 ・ ジェネリック医薬品等 13 品目の GCP 実地調査を実施し、信頼性の確保を図った。 ・ 種々の学会・研修会等において、適合性書面調査・GCP 実地調査、再審査適合性調査及び GLP 調査において指摘が多い事例や、国内外の状況の紹介等を行った。 ・ 令和 6 年度の GCP 実地調査、GPSP 実地調査、及び適合性書面調査の実績と改善すべき事項の事例について、ホームページにて周知を行った。 ・ GLP 研修会（動画配信形式）を開催し、データ・インテグリティを確保するために重点的に取り組むべき事項について、実例を挙げながら業界に周知した。		
	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ（注 3）等への適切な対応を図ること。	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応				
	（注 3）実臨床の環境において収集された安全性・有効	・ 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を支援	・ 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を促進	・ 創薬エコシステムを具現化するため、治験エコシステム導入推進事業において、治験実施医療機関における課題を整理し解決策の検討			

	性の評価に係る各種電子的データ。	するための環境を整備する。	すべく実施医療機関との意見交換の中で挙げられた優先すべき治験実施上の課題の解決に取り組む。		を進めるとともに、関係団体等との意見調整を行い、GCP 省令等の改正に向けて厚生労働省と協議した。 ・ 治験エコシステム導入推進事業に関する報告会として患者を含む国内全般の関係者向けの情報共有を2回実施し、抽出された課題や対応状況の周知を行うとともに、ICH E6(R3)の国内導入やGCP省令改正の状況についても説明を行った。		
⑤ 品質管理関係	＜品質管理関係＞	＜品質管理関係＞	＜品質管理関係＞	＜評価の視点＞ ・ 品質管理について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ レジストリ及びデータベースの信頼性に関する相談や厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働省からのQ&A事務連絡の発出に協力した。 ・ 相談や適合性調査の効率化及び薬事利用関係者の理解促進のため、リアルワールドデータ活用促進事業に参加していない者への支援として、リアルワールドデータの信頼性に関する学習動画を限定公開し、対象者を拡大した（申込み機関数：20 機関）。 ・ 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者等に対する指導及び意見交換を実施した。		
ア GMP（注 4） 実地調査を充実させること。	ア GMP 実地調査の充実 ・ 製造所における製造管理・品質管理の更なる徹底及び安定供給の確保を図るため、製造管理・品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査	ア GMP 実地調査の充実 ・ 医薬品の製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資源の有効活用をしつつ、適切に実地調査を実施する。 ・ 過去の調査実			・ 令和7年度は121件（海外86件、国内35件）の実地調査を実施した。 ・ 調査業務の割当て、調査計画その他調査関連情報管理に係る業務の効率化を図る目的で、「GMP/GCTP 品質関連情報システム」を構築した。 ・ PIC/S Agreement に基づき、6 件の GMP 調査結果等を他国当局に提供したほか、医薬品原薬製造業者に対する国際的な GMP 調査合理化プログラム（API プログラム）下で実施す		

		をより充実させる。 績、医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム（PIC/S）や医薬品原薬製造者に対する国際的なGMP調査合理化プログラム（APIプログラム）を通じた他国GMP当局から入手した査察結果等の情報を踏まえ、GMP調査の重点化を図る。また、他国GMP当局からの要請に応じて、機構が行ったGMP調査結果等を提供する。 ・ 医薬品の製造販売承認に係るGMP調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行う。 ・ GMP調査員について、製品品質に影響するリスクを勘案した調査手法を取得するためのトレーニングプログラムを継続的に実施する。また、国際会議や、PIC/Sセミナーへの積極的な職員派遣等により、GMP調査員の育成を図る。		る電話会議等において調査情報の共有を行った。また、PIC/S事務局に職員1名を派遣し、PIC/S加盟当局間のGMP調査予定の共有効率化を目的として、各当局のオンライン情報共有基盤を構築し、技術検証を実施すること等により、国際的な調査業務の高度化に貢献した。 ・ GMP調査が医薬品の承認に係る総審査期間に影響を及ぼさないよう、各部と定期的に打合せを行うなど審査部門との連携強化を図った。 ・ GMP調査員に対し、専門教育（年3回）を実施した。 ・ 令和7年度における海外講演等の活動については、PIC/S Seminar 2025（香港）に1名の調査員を講師として派遣した。また、PIC/S等海外セミナー又は講習に、延べ3名の調査員を講師として派遣した。 ・ PMDA・ATC（アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター）GMPセミナー2025に5名の調査員を講師として派遣した。 ・ PMDA アジア事務所（バンコク）で開催されたタイFDA、マレーシアNMPA、フィリピンFDA対象のGMPトレーニングワークシ	
--	--	--	--	---	--

	イ 無通告査察を着実に実施すること。	イ 無通告査察の着実な実施 ・ 製造所のGMPレベルの向上を図るため、無通告査察を着実に実施する。	イ 無通告査察の着実な実施 ・ 国内のGMPレベルの向上のため、血液製剤及びワクチン製剤の製造所はもとより、その他の大臣許可製造所（放射性医薬品等）に対する無通告査察を拡充し、適切な指導を実施する。また、知事許可製造所のうち、製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所に対しては、都道府県の調査員と合同で無通告査察を実施するなど、都道府県の調査体制の支援も考慮したうえで、実効的なGMP調査の推進を図る。		ヨップに5名の調査員を講師として派遣した。 ・ PIC/S等海外セミナーに、延べ8名の調査員が参加した。 ・ 令和7年度は、2名の在宅勤務職員が計23件の実地調査（GMP適合性調査等）を実施した。 ・ 製造所のGMPレベルの維持向上のため、令和7年度は国内製造所に対し、無通告の立入検査を36件（PMDAによる単独23件、都道府県との合同13件）実施した。 ・ 連続生産等の新しい製造技術に係るGMP実地調査における指導の考え方に関し、関係製造所を所轄する都道府県からの相談を実施し	
	ウ 新しい製造技術に対する的確に対応すること。	ウ 新しい製造技術への的確な対応 ・ 連続生産等の新しい製造技術に関し、審査部門との連	ウ 新しい製造技術への的確な対応 ・ 連続生産等の新しい製造技術に関し、審査部門と連携			

		携の推進等により、情報収集、ガイドラインの作成協力を行うなどの確な対応を図るとともに、ニーズに即した相談体制を充実させる。	して引き続き情報収集を図るとともに、ガイドライン等の作成協力及びニーズに即した相談体制の充実を図る。		た。また、PMDA の審査部門が主管する各種相談における、新しい製造技術に関連する内容に係る相談に対応した。		
	エ 都道府県等の職員への教育支援の充実を図ること。	エ 都道府県等の職員への教育支援の充実 ・ 都道府県等の職員の資質向上に資するため、合同調査等の実施などGMP教育に係る支援を充実させる。	エ 都道府県等の職員への教育支援の充実 ・ 都道府県等との合同調査等の実施を促進するほか、都道府県の要請に基づき、都道府県が行うGMP調査に際して機構職員による技術的な助言を行うことや、地域ブロック、都道府県主催の各種講習会へ機構職員を派遣すること等により、GMP教育に係る支援を充実させ、都道府県等の職員の資質向上を図る。		- 都道府県等のGMP調査員の教育支援のため、(1)実地調査の支援、(2)PMDA 研修資料等の提供、(3)講習会、(4)講師派遣及び相談支援等を通じ、都道府県職員等に対するGMP調査に関する教育支援を実施した。 - 令和7年度は、当部のGMP調査に延べ6名の都道府県調査員を受け入れた。また、都道府県との合同の無通告査察を13件実施した。さらに、都道府県からの要請に対し、GMP調査員向け講習会等に、講師等として職員を延べ16名派遣した。加えて、規制当局を含む関係者の課題解決・意見交換の場として開催しているGMPラウンドテーブル会議に、都道府県からの参加者を延べ34名受け入れた。		
	オ 医薬品の品質に係るリスクコミュニケーションの促進を図ること。 (注4)医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準（Good Manufacturing Practice の略）。	オ 医薬品品質に係るリスクコミュニケーションの促進 ・ GMP適合性調査における指摘事例の公表などを通じ、医薬品品質に係る関係者間のリスクコミュニケーションを促進する。	オ 医薬品品質に係るリスクコミュニケーションの促進 ・ GMP調査における指摘事項の公表（オレンジレター）、産官学の実務担当者による意見交換（GMPラウンドテーブル会議）、		- GMP指摘事例速報（通称：オレンジレター）を計6報公表した。 - 医薬品等の品質確保に向けたリスクコミュニケーションの促進を図るため、関係者間（製薬企業、規制当局、アカデミア）の課題解決・意見交換の場として、GMPラウンドテーブル会議を開催した（令和7年7月、10月、		

	【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間等の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 （１）先駆的医薬品指定品目（注５）に関する相談、レギュラトリーサイエンス（注６）戦略相談（以下「RS戦略相談」という。）等の申込みに対して、全件相談に対応すること（令和４年度実績 全件実施）。 （２）治験相談及び RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から 30 勤務日以内に記録の確定を行うこと。 （注５）開発の比較的早期の段階から、承認に係る優先相談・優先審査を実施する先駆的医薬品等指定制度の対象として指定された、一定の要件を満たす画期的		GMP/GCTP アニュアルレポート、講演会等を通して、医薬品品質に係る関係者間のリスクコミュニケーションを促進する。 カ ワクチン等国家検定業務の適切な実施 ・ 国立感染症研究所から移管される国家検定業務を関連規程等に基づき適切に実施するとともに、移管品目の増加等に備え、引き続き担当者の育成を図る。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・ 各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。		令和８年３月）。 ・ GMP/GCTP アニュアルレポートを令和７年７月（日本語版）、９月（英語版）に公表した。 ・ 関係団体等が開催する講習会等に講師を延べ 26 名派遣し、GMP 省令の適切な運用について周知を図った。 ・ 厚生労働科学研究に２名が参画し、医薬品製造業者等における品質問題事案の再発防止及び安定供給の確保に向けて、製造業者等の問題検知力及び解決力の向上や官民の品質リスクコミュニケーションの在り方に関する検討に参加した。 ・ 令和７年度に開始した検定・検査業務において、ワクチン 29 ロット及び血液製剤 202 ロット SLP 審査を、定められた標準的事務処理期間内に完了し、いずれも合格であった。 ・ 令和８年度以降の国家検定業務の追加移管に向けて、国立健康危機管理研究機構への PMDA 職員の派遣等を通じて審査技能を習得し、担当者の育成を図った。 ・ 令和４年度までに開始したオンラインによる各種申請等の提出について、引き続き説明会・講習会等において周知し、業界に対してオンライン提出の利用を推進した。	
--	---	--	---	--	---	--

	な新薬等。 （注 6）科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医薬品におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目標期間の水準を維	・ 事務局審査品目、再審査、治験届及び治験相談の完全電子化に向けて DX 化を推進する。 イ 海外規制当局との連携及び規制調和への適切な対応 ・ 調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 ウ 規格基準関係業務等の適切な実施 ・ 医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原	・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化の検討について、連携して必要な検討を進める。 イ 海外規制当局との連携及び規制調和への適切な対応 ・ 調査関連の情報交換等を通して、海外規制当局との連携の強化を継続する。 ウ 規格基準関係業務等の適切な実施 ・ 第十九改正日本薬局方作成基本方針に従い、医薬品等の適正な品質を確保す		・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化について、連携して必要な検討を進めた。 ・ 信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、引き続き欧米 GCP initiative に参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と調査予定・結果等について情報共有・意見交換を行った。 ・ GLP に関する国際的な動向等をいち早く検知し、PMDA の調査にも取り入れられるよう、OECD へ職員の派遣と活動資金の拠出を継続した。 ・ GLP 査察結果の相互利用に向け、台湾における医薬品 GLP 調査内容を確認した。 ・ 令和 7 年度に計 72 回の日本薬局方原案検討委員会を開催し、第十九改正日本薬局方（令和 8 年 4 月告示予定）収載原案として、医薬品各条 27 件（新規 21 件、改正 5 件、削除 1 件）、		

		・ 日本薬局方及び JAN 制定の業務プロセスの見直しと電子化を進める。 ・ 原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した承認審査が円滑に進められるよう、問合せの多い質問や指摘事項を集計し、講習会及	・ WHOが主催する「世界薬局方会議」に協力することで国際的な薬局方活動に貢献し、日本薬局方の国際的地位の向上を図る。 ・ 関係部署との連携により、医薬品一般名称（JAN）の制定業務、及びWHOの国際一般名称（INN）の相談業務を適切に行う。 ・ 原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した登録や承認審査が円滑に進められるよう、問題事例や問合せの多い質問を講習会及び	・ EP との間で、MOC に基づき、原薬各条 1 件及び製剤各条 1 件の薬局方基準について、調和パイロットプログラムを進めた。 ・ EP 委員会へ年 3 回、オブザーバーとして参加し、情報収集・規制調和に向けた調整を行った。 ・ 欧米印薬局方と協働し、PDG のメンバーシップ拡大に向けて、令和 7 年 7 月に韓国薬局方を候補参加者として迎え入れた。 ・ PDG において、ICH 専門家部会よりメンテナンス作業を引き継いだICH Q4Bについては、日米欧以外の ICH レギュラトリーメンバー国・地域の薬局方を含められるよう、欧米薬局方並びに ICH 管理委員会と連携しながらメンテナンス作業の今後の進め方を検討した。 ・ 世界薬局方会議（IMWP）では、IMWP の目的や活動を明確にするために、IMWP の使命、目的、活動及び手段を明記した IMWP 憲章を作成するサブチームに参加し、第 16 回 IMWP（令和 8 年 6 月開催予定）に向けて IMWP 憲章案の共同作成を進めた。 ・ また、薬局方の環境持続性に関する文書を作成するサブチームにも参加し、第 16 回 IMWP に向けて文書案の共同作成を進めた。 ・ 関係部署との連携により、医薬品一般名称（JAN）を医薬品の承認に遅滞することなく制定した。WHO で開催された国際一般名称（INN）の会議に参加して得られた知見も考慮して、JAN 制定に取り組んだ。また、1 件の INN 相談に適切に対応した。 ・ 原薬等製造業者、国内管理人及び製造販売業者等を対象に、マスターファイルによる承認審査の遅延や承認後の維持管理不備の低減を目的として、マスターファイル講習会を令和 7 年 12 月に開催した。 ・ また、原薬等製造業者及び国内管理人等からのメール等による相談に応じ、参考となる事		
--	--	--	--	---	--	--

		びホームページで周知を図る。 エ 関西支部の活用 ・ 関西支部を活用したGMP実地調査を実施することにより、調査の効率化を図る。 ・ 関西支部を活用し、バイオ医薬品等の実用化促進に適切に対応する。	ホームページで周知する。 エ 関西支部の活用 ・ 関西支部に所属する調査員の調査等業務に関するスキルの向上及び人的資源の効率的な活用を推進するため、調査の実施状況を定期的に確認しつつ、必要に応じて教育を行う。 ・ 関西支部を活用し、西日本地域やアジア地域のGMP調査を効率的に実施する。 ・ 関西支部で実施するRS戦略相談等について関係者への周知を図るとともに、東京本部との連携を図り、バイオ医薬品等の実用化促進に適切に対応する。 ・ 関西支部テレビ会議システムによる対面助言を円滑に実施する。		例については、講習会資料に記載し、その資料のホームページへの掲載により周知した。 ・ 関西支部の調査員を東京本部で行われる「専門教育」に参加（3回）させた。 ・ 関西支部の調査員は、西日本地域 43 件、アジア地域 27 件の GMP 調査を実施した。 ・ 日本の創薬力向上に向けた PMDA の取組や再生医療分野の動向について発信するとともに、RS 戦略相談の周知を図るため、関係団体と連携してシンポジウムを開催した(令和7年12月、大阪市)。また、バイオ医薬品等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 10 件、RS 戦略相談（事前面談）42 件を実施した。 ・ 医薬品関係のテレビ会議システムの利用は 41 件あり、いずれも円滑に実施した。	
（2）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施 ① 医療機器審査関係	（2） 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施 <医療機器審査関係>	（2） 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施 <医療機器審査関係>	<評価の視点> ・ 医療機器審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			

	ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 - 各年度に承認された新医療機器（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で 14 か月を達成する（ただし、申請者側が 14 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の申請から承認までの総審査期間について、60％タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の申請から承認までの総審査期間について、60％タイル値で 6 か月を達成する（ただし、申請者側が 6 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された後発医療機器の	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 - 令和 7 年度に承認された新医療機器（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80％タイル値で 14 か月を達成する（ただし、申請者側が 14 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 7 年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の申請から承認までの総審査期間について、60％タイル値で 10 か月を達成する（ただし、申請者側が 10 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 7 年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の申請から承認までの総審査期間について、60％タイル値で 6 か月を達成する（ただし、申請者側が 6 か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和 7 年度に承認された後発医療機器の	<主な定量的指標> - 新医療機器（通常品目）の総審査期間 80％タイル値で 14 か月 <主な定量的指標> - 改良医療機器（臨床あり）の総審査期間 60％タイル値で 10 か月 <主な定量的指標> - 改良医療機器（臨床なし）の総審査期間 60％タイル値で 6 か月 <主な定量的指標> - 後発医療機器の総審査期間	- 令和 7 年度に承認された新医療機器（通常品目）の総審査期間（80％タイル値）は 11.9 か月であり、目標を達成した。 - 令和 7 年度に承認された改良医療機器（臨床あり）の総審査期間（60％タイル値）は 8.9 か月であり、目標を達成した。 - 令和 7 年度に承認された改良医療機器（臨床なし）の総審査期間（60％タイル値）は 5.8 か月であり、目標を達成した。 - 令和 7 年度に承認された後発医療機器の総審査期間（60％タイル値）は 3.7 か月であ		
--	---	--	--	--	--	--	--

	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。	申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で4か月を達成する（ただし、申請者側が4か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	器の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で4か月を達成する（ただし、申請者側が4か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	60%タイル値で4か月	り、目標を達成した。		
		イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化	＜主な定量的指標＞ 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 6か月			
		- 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された品目の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - 各年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、10か月を達成することを目指す。	- 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく申請であって、令和7年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく申請であって、令和7年度に承認された品目の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - 令和7年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、10か月を達成することを目指す。	＜主な定量的指標＞ - 先駆け審査指定制度又は先駆的医療機器指定制度に基づく品目の総審査期間 6か月 ＜主な定量的指標＞ - プログラム医療機器優先審査指定制度に基づく品目の総審査期間 6か月 ＜主な定量的指標＞ - 新医療機器（優先品目）の総審査期間 10か月 ＜主な定量的指標＞			
					- 令和7年度は、先駆け・先駆的審査指定制度に基づく承認品目がなかった。 - 令和7年度はプログラム医療機器優先審査指定制度に基づく承認品目はなかった。 - 令和7年度に承認された新医療機器（優先品目）の総審査期間は以下の通りであり、目標を達成した。 品目①：8.9か月 品目②：3.3か月		

	・ プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請であって、各年度に確認された改良医療機器（臨床なし）の確認期間については 5.5 か月、後発医療機器の確認期間については 3.5 か月を達成することを目指す（ただし、確認申請前に所定の相談を受けたものに限る。）。 ・ 先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ RS 総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）及び	・ プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請であって、令和 7 年度に確認された改良医療機器（臨床なし）の確認期間については 5.5 か月、後発医療機器の確認期間については 3.5 か月を達成することを目指す（ただし、確認申請前に所定の相談を受けたものに限る。）。 ・ 先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応する。 ・ RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ RS 総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）及び	・ プログラム医療機器について、変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認期間改良医療機器（臨床なし） 5.5 か月後発医療機器 3.5 か月 <主な定量的指標> ・ 先駆け総合評価相談、医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応。 <主な定量的指標> ・ 申込み全件について対応。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。 <その他の指標> ・ 講習会やワークショップの積極的な開催（4 回／年）。	・ 変更計画確認手続制度（IDATEN）に基づく確認申請のうち、令和 7 年度に確認された改良医療機器（臨床なし）はなかった。また、令和 7 年度に確認された後発医療機器はなかった。 <先駆け総合評価相談について、令和 7 年度においては申込みがなかった。> ・ 医療機器等条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について対応した（1 件）。 ・ 医療機器及び体外診断薬にかかる RS 総合相談、RS 戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件について対応した（RS 総合相談 51 件、RS 戦略相談（事前面談含む）64 件）。また、RS 戦略相談の申込みのうち 80% について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 7 年度は 15 件中 15 件（100.0%）について達成した。 ・ RS 総合相談の出張相談は 4 回、13 件実施した。 ・ 「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画」に基づくケーススタディに加え、プログラム医療機器に関する PMDA シンポジウム	
--	--	--	--	--	--

		学会等での出前相談を実施する。 AMED 等の研究事業へ参画する。	び学会等での出前相談を実施する。 AMED 等の研究事業へ参画する。		（計４回）を開催した。また、PMDA Channel において、医療機器に関する講演会動画及びプログラム医療機器に関する講演会動画の常時配信を開始した。 （次世代医療機器・再生医療等製品）評価指標作成事業に参画し、「ブレインコンピュータインターフェースシステムの評価指標」の作成、公表等に協力した。		
ウ	承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。	ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 - 伴走型支援を含む相談体制の拡充と相談メニューの新設を行う。 - 審査報告書の作成範囲の拡大と公表を行う。 - 審査報告書や通知などの英文による公表を行う。	ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 - 伴走型支援を含む相談体制の拡充と相談メニューの新設に向けて各業界関係団体等から意見を聴取し、新規相談枠を設置する。 - 審査報告書の作成範囲の拡大と公表に向けて各業界関係団体等との意見交換を引き続き行うとともに、改良医療機器（臨床あり）の審査報告書の作成を行う。		・ 医療機器について、相談者側のニーズを踏まえ、新たに４つの相談区分「医療機器生物学的安全性評価相談」「医療機器通知等該当性相談」「医療機器事前評価相談」「医療機器添付文書改訂相談」を設置した（令和８年３月）。 ・ 令和７年度申請の改良医療機器（臨床あり）について、順次、審査概要を作成、公表した。		
エ	プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談及び審査体制の強化を図ること。	エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談・審査体制の強化 プログラム医療機器審査部に組織改編し、大幅に体制を強化する。	エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談・審査体制の強化 引き続きプログラム医療機器審査部の体制の強化に取り組む。		引き続き２チーム体制で業務を遂行するとともに、全般相談等の集約化のための人員配置を行った。		

		・ プログラム医療機器に特化した相談区分を新設する。	・ プログラム医療機器に特化した相談区分の新設に向けて各業界関係団体から意見聴取等を行い、新たな相談制度を設置する。		・ プログラム医療機器について、相談者側のニーズを踏まえ、新たに 9 つの相談区分「プログラム医療機器 薬事開発総合対面助言」「プログラム医療機器申請前相談」「プログラム医療機器プロトコル相談 二段階承認」「プログラム医療機器評価相談 二段階承認」「プログラム医療機器評価相談 市販後変更報告」「プログラム医療機器申請区分・通知等該当性相談」「プログラム医療機器（検査システム）開発前相談」「プログラム医療機器（検査システム）プロトコル相談」「プログラム医療機器（検査システム）評価相談」を設置した（令和 8 年 3 月）。		
		・ 審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成を行う（5 件／年）。	・ 審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等の作成を行う（5 件／年）。	＜その他の指標＞ ・ 通知等の作成を行う（5 件／年）。	・ プログラム医療機器の審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等について、5 件を公表済み（うち 1 件はドラフト版で公表し、パブコメを踏まえて正式公表の予定）であり、その他、1 件を関連業界団体と ARCB に共有済みである。		
オ	パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ 必要な医療機器の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ 必要な医療機器の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。		・ パンデミックの経験を踏まえつつ、国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）において Reliance の考え方・強化について意見交換を行った。		
②	体外診断用医薬品審査関係	＜体外診断用医薬品審査関係＞	＜体外診断用医薬品審査関係＞	＜評価の視点＞ ・ 体外診断用医薬品審査について、中期計画に掲げられている			
ア	迅速な審査の実	ア 迅速な審査の実	ア 迅速な審査の実				

	実施と一層の質の向上を図ること。	施と一層の質の向上 - 各年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目（国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む。）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で12か月を達成する（ただし、申請者側が12か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 各年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で7か月を達成する（ただし、申請者側が7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	施と一層の質の向上 - 令和7年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で12か月を達成する（ただし、申請者側が12か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和7年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で7か月を達成する（ただし、申請者側が7か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ - 体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間 80%タイル値で12か月 ＜主な定量的指標＞ - 体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間 80%タイル値で7か月			
	イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。	イ 医療現場のニーズに答えるイノベーションの早期実用化支援の強化 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された体外診断用医	イ 医療現場のニーズに答えるイノベーションの早期実用化支援の強化 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、令和7年度に承認された体外診断	＜主な定量的指標＞ - 体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間 80%タイル値で7か月 ＜主な定量的指標＞ - 令和7年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（80%タイル値）は11.7か月であり、目標を達成した。 - 令和7年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間（80%タイル値）は6.6か月であり、目標を達成した。			
		先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された体外診断用医	先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく申請であって、令和7年度に承認された体外診断	＜主な定量的指標＞ - 先駆け審査指定制度又は先駆的体外診断用医薬品指定制度に基づく品目の総審査期間 ＜主な定量的指標＞ - 令和7年度においては、先駆け・先駆的審査指定制度に基づく体外診断用医薬品の承認品目はなかった。			

	薬品の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。 ウ 遺伝子パネル検査及びコンパニオン診断システムへの対応を充実させること。 - コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の作成等について部門横断的な活動に協力する。 - 遺伝子パネル検査等の先端技術を応用したゲノム診断に係る製品の審査・相談の実施・協力を進めるとともに、関連する評価指針の作成等に協力する。	用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6か月を達成することを目指す。 - 先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内とする。 ウ 遺伝子パネル検査及びコンパニオン診断システムへの対応の充実 - コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の作成等について部門横断的な活動に協力する。 - 遺伝子パネル検査等の先端技術を応用したゲノム診断に係る製品の審査・相談の実施・協力を進めるとともに、関連する評価指針の作成等に協力する。	6か月 ＜主な定量的指標＞ 申込み全件について対応。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを30勤務日以内。	- 体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談、RS戦略相談等に関し、申込み全件について対応した。（体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談0件、医療機器及び体外診断用医薬品にかかるRS戦略相談等115件）。また、RS戦略相談の申込みのうち80%について30勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和7年度は対象となる申込みがなかった。 - コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門及び厚生労働省と連携し遅滞なく的確な審査を行うとともに、承認されたコンパニオン診断システム等についてはホームページにて情報提供した。 - RSに係る横断プロジェクトに参画し「医薬品横断的なコンパニオン診断薬への該当性に係る評価報告書」（令和7年8月29日付）作成に協力し、公表した。 - 遺伝子パネル検査等の承認審査、対面助言について、医療機器審査部門と協力して実施した。		
--	---	---	---	--	--	--

	エ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。	エ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 ・ 審査報告書の作成、公表等により審査ポイントに関する情報発信を行う。	エ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化 ・ 審査報告書の作成に向け、業界関係団体等との意見交換を含めた検討を進める。				
	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ 必要な検査薬等の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。	オ パンデミック等に対応できる緊急時相談・審査体制の構築 ・ 必要な検査薬等の確保に向け、各国の審査当局との情報交換を進めるとともに、必要に応じて有事に向けた相談プログラムを構築し、弾力的な人員配置が可能な審査体制を構築する。				
	③ 再生医療等製品審査関係	<再生医療等製品審査関係>	<再生医療等製品審査関係>	<評価の視点> ・ 再生医療等製品審査について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
	ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 各年度に承認された再生医療等製品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で9か月を達成する（ただ	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と効率的で質の高い審査 ・ 令和7年度に承認された再生医療等製品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で9か月を達成する	<主な定量的指標> ・ 再生医療等製品（優先品目）の総審査期間 50%タイル値で9か月			
					・ 体外診断用医薬品の審査概要の作成に向け、記載要領やひな型について関連業界と協議した。 ・ パンデミックの経験を踏まえつつ、国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）において Reliance の考え方・強化について意見交換を行った。		

		し、申請者側が9か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 （ただし、申請者側が9か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 令和7年度に承認された再生医療等製品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で12か月を達成する（ただし、申請者側が9か月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査に要する期間について、以下のとおり達成する。 <table><tr><td>区分</td><td>タイル値</td><td>行政側期間</td></tr><tr><td>第1種使用</td><td>60%タイル値</td><td>6か月</td></tr><tr><td>第2種使用</td><td>60%タイル</td><td>2か月</td></tr></table>	区分	タイル値	行政側期間	第1種使用	60%タイル値	6か月	第2種使用	60%タイル	2か月	＜主な定量的指標＞ - 再生医療等製品（通常品目）の総審査期間 50%タイル値で12か月 ＜主な定量的指標＞ - カルタヘナ法に関する事前審査に要する行政側期間 第1種使用 60%タイル値で6か月 第2種使用 60%タイル値で2か月	＜主な定量的指標＞ - 令和7年度に承認された再生医療等製品（通常品目）の総審査期間（50%タイル値）は11.1か月であり、目標を達成した。 ＜主な定量的指標＞ - 遺伝子組換え生物等の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に定める第1種使用の承認と第2種使用の確認に関する事前審査に係る令和7年度の実績は以下のとおりであった。 第1種使用の承認（60%タイル値）の実績は2.4か月、達成率は160.0%。 第2種使用の確認（60%タイル値）の実績は1.4か月、達成率は130.0%。		
区分	タイル値	行政側期間													
第1種使用	60%タイル値	6か月													
第2種使用	60%タイル	2か月													

			利用価値						
			用	ル	値				
	イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材を育成すること。	イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材の育成	イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材の育成						
	・ 研修や学会を積極的に活用し審査員の知識の充実を図る。	・ 研修や学会を積極的に活用し審査員の知識の充実を図る。							
	ウ 実用化の支援と情報発信の強化を図ること。	ウ 実用化の支援と情報発信の強化	ウ 実用化の支援と情報発信の強化			＜主な定量的指標＞ ・ 申込み全件について対応。また、RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。			
	・ 先駆け総合評価相談、RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ 開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。	・ 先駆け総合評価相談、RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応する。また、RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ・ 開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。							
						・ 再生医療等製品の知識の習得及び品質・安全性確保の調査・研究を目的として、国立医薬品食品衛生研究所への国内派遣研修を継続的に実施し、令和7年度は2名が参加した。 ・ 再生医療等製品の製造技術に関する研修を強化し、令和7年度は一般社団法人バイオロジクス研究・トレーニングセンター（BCRET）の研修に2名が参加した。 ・ 再生医療の開発動向及び最新技術に関する知識を習得するため、国内学会にのべ38名、国際学会にのべ32名が参加した。			
						・ 再生医療等製品にかかる先駆け総合評価相談、RS 戦略相談等に関し、申込み全件について対応した（先駆け総合評価相談7件、RS 戦略相談等 200 件）。また、RS 戦略相談の申込みのうち80%について30勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和7年度45件中44件（97.8%）について達成した。			
						・ 厚生労働省に協力し、次世代評価指標として、①ヒト（同種）iPS 細胞由来角膜上皮細胞シートに関する評価指標、②ヒト（同種）iPS 細胞由来角膜内皮細胞に関する評価指標及び③腫瘍の免疫細胞療法に用いられる遺伝子導入された iPS 細胞由来の細胞製品の評価指標、			

		・ アカデミアやベンチャー企業に対して、開発の参考となる資料や学習用教材等を作成し、ホームページにおいて日本語と英語で情報発信する。	・ アカデミアやベンチャー企業に対して、開発の参考となる資料や学習用教材等を作成し、ホームページにおいて日本語と英語で情報発信する。	＜評価の視点＞ ・ 信頼性保証について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	通知として「再生医療等製品の条件及び期限付承認の取扱いについて」を作成し、新規技術を活用した製品開発の促進や審査の迅速化を図った。 ・ 再生医療等製品の薬事開発を促進するため、開発を検討する者を対象とした出張面談を国内企業（４イベント、計 56 組）及び海外企業（３イベント、23 組）へ実施した。 ・ 再生医療等製品の薬事規制に関する情報発信のため、学会にて講演及びパネルディスカッションを国内（のべ 34 名）及び海外（のべ 36 名）で実施した。また、開発拠点でのイベントにて講演及びパネルディスカッションを海外（中国・蘇州）及び国内（日本橋、大阪、福岡、JETRO プログラム）で実施した。 ・ 薬事規制に関する情報発信を強化するため、再生医療等製品の日英情報提供ページにて、通知や講演資料などを掲載した。 【医療機器関係】 ・ 審査部門との進捗確認を定期的を実施することで双方の状況を共有しつつ、調査を実施した。 ・ 申請予定品目の調査情報を早期に入手するとともに、審査部門と連携しながら、適合性書面調査・GCP 実地調査を円滑に実施し、承認予定時期に影響を及ぼすことなく調査を終了した。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に調査を実施した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討	
④ 信頼性保証関係	＜信頼性保証関係＞	・ アカデミアやベンチャー企業に対して、開発の参考となる資料や学習用教材等を作成し、ホームページにおいて日本語と英語で情報発信する。	・ アカデミアやベンチャー企業に対して、開発の参考となる資料や学習用教材等を作成し、ホームページにおいて日本語と英語で情報発信する。	＜評価の視点＞ ・ 信頼性保証について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	通知として「再生医療等製品の条件及び期限付承認の取扱いについて」を作成し、新規技術を活用した製品開発の促進や審査の迅速化を図った。 ・ 再生医療等製品の薬事開発を促進するため、開発を検討する者を対象とした出張面談を国内企業（４イベント、計 56 組）及び海外企業（３イベント、23 組）へ実施した。 ・ 再生医療等製品の薬事規制に関する情報発信のため、学会にて講演及びパネルディスカッションを国内（のべ 34 名）及び海外（のべ 36 名）で実施した。また、開発拠点でのイベントにて講演及びパネルディスカッションを海外（中国・蘇州）及び国内（日本橋、大阪、福岡、JETRO プログラム）で実施した。 ・ 薬事規制に関する情報発信を強化するため、再生医療等製品の日英情報提供ページにて、通知や講演資料などを掲載した。 【医療機器関係】 ・ 審査部門との進捗確認を定期的を実施することで双方の状況を共有しつつ、調査を実施した。 ・ 申請予定品目の調査情報を早期に入手するとともに、審査部門と連携しながら、適合性書面調査・GCP 実地調査を円滑に実施し、承認予定時期に影響を及ぼすことなく調査を終了した。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に調査を実施した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討	
ア 適合性調査を効率的に実施すること。	ア 適合性調査の効率的な実施	・ 信頼性保証に関連する調査について、リモート調査手法を活用するなど、より効率的・効果的になるよう手法の見直しを実施する。	・ 審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医療機器等の承認時期に影響を及ぼさない時期に調査を実施する。	＜評価の視点＞ ・ 信頼性保証について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	通知として「再生医療等製品の条件及び期限付承認の取扱いについて」を作成し、新規技術を活用した製品開発の促進や審査の迅速化を図った。 ・ 再生医療等製品の薬事開発を促進するため、開発を検討する者を対象とした出張面談を国内企業（４イベント、計 56 組）及び海外企業（３イベント、23 組）へ実施した。 ・ 再生医療等製品の薬事規制に関する情報発信のため、学会にて講演及びパネルディスカッションを国内（のべ 34 名）及び海外（のべ 36 名）で実施した。また、開発拠点でのイベントにて講演及びパネルディスカッションを海外（中国・蘇州）及び国内（日本橋、大阪、福岡、JETRO プログラム）で実施した。 ・ 薬事規制に関する情報発信を強化するため、再生医療等製品の日英情報提供ページにて、通知や講演資料などを掲載した。 【医療機器関係】 ・ 審査部門との進捗確認を定期的を実施することで双方の状況を共有しつつ、調査を実施した。 ・ 申請予定品目の調査情報を早期に入手するとともに、審査部門と連携しながら、適合性書面調査・GCP 実地調査を円滑に実施し、承認予定時期に影響を及ぼすことなく調査を終了した。 【再生関係】 ・ 再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさないよう計画的に調査を実施した。 ・ 早期承認を目指し、申請前又は臨床試験前の GLP 適合性確認相談等の実施について検討	

		・ リモート調査を取り入れた複数の調査手法を活用し、効率的な調査を実施する。 ・ 再審査及び使用成績評価に係る適合性調査については、調査申請受付後、速やかに適合性調査に着手するとともに、より効率的な調査方法を検討する。	・ 国内外の企業・アカデミア等に対して GLP / GCP / GPSP 等に関する積極的な情報発信を実施する。 ・ 適正な治験等の実施が推進されるよう、説明会等の実施を通して GCP / GLP / GPSP に関する啓発活動を行う。	を開始した。 【共通】 ・ リモート調査を活用し、効率的かつ効果的な調査を実施した。 【医療機器関係】 ・ 調査申請後、速やかに担当者と連絡を取り、調査日程を確定した。 ・ 同一申請者から申請された類似の品目については、資料等が共通している場合には調査を同時に行うなど、効率化を図った。 【医療機器関係】 ・ 学会等において、信頼性調査（非臨床・臨床）の基本的事項、最近の事例、適切な治験の実施、リモート調査における留意点などを説明した。 【再生関係】 ・ 業界団体が主催する研修会、医療従事者が参加する学会・研修会等において、適合性書面調査・GCP 実地調査、再審査適合性調査及び GLP 調査において指摘が多い事例や、国内外の状況の紹介等を行った。 ・ 令和8年度の GCP 実地調査、GPSP 実地調査、及び適合性書面調査の実績と改善すべき事項の事例について、にてホームページにて周知を行った。 ・ GLP 研修会（動画配信形式）を開催し、データ・インテグリティを確保するために重点的に取り組むべき事項について、実例を挙げな		
--	--	--	---	---	--	--

	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応を図ること。	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応 - 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を支援するための環境を整備する。 - リアルワールドデータ（RWD）や新技術を用いた開発等を積極的に支援するための環境を整備する。	イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応 - 国内治験における手続き等の簡素化・負担軽減を促進すべく実施医療機関との意見交換を行うとともに、治験実施上の課題の解決に取り組む。また、研修会等において啓発活動を行う。 - 臨床研究データ、レジストリデータ等の信頼性確保に関する相談について対応し、臨床研究データ、レジストリデータ等を用いた承認申請、使用成績評価申請を製造販売業者が適切に検討できるよう全般相談及び対面助言で助言、指導等を行う。また、レジストリ保有者等との意見交換等を行うとともに、信頼性確保に関する運営上の課題の解決に取り組む。	がら業界に周知した。 - 再生医療等製品についても、再審査申請前に信頼性を確認できるよう再審査適合性調査相談を設置した。 【再生関係】 - 治験エコシステム導入推進事業において、治験実施医療機関における課題を整理し解決策の提案を受けた。得られた情報については、医薬品と共通の課題であったことから、再生医療等製品についても、厚生労働省に GCP 省令等の改正の検討を依頼した。 【医療機器関係】 - レジストリデータの利活用を考えている企業と全般相談を実施し、対面助言に向けた方針の整理を行った。 - 医療機器レジストリ活用相談において、レジストリ活用に係る論点を中心に、レジストリ保有者と意見交換するとともに、助言を行った。 - リアルワールドデータを活用した SaMD 開発に係るシンポジウムを 4 回開催した。 【再生関係】 - レジストリ及びデータベースの信頼性に関する相談や厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働省からの QA 事務連絡の作成に協力した。 - 相談や適合性調査の効率化及び薬事利用関係者の理解促進のため、リアルワールドデータ活用促進事業に参加していない方への支援として、リアルワールドデータの信頼性に関す		
--	--	--	---	--	--	--

	⑤ 品質管理関係 ア QMS(注7) 実地調査を充実させること。	＜品質管理関係＞ ア QMS 実地調査の充実 QMS 実地調査体制の拡充を図り、製品の使用に当たっての危害の程度、製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、不具合報告（回収等含む。）、国際連携等を総合的に考慮し、製造販売業者及び製造所への実地調査をより充実させ、施設における製造管理・品質管理の質の向上に資する。	＜品質管理関係＞ ア QMS 実地調査の充実 - 製造販売業者及び製造所への実地調査を拡充し、QMS 調査方法や制度の国際整合化・調和を推進するため、製造管理及び品質管理や各国制度に精通した人材を確保する。 - QMS 調査の質の向上を図るため、QMS 調査員に対し、国際水準に見合った必要な知識を習得するための研修のほか、調査スキルの向上のためのより実践的なトレーニングを実施する。 - 医療機器の製造販売承認に係るQMS 調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行	＜評価の視点＞ 品質管理について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	る学習動画を限定公開し、対象者を拡大した（申込み機関数：20 機関）。 厚生労働省のリアルワールドデータ活用促進事業に協力し、レジストリ保有者等に対する指導及び意見交換を実施した。	医療機器等の製造管理及び品質管理の実務経験者を募集し、技術系専門職員 1 名を採用した。	QMS 調査員に対し、専門教育（1 回）を実施した。	承認に関連した QMS 調査については、審査部門と連携し、総審査期間に影響を及ぼさないよう、調査を迅速かつ効率的に行った。	
--	--	---	--	---	---	--	--	---	--

			う。また必要に応じて、プログラム医療機器や、A I、ゲノム解析等革新的・先端的技术を活用した新たな医療機器に対する調査手法及び調査体制の構築に向けた取り組みを行う。 ・ 製造管理又は品質管理に注意を要する製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資源の有効活用をしつつ、実地調査を適切に実施する。 ・ QMS調査の効率的な実施を目的として、MDSAP利用申請の推進のため、都道府県や業界団体と協力しながら、国内の製造販売業者及び製造業者に対する講習会等の機会を積極的に活用し、QMS調査について周知を図る。		・ 製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法を改善し、調査員への実地調査の割り当てを適切に行い、人的資源の有効活用を図った。 ・ 業界主催（4回）、都道府県等主催（2回）、アカデミア主催（1回）の講習会等において講演し、MDSAP利用の推進に向けQMS調査について周知した。		
イ 単回使用医療機器の再製造品目に対して的確に対応すること。	イ 単回使用医療機器の再製造品目への的確な対応 ・ 再製造単回使用医療機器（以下「再製造SUD」という。）に係る品目について、再製造SUD評価相談（QMS適合性確認）や調査を適	イ 単回使用医療機器の再製造品目への的確な対応 ・ 再製造単回使用医療機器（以下「再製造SUD」という。）の上市を望む申請者に対して、QMS調査員が再製造SUD評価相談（QM		・ 過去に専門教育を実施した「再製造単回使用医療機器の製造所に係る調査手法」を活用して、QMS調査を実施した。 ・ 再製造単回使用医療機器の承認申請を予定している企業からの一般的な相談事項に対応するため、全般相談を2件実施した。			

		切に実施する。	S 適合性確認）や各種相談、QMS 調査を通じて適切に製造管理及び品質管理を指導できるよう、策定した教育資料の活用や充実、教育機会の拡充を図る。				
	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 安全対策上寄せられた医療機器の不具合等情報を基に、厚生労働省と連携し、立入検査やQMS 調査を実施することにより、不適切な製造管理・品質管理に起因する不具合の発生・拡大を未然に防止する。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 安全対策上寄せられた医療機器の不具合等情報を適切に評価し、厚生労働省や関係部門と適切に連携しつつ時宜を得た立入検査やQMS 調査を実施するとともに、QMS 実地調査で得られた情報を安全対策業務に活用できるよう、部内のコミュニケーションをより一層進める。			市販後安全性情報を取り扱う医療機器安全対策課、必要に応じて厚生労働省医薬安全対策課及び監視指導・麻薬対策課と緊密に情報共有を行い、安全対策上懸念がある製造販売業者又は製造施設については、QMS 調査の実地又は書面の判定を行う際に考慮した。	
	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 国内登録認証機関が国際的に活躍することを目指し、体制強化と国際化に向けた教育的支援を実施するとともに、国内企業が開発した医療機器等の海外市場	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 国内登録認証機関に対して定期的の実施する立入検査や、認証機関の構成員が実地で行うQMS 適合性調査への立会検査等を通じ、認証機関の業務			国内登録認証機関に対して計 10 回の立入検査を、認証機関の構成員が実地で行う QMS 適合性調査へ計 8 回の立会検査等を実施し、認証機関の業務運営や審査・調査の質について現状把握を行った。	

		へのスムーズな展開に向け、国内登録認証機関による MDSAP 調査機関の認定取得の可能性を模索する。	運営や審査・調査の質について現状把握を行う。 ・ 国内登録認証機関の質向上に寄与する認証基準等の情報提供等のあり方について検討する。 ・ MDSAP の運営に関与し、参加している海外規制当局との間で情報交換を行う。 ・ MDSAP 認証を受けた海外の第三者認証機関が行う QMS 調査への立会査察を行い、最新の国際的な調査手法について把握し、得られた知見を国内登録認証機関の QMS 調査の質の向上に寄与		・ 認証業務の質向上に寄与する情報提供等のあり方について検討し、登録認証機関と PMDA による相互研鑽を 2 回、登録認証機関との定期会議を 2 回、産業界、登録認証機関及び PMDA の連携会議を 2 回実施した。 ・ アジア地域での MDSAP 活用拡大を目的として、以下プロモーション活動を実施。 1) ASEAN-Japan Medical Devices Regulatory Seminar 2025 (於インドネシア)にて、MDSAP のプロモーションを企画・実施。マレーシアの MDSAP 参加を実現。 2)MDSAP ワークショップ(於インドネシア)を米国とともに主催。アジア地域の規制当局 60 名ほどの参加を得た。 3)MDSAP の運営に係る RAC 会議において、2026 年の MDSAP フォーラムの日本主催の合意を獲得。MDSAP への参加を促すものとすべく、アジア地域国の招聘活動を実施。 ・ 個別の案件を議論する SME 会議において、調査報告書の品質改善に向けた取組、調査及び不備事項報告書の作成に関するワークショップへの参加、MDSAP 認証機関に対する評価・査察の結果に関する議論などを行った。 ・ 上記の取組により、グローバルな協力関係を推進した。 ・ 他の規制当局と連携し、MDSAP 認証機関に対する監査を 7 件実施した。 ・ MDSAP 認証機関に対する評価・査察を実施した際、不適合となった事項やその経緯などを情報収集し、国内登録認証機関の QMS 調査の質の向上に寄与するための方策を検討した。		
--	--	---	---	--	--	--	--

	オ GCTP（注 8） 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査を実施すること。 （注 7）医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準（Quality Management System の略）。 （注 8）再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準（Good Gene, Cellular, and Tissue-based Products Manufacturing Practice の略）。 【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 （1）先駆的医療機器・体外診断用医薬品・再生医療	オ G C T P 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・ 再生医療等製品の特性を踏まえ、審査部門との連携等により、製造管理・品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査をより充実させる。 ・ 特定細胞加工物の特性を踏まえ、細胞培養加工施設に対する構造設備の基準適合性調査等を的確に実施する。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・ 各種申請、相談及び届出関係業務の	するための方策を検討する。 オ 医薬品品質 G C T P 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・ 再生医療等製品の製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮するとともに、人的資源の有効活用をしつつ、適切に実地調査を実施する。 ・ G C T P の運用に関して、国際会議や、P I C ／ S セミナーの職員派遣等により G C T P 調査員の育成を図る。 ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）に基づく細胞培養加工施設に対する基準適合性調査等の質の向上を図る。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・ 申請者等に対するアクセス向上と業		・ 令和 7 年度は GCTP 実地調査として、8 件（海外 3 件、国内 5 件）実施した。 ・ PIC/S Seminar 2025(香港)に調査員 3 名を派遣し、加盟当局の最新動向の情報収集等を通じて GCTP 調査員としての育成を図った。 ・ 令和 7 年 5 月の再生医療安全確保法の改正による対象の拡大を踏まえ、特定細胞加工物等製造施設の調査を開始した。また、特定細胞加工物の製造施設の更新時の調査に当たり、当該施設の構造設備に加え、厚生労働省の要請により手順書等の作成状況を確認することで、調査等の質の向上を図った。 ・ 令和 4 年度までに開始したオンラインによる各種申請等の提出について、引き続き説明	
--	--	---	---	--	--	--

	等製品指定品目に関する相談、医療機器等条件付き承認制度（注 9）に係る開発前相談、RS 戦略相談等の申込みに対して、全件に対応すること（令和 4 年度実績全件実施）。 （2）RS 戦略相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から 30 勤務日以内に記録の確定を行うこと。 （注 9）重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患を対象とする革新的な医療機器等で承認申請に必要な臨床データの収集が困難なものについて、申請前に得られる限られた臨床データでは明らかにならないリスクへの対応を厳重に行うことを前提として、当該医療機器等を早期に承認する制度。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間について	書類の電子化・オンライン化を推進する。 イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・ 認証基準、承認基準、審査ガイドライン等の原案作成において主導的な役割を担い、審査の迅速化、質の向上等に寄与する。 ・ 規格基準の国際調和を戦略的に推進するため、ISO／IEC 等の活動に積極的に参画するとともに、日本発の国際標準を積極的に提案し、国内開発の医療機器のグローバル展開につなげるととも	業務効率化を図るため、各種申請、相談及び届出関係業務の書類の電子化・オンライン化を推進する。 ・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化の検討について、連携して必要な検討を進める。 イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・ 厚生労働省が実施する医療機器の認証基準、承認基準、審査ガイドライン等の策定及び改正に協力する。プログラム医療機器を含めて、医療機器の審査のポイントに関する情報を整理・公表する。 ・ 日本発又は日本の考え方を反映した ISO／IEC 等の国際規格等の策定を戦略的に進めるため、厚生労働省が実施する革新的医療機器等国際標準獲得推進事業などに協力するとともに、国内外	会・講習会等において周知し、業界に対してオンライン提出の利用を推進した。 ・ オンラインによる各種申請等の提出については、引き続き利用促進を図るとともに、さらに厚生労働省が行う収入印紙の電子納付や承認書の電子化について、連携して必要な検討を進めた。 ・ 医療機器承認基準等原案検討委員会を 2 回開催し、16 件の認証基準の改正について検討を行い、厚生労働省に報告した。 ・ プログラム医療機器の審査ポイント、認証基準及び迅速な審査等に資する通知等について、5 件を公表済み（うち 1 件はドラフト版で公表し、パブコメを踏まえて正式公表の予定）であり、その他、1 件を関連業界団体と ARCB に共有済みである。 ・ 「医療機器分野における国際活動の強化」について、以下の通り対応した。 1. ISO/IEC 国際会議等への積極的な参画 国際標準を戦略的に推進する重点領域（生物学的安全性評価、サイバーセキュリティ、リスクマネジメント等）を中心に、ISO/IEC の規格審議委員会に 299 回（国際会議 38 回、国内委員会 123 回、テレカン 138 回）参画し、日本の意見が反映されるよう伴走した。そのうち、6 規格（認証基準告示引用 JIS の対応国際規格		
--	---	---	---	--	--	--

	は、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。 2 審査業務の迅速化及び質の向上を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医療機器等におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。	に、我が国発のレギュラトリーサイエンスを世界に発信する。	の関連団体等との効率的な連携体制の整備・強化を推進する。また、ISO/IEC等を活用した日本の認証基準等の考え方について、特にASEAN諸国等の諸外国への普及・啓発を推進する。 ・ 日本の規格基準の考え方を踏まえ、米国等の諸外国と連携し、規制目的で使用するISO/IEC等の国際調和を推進する。 ・ 基準等の管理のためのデータベースの充実化、作成された基準等の英訳の促進及び基準関連ホームページを用いた国内外に向けた情報発	2件を含む）は発行に至った。 2. 国内審議団体等との連携 「国際規格審議団体分科会」に2回参加し、審議団体との連携強化を図った。 厚労科研「我が国における今後の国際標準獲得推進（医療機器分野）を担う人材育成推進事業（BRIDGE事業）」の分担研究者として、今後の国際標準を担うべき人材育成のためのエキスパート意見交換会を開催し、国際規格審議団体のエキスパートと共通課題の共有、課題解決方策の検討、チーム日本としての連携強化を図った。 ・ 各国規制当局等との信頼関係の構築・連携強化 1. ASEAN 医療機器委員会（AMDC）に参加し、「基準等情報提供ホームページ」の英語版に掲載されている情報の紹介、生物学的安全性ガイダンスの公表、ISO/IECの主たる規格に関する情報の公開を説明するとともに、意見交換を行い、連携強化を図った。AMDCが2026年以降の5ヵ年の活動計画作成に着手し、その検討に沿ってAMDCとPMDAの協力も引き続き議論することとなった。 2 . ASEAN-Japan Medical Devices Regulatory Symposium 2025 及び PMDA-ATC Medical Devices Webinar 2025 for AMDC にて、本邦の医療機器規制における国際規格の活用を紹介するとともに国際標準の規制利用の推進に協力した。 3. IMDRF AI WG 及びIMDRF SaMD WGに参加し海外規制当局と情報交換した。 ・ 認証/承認基準及び一般的名称の制定及び改正に合わせて、「基準等情報提供ホームページ」の更新を遅滞なく行った（ホームページ更新回数は、日本語 39 回、英語 32 回）。		
--	---	-------------------------------------	--	---	--	--

		ウ 海外規制当局との連携、規制調和への適切な対応 - 調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 エ 関西支部の活用 - 関西支部を活用し、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。	信を推進する。 ウ 海外規制当局との連携、規制調和への適切な対応 - 調査関連の情報交換等を通して、海外規制当局との連携の強化を継続する。 エ 関西支部の活用 - 関西支部で実施するR S戦略相談等について関係者への周知を図るとともに、東京本部との連携を図り、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。 - 関西支部テレビ会議システムによる対面助言を円滑に実施する。		【再生関係】 - GLP に関する国際的な動向等をいち早く検知し、PMDA の調査にも取り入れられるよう、OECD へ職員の派遣と活動資金の拠出を継続した。 - GLP 査察結果の相互利用に向け、台湾における医薬品 GLP 調査内容を確認した。 ・ 日本の創薬力向上に向けた PMDA の取組や再生医療分野の動向について発信するとともに、RS 戦略相談の周知を図るため、関係団体と連携してシンポジウムを開催した（令和 7 年 12 月、大阪市）。また、医療機器等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 14 件、RS 戦略相談（事前面談）65 件を実施した。 ・ 医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品のテレビ会議システムの利用は 1 件あり、円滑に実施した。		
（3）レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上	（3）R Sの推進による業務の質の向上	（3）R Sの推進による業務の質の向上	＜評価の視点＞ 人材力の強化について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されて				

	① 人材力の強化 ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。	ア 人材力の強化 ① 包括連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用した臨床現場等の状況を理解した人材の育成 ・ 包括連携協定機関等の外部機関との人材交流、意見交換、外部研修等により、臨床現場等の状況を学べる機会の充実を図る。	ア 人材力の強化 ① 包括連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用した臨床現場等の状況を理解した人材の育成 ・ 包括連携協定の再締結にあたって具体的な取組の実施に向けた検討を進める。 ・ 包括連携協定機関等の外部機関との人材交流、意見交換、外部研修等により、臨床現場等の状況を学べる機会を確保するとともに、その機会の一層の充実のための取組を着実に進める。	いるか。			・ 包括的連携協定締結機関である国立危機管理研究機構及び東北大学との間で具体的な取組に関する検討を進め、協定の再締結について合意した。 ・ 包括的連携協定締結機関との人材交流として、PMDA から5名を派遣し、連携機関から29名を受け入れた。 ・ 包括的連携協定締結機関での研修として、薬剤部及び治験管理部門での長期研修に4名、IRB 見学、臨床研究審査委員会・倫理審査委員会見学、又は治験管理業務見学に18名、ファーマコメトリクス領域の研修に9名の職員が参加した。また、包括的連携協定締結機関での臨床現場の見学（6件）を実施した。 ・ 海外の大学と PMDA との間で、PMDA 職員の技術研修を目的とした MoU に関して、令和8年度の締結に向けて対応を進めた。
	イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成すること。	② レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材の育成 ・ レギュラトリーサイエンス業務に関する研修や国内外での関連する学会、会議等での講演、外部専門家とのディスカッション等の論理的	② レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材の育成 ・ レギュラトリーサイエンス業務に関する研修や国内外での関連する学会、会議等での講演、外部専門家とのディスカッション等の論理的				・ レギュラトリーサイエンス関連のディスカッションのため、PMDA 職員が学会・学術会議において434件(国内292件、国際142件)の講演活動、大学等における803件(国内779件、国際24件)の講義活動を実施した。

		思考等の向上に資する機会の充実を図る。	思考等の向上に資する機会を確保するとともに、レギュラトリーサイエンスの視点を一層意識して、日々の業務における課題を同定・整理できるようにするための検討を進める。 ・ 研究関連業務の促進に向けて、研究実施への支援、適正な評価等に関する制度について検討を進める。				
② 科学的エビデンスの充実・強化	イ 科学的エビデンスの充実・強化	イ 科学的エビデンスの充実・強化	イ 科学的エビデンスの充実・強化	＜評価の視点＞ ・ 科学的エビデンスの充実等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- 研究関連業務の促進に向け、職員表彰制度の実施、学位取得体験記などの配信、研究関連イントラサイトの更新、研究関連規程の改訂等を行った。 - PMDA 内に保管されているファイル等データの横断的かつ高精度の検索を可能とするエンタープライズサーチシステムを導入し、研究関連業務の効率的な実施を促進した。		
ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。	① 研究へのエフォート増加による、組織としての研究遂行能力の強化 ・ レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員の研究関連業務へのエフォートを高く設定するとともに、研究遂行に必要な環境整備を促進する。	① 研究へのエフォート増加による、組織としての研究遂行能力の強化 ・ レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員の研究関連業務へのエフォートを高く設定するとともに、研究遂行に必要な研究費の確保とその執行管理、研究部門以外の各部門との連携等、研究環境の整備を進める。 ・ 研究機関として			- レギュラトリーサイエンス研究部に所属する職員のエフォートを明確化するとともに、一定の内部研究費の確保など研究環境の整備を引き続き実施し、文部科学省の科学研究費の対象となる研究機関の指定を継続した。 - 文部科学省科学研究費への申請を行い、レギュラトリーサイエンス研究部として、2 件の研究テーマが採択された。 - レギュラトリーサイエンスに関する業務の戦略的な実施のため、部門横断的な課題を検討する RS 戦略会議を 4 回開催し、今後の RS 活動に係る対応方針を決定し、研究環境の整備を図った。 - 厚生労働行政推進調査事業費補助金／厚		

	イ 審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。	② 審査・相談上の課題を集約し、部門横断的に検討できる体制の確立 ・ レギュラトリーサイエンスセンターにおける情報整理及び科学委員会での議論の促進あるいは部門横断的な検討の進捗管理の強化などを通じて、より計画的に検討できる体制を確立する。	安定的に活動できる基盤として、文部科学省科学研究費申請に向けた研究環境、組織体制等の整備を進める。 ② 審査・相談上の課題を集約し、部門横断的に検討できる体制の確立 ・ レギュラトリーサイエンスセンターにおける情報整理及び科学委員会での議論の促進あるいは部門横断的な検討の進捗管理の強化などを通じて、より計画的に検討できる体制を確立するため、関連規定等の円滑な運用を進める。	生労働科学研究費補助金には、14 研究班に職員 15 名が、AMED 委託研究費には、7 研究班に職員 10 名が関与した。 ・ 薬剤耐性菌感染症に用いるファージ製剤の開発における留意事項について、先端科学技術への対応に係る立案に関する専門協議を実施し、報告書を取りまとめ、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡として発出された（令和 8 年 1 月 15 日）。また、総説として、英文科学雑誌 Front Pharmacol に掲載された（令和 7 年 12 月）。 ・ New Approach Methodologies (NAMs) の活用について、PMDA 主催シンポジウム「国民が必要とする医薬品/医薬部外品への速やかなアクセスに向けて—NAMs の明日について考える—」（令和 7 年 10 月）を開催した。 ・ PMDA 業務における AI 活用のあり方や課題について、部門横断的に議論するとともに、必要に応じて外部ステークホルダーとも意見交換を行うことを目的として、「 AI 対応 WG 」を新たに設置した（令和 7 年 12 月から活動開始）。 ・ 小児用医薬品ワーキンググループにおいて、下記等の通知・事務連絡（計 6 件）について、小児用医薬品の開発促進に関連する記載内容の提案・整理等を行った。 ①「成人を対象とした医薬品の開発期間中に行う小児用医薬品の開発計画の策定について」の一部改正について（令和 8 年 2 月 27 日付医薬薬審発 0227 第 8 号） ②成人を対象とした医薬品の開発期間中に行		
--	--	--	---	--	--	--

				う小児用医薬品の開発計画の策定についての 質疑応答集（Q & A）の改正について（令和 8 年 2 月 27 日付事務連絡） ・ コンパニオン診断薬ワーキンググループ において、コンパニオン診断薬の横断化に係る 検討を進め、「医薬品横断的なコンパニオン診 断薬等への該当性に係る評価報告書」（令和 7 年 8 月 29 日、独立行政法人医薬品医療機器総 合機構）を作成・公表した。 ・ PMDA 主催又は外部団体（業界、アカデ ミア等）との共催により、横断的分野に関連す るシンポジウム・意見交換会として、主に下記 を含む計 6 件を開催し、産学官患での問題意識 や課題の共有、解決策の提案等についての意見 交換等を積極的に行った。 ①「海外で臨床開発が先行した医薬品の国際共 同治験開始前の日本人での第 I 相試験の実施 に関する基本的考え方について」に関する公開 シンポジウム（令和 7 年 8 月） ②PMDA 小児用医薬品シンポジウム（令和 7 年 8 月） ③炎症性腸疾患<IBD>ネットワークとの意見 交換会（令和 7 年 9 月） ・ 申請電子データを活用した解析に関して、 令和 7 年 12 月に PMDA ホームページに専用 Web ページを公開し外部への情報発信を開始 した。 ・ 申請電子データを活用した解析の成果を 以下の会合で公表した。 ①PMDA 小児用医薬品シンポジウム（令和 7 年 8 月、口頭発表） ②日本臨床薬理学会学術総会（令和 7 年 12 月、 ポスター発表） ③こどものがん治療薬開発シンポジウム（令和 8 年 1 月、口頭発表）		
--	--	--	--	--	--	--

	③ 発信力の強化 レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信すること。 【評価における指標】 外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機会の充実を図り、レギュラトリーサイエンスの推進に向けた環境整備及び体制を確立すること。 【目標の設定及び水準の考え方】 人材力及び科学的エビデンスを充実・強化させることにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため、指標を設定する。 （４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮	ウ 発信力の強化 RS 研究等の業務を通じて得られた成果を、英語論文等として発表 レギュラトリーサイエンス研究関連業務の成果を、英語論文、報告書等で積極的に公表できるような環境を整備するとともに、外部との意見交換会等も積極的に実施する。 （４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮	ウ 発信力の強化 RS 研究等の業務を通じて得られた成果を、英語論文等として発表 レギュラトリーサイエンス研究関連業務の成果を、英語論文、報告書、RS 研究会等で積極的に公表するとともに、発信力のさらなる強化のための環境整備、外部への情報発信方法等に関する検討を進める。 （４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮	＜評価の視点＞ - 発信力の強化について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜評価の視点＞ - 国際的リーダーシップの発揮について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	- PMDA 職員がこれまでに公表した日本語及び英語学術論文の検索が可能な機関リポジトリを導入し、PMDA 職員の利用を開始した。また、外部への公開に向けた作業を完了した。 - 職員が著者(共著者含む)として、日本語学術論文 89 報、英語学術論文 47 報を公表した。 - PMDA 職員が関与した英語学術論文に関して、ホームページでタイムリーに情報を掲載するとともに、PMDA が主体となった論文については、内容をわかりやすく解説した動画での情報発信を 3 件実施した。 - PMDA が主催する学術シンポジウム「PMDA RS 研究会」を 2 回開催し、各回に特定のテーマ（「RS の視点から RWD／RWE の利活用について考える」、「臨床開発における M&S の可能性について、RS の視点から考える」）を取り上げ、それぞれ 860 名、569 名の参加登録があった。 - レギュラトリーサイエンス関連の活動を、対外的にわかりやすく伝えることを目的とした「RS 活動報告書」を日英版で作成し公表した。		
--	---	--	---	--	---	--	--

	ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。	ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 多国間交渉・会議において日本が議論をリードすることで、規制調和・国際協力に貢献するとともに国際的な発言力・リーダーシップを高めることを目指す。	ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 医薬品規制調和国際会議（ICH）や国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）等、薬事規制を調和するための活動における議長等のポストを可能な限り確保し、組織運営や重要な決定事項に関する議論を日本が主体的に進めることを目指す。令和7年度は、IMDRF議長として日本が議論を主体的に進める。		・ ICH では管理委員会の議長を務めたほか、各種 WG において実務対応のとりまとめを行うなど、規制調和に向けた議論を主導的に進めた。 ・ ICMRA では副議長を務めたほか、WG のリード対応や、主要プロジェクト等の議論・合意形成を主導し、国際協力の推進に貢献した。 ・ IMDRF では令和7年の議長国として電話会議および札幌での対面会合を開催し、Strategic Plan 2026-2030 の策定をはじめとする規制調和に向けた主要な議題の議論・合意形成を主導した。 ・ APEC-SCSC-RHSC では副議長を務め、新しい試みを取りまとめるとともに、3つの優先作業領域（MRCT、医療機器、GRM）において、PMDA が薬事規制調和を主導的に進めた。 ・ アジア太平洋地域におけるセルフケア医薬品の規制調整を行う Self-CARER（Self-medication Collaborative ASIAN Regulatory Expert Round table）において、共同議長として、本会合の方向性等に関する議論を主導した。		
	イ 国際的な規格基準の作成及び規制調和活動の積極的な推進を図ること。	イ 国際的な規格基準の作成・規制調和活動の積極的推進 ・ 国際会議において、日本主導の国際的な規格基準の作成のほか、他国が主導する案件にも日本が積極的に関わることにより、国際的な規格基準の作成及び規	イ 国際的な規格基準の作成・規制調和活動の積極的推進 ・ ICHやIMDRF等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、合意された国際ガイドラインの国内実装を推進す		・ ICH、IMDRF 等の複数の国際調和会議において、議長・副議長やラポーター・規制側議長等を務め、国際ガイドライン等の作成に取り組んだ。 ・ ICH において最終合意された国際調和ガイドラインについて、国内で実装化対応を行った。 ・ IMDRF において最終合意された国際ガイ		

		制調和活動・国際協力に貢献する。	る。 ・ ICMRAにおいて、主体的に意見調整や方針決定に関わることで、国際的な規制調和活動に積極的に貢献する。 ・ 「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年 6 月 20 日健康・医療戦略推進本部決定) 及びその実行戦略(令和 2 年 7 月 14 日同決定)(以下これらを総称して「グランドデザイン」という。)を踏まえ、アジア諸国にレギュラトリーサイエンス(以下「RS」という。)への理解・活用を促進するとともに、国際標準の取り込みやガイダンス整備等の充実を促す。 ・ 日本薬局方について、国際対応の充実強化を図る。		ダンスについて、その実装状況を IMDRF 実装報告書として報告した。 ・ 前述のほか、ICMRA ウェブサイトの保守管理を日本が担当すること等を通じて、ICMRA 活動の認知度向上に貢献した。 ・ 東南アジア地域の国々を対象に、特定の国／地域向けに規制調和が必要とされるテーマのセミナーを計 4 回開催した。また、ASEAN に対しては、医療機器規制のセミナー 2 件、医薬品審査、再生医療等製品の審査に関するセミナーを各 1 件、計 4 件開催した。 ・ 薬局方調和国際会議(PDG)の年次会議でホストを務め、韓国薬局方を候補参加者として迎え入れる等の PDG メンバーシップ拡大や日米欧以外の ICH レギュラトリーメンバー国・地域の薬局方を含められるように ICH Q4B 等に係る議論を取りまとめ、薬局方基準の国際調和の推進に積極的に貢献した。 - また、PDG で改正予定の医薬品各条 2 件及び試験法 1 件に関して、国内で改正案の意見募集を行い、PDG における調和合意に基づき、第十九改正日本薬局方への収載に向けて 5 件(新規 1 件、改正 4 件)の収載原案を厚生労働省に報告した。報告した原案は第十九改正日本	
--	--	-------------------------	---	--	--	--

	② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。	② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 米国拠点の設置や欧州への人材派遣などにより米国 FDA 及び欧州 EMA との間で二国間協議の推進及び情報の受発信を促進する。 ・ 薬事規制調和の加速に向け、アジア拠点の設置やアジア規制当局からの長期研修の受入れなどによりアジア諸国との協力基盤を強化する。	② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 令和 6 年 11 月に設置したワシントン D.C. 事務所の業務を着実に実施する。米国のベンチャー企業等に向け日本の薬事情報を発信し、ネットワークを構築するとともに、米国 FDA との間で二国間協議の推進及び情報の受発信を促進する。 ・ 日本発の医療機器の海外展開を後押しするため、米国との間で実施している医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD 活動）を継続し、	＜評価の視点＞ ・ 二国間協議の強化等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	薬局方に収載予定。 ・ 欧州薬局方（EP）との調和合意に基づき、第十九改正日本薬局方への収載に向けて新規 1 件の収載原案を厚生労働省に報告した。 - また、米国薬局方（USP）との間で、MOC に基づき、原薬各条 1 件及び製剤各条 1 件の薬局方基準について、調和パイロットプログラムを実施し、第十九改正日本薬局方収載原案を作成して、厚生労働省に報告した。報告した原案はいずれも第十九改正日本薬局方に収載予定。		
					・ ワシントン D.C. 事務所から、米国内で開催される主要な学会等に参加し、日本の薬事情報を発信した。DIA 2025 Global Annual Meeting では米国 FDA との合同セッションを開催し、二国間協働に向けた発信を行った。 ・ ワシントン D.C. 事務所において、日本に拠点を持たない企業等を対象として 18 件の薬事一般相談を実施し、うち 7 件で担当審査チームとの相談に繋がった。		
					・ 医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD 活動）において、札幌での Think Tank を主催し、情報発信や意見交換を行った。また、日米の最新規制制度比較について、米国の産官学と協働し共著論文を作成した。		

			実践的な規制調和の促進を図る。 - 欧州への人材派遣などにより欧州 EMA 等との間で二国間協議の推進及び情報の受発信を促進する。 - 欧米規制当局との守秘取り決めに関する交換書簡に基づき、革新的な技術情報等について情報交換を行い、互いの規制当局の更なる充実・発展を図る。 - 令和6年7月に設置したアジア事務所の業務を着実に実施する。アジア規制当局との密接なコミュニケーションを通じ、現状や要望を把握し、機構本部とも協働してアジア規制当局との関係を強化する。 ・ アジア規制当局からの継続した長期		PMDA リエゾンを欧州 EMA に派遣する等により、欧州 EMA 等との二国間協議の推進及び情報の受発信を進めた。 - 米国 FDA、欧州 EMA 等と規制当局間会合を行い、非公開情報を含めた技術情報等について情報交換を行い、規制当局間の協働を進めた。 - 関係部と協力し、アジア事務所において GMP ワークショップを開催し、タイ、マレーシア、フィリピン（フィリピンのみオンライン参加）の GMP 査察員に対してキャパシティビルディングを実施した。 - アジア事務所においては、令和7年10月に国立がんセンター、国立健康危機管理研究機構と共催したシンポジウムにおいて、タイ、インドネシア、マレーシアの規制当局とともにアジア地域における臨床試験について議論するセッションを行った。 - マレーシアの規制当局との間で、安全領域の共同作業を開始した（オンライン会合を令和7年9月、令和7年11月、令和8年1月に実施）。 - また、ASEAN 諸国（タイ、ベトナム、マレーシア*、インドネシア）の規制当局及び大学・病院との対面会合を実施したほか、アジア事務所において企業、大学、病院等からの相談に対応した。 *国立がんセンターと共に訪問 ・ インドネシア保健省からの長期研修の受入れを踏まえ、アジア規制当局から継続的に研	
--	--	--	--	--	---	--

	イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動の強化を図ること。	イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 ・ アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジア諸国等複数国向けに年5回以上のトレーニングを開催（医薬品・医療機器の審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成する。）。	研修の受入れに向けて、関係機関とも協力して長期研修の枠組みを構築する。 ・ WHO-CRP を通じた日本の審査結果の活用に向けて、WHO から十分な機能を有する薬事規制当局であるとの認定を受けるための対応を進める。	＜主な定量的指標＞ ・ 年5回以上のトレーニングを開催、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ 75%以上	修を受け入れるための体制整備に努めるとともに、関係機関との調整を進めた。 ・ 厚生労働省等とも協働し、医薬品分野において、WHO から十分な規制能力を有する薬事規制当局として認定を受けた。また、ワクチン分野において認定を受けるための対応を進めた。 ・ アジア諸国等複数国の規制当局の担当者等に対し年間で合計7回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）のセミナーをオンライン又は対面にて開催し、延べ 27 の国/地域から 180 名の参加を得た。 ・ セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度は、5段階評価で3（Good）以上の割合が 100 %であった。 ・ ASEAN 加盟国からのトレーニング要請等に応じ、規制調和が求められるテーマについて特定の国／地域向けにオンライン又は対面によるセミナーを8回開催した。 ・ うち2回は、ASEAN 加盟国向けに、新医薬品審査及び再生医療等製品審査に係るセミナーを実施し、ASEAN 共同審査担当者のスキル向上を支援した。		
--	---	--	--	---	--	--	--

	ウ 二国間協議を通じた日本の審査結果の受入れの推進を図ること。	ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法・日本の審査結果の受入れ推進 ・ 二国間の産官シンポジウム・規制当局間会合を通じて、日本の審査結果の相手国規制への取り込み（簡略審査において日本を参照国指定する国の増加）及び簡略審査制度をより利用しやすくするための環境整備を進める。 ・ 規制当局との間で医薬品等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制の手法導入に向け、協力・支援を	度が５段階評価で３（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成する。）。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法・日本の審査結果の受入れ推進 ・ 二国間の会合や必要に応じた合同シンポジウムの開催を通じて、相手国の要望等に応えるとともに、日本の規制制度への信頼を高め、日本の審査結果の相手国規制への取り込み（簡略審査において日本を参照国指定する国の増加）及び簡略審査制度をより利用しやすくするための環境整備を進める。 ・ WHOとも連携し、“Reliance（規制当局が承認審査や視察の中で、他の規制当局の評価結果を重視・考慮し、自国規制に活用すること）”の考え方の浸透をアジア諸国に広げる。 ・ 規制当局との間で医薬品等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制の手法導入に向け、協力・支援		・ 二国間会合を通じて、日本の承認審査制度への信頼を高め、相手国での日本の承認審査結果の活用に向けた環境整備を進めた。 ・ 日本企業の簡略審査の利用促進を目的に、簡略審査に関する情報を提供するため、PMDA のウェブサイト上に新たなページを作成した。 ・ ASEAN 各国の規制当局を対象に、第２回 Reliance 会合を開催し、WHO と共に Reliance 活用促進に向けた課題の整理と今後の対応づくりを進めた。 ・ ASEAN 加盟国からのトレーニング要請等に応じ、規制調和が求められるテーマについて特定の国／地域向けにオンライン又は対面によるセミナーを８回開催した。（再掲） ・ うち２回は、ASEAN 加盟国向けに、新医薬品審査及び再生医療等製品審査に係るセミ		
--	--	--	--	--	---	--	--

	ること。 （注 10）医薬品等の非臨床試験・臨床試験の実施や製造管理・品質管理等に関する基準（Good x Practice の略）。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。	・ GLP／GCP／GMP／QMS／GCTPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなどを通じ、相手国規制当局の日本での調査結果受入れに向けた環境整備を進める。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化 ・ 米国拠点の設置等を通じ、海外の革新的製品を開発するベンチャー企業等に対する日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信を強化する。	・ GLP／GCP／GMP／QMS／GCTPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなどを通じ、相手国規制当局の日本での調査結果受入れに向けた環境整備を進める。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化 ・ 令和 6 年 11 月に設置したワシントン D.C.事務所の業務を着実に実施するとともに、学会・会議参加等をとおして、海外の革新的製品を開発するベンチャー企業等に対する日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信を強化する。	<評価の視点> ・ 機構の業務内容等の世界への発信について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 複数国向けに GMP セミナーを開催したほか、e ラーニング教材を提供することで、相手国規制当局での日本の調査結果受入れに向けた環境整備を進めた。 ・ OECD が進めるデータ受入対応を通じて、GLP 結果受入を進めた。 ・ MDSAP を通じた QMS 査察報告書の受入を進めた。		
	イ レギュラトリーサイエンス推進	イ PMDA レギュラトリーサイエンス	イ PMDA レギュラトリーサイエンス		・ ワシントン D.C.事務所から、米国内で開催される主要な学会等に参加し、日本の薬事情報を発信した。DIA 2025 Global Annual Meeting では米国 FDA との合同セッションを開催し、二国間協働に向けた発信を行った。（再掲） ・ ワシントン D.C.事務所において、日本に拠点を持たない企業等を対象として 18 件の薬事一般相談を実施し、うち 7 件で担当審査チームとの相談に繋げた。（再掲） ・ BIO 国際会議、DIA 米国年会・欧州年会等における講演などを通じて、PMDA の規制調和に向けた取組みや日本の薬事制度に関する情報発信をするとともに、各会議の場で個別面談を実施するなどにより、日本での申請に向けた意識醸成を行った。		

	活動に関する情報発信を強化すること。	活動に関する情報発信強化 審査報告書の英訳版の作成等を通じて、機構におけるレギュラトリーサイエンス関連活動の世界への情報発信を強化する。	活動に関する情報発信強化 - 審査報告書の英訳版の作成等を通じて、機構におけるレギュラトリーサイエンス関連活動の世界への情報発信を強化する。審査報告書の英訳については、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に英訳する。 - 海外の簡略審査制度での活用を念頭に、英訳対象とする審査報告書を適切に選択する。		- 情報提供の意義が高い承認品目を選定し、計 40 品目の審査報告書の英訳を公表した（医薬品 31、医療機器 6、再生医療等製品 3）。 - 上記の情報を 4,085 人（世界各国の規制当局者を含む）に e-mail で配信した。 - 英訳する審査報告書について、審査部門との調整により選定を行い、確実に英訳を実施した。 - 二国間の会合やシンポジウムの開催等について、積極的な情報発信を行った。 - 英訳した最新の通知や安全性情報などを、PMDA Updates 等を通じて、国内外のステークホルダーに向けて積極的に発信した。 - 情報発信効果が高いと考えられる BIO 国際会議、DIA 米国年会・欧州年会等の国際学会での講演などを通じて、日本の薬事制度等に関する情報発信を強化した。 「PMDA Updates」の読者層を国内外のベンチャー企業やアカデミア、キャピタリストまで広げ、対象者にとって有益な情報を特集した構成で、年 4 回の発信を進めた。 - 令和 7 年度の「PMDA Updates」発行につき、PMDA の広報アドバイザーからの意見等		
	ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。 【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けに年 5 回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 日本の薬事規制に関する取組等について、実績や経験等に係る積極的・効果的な情報発信を強化する。	ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 - 日本の薬事規制に関する取組等について、実績や経験等に係る積極的・効果的な情報発信を強化する。 - 国際学会等における講演等について、情報発信効果が高いと考えられる方策を継続的に検討し、情報発信能力を強化する。				

	又は安全対策業務に関して実施した延べ数) し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合が延べ 75%以上を達成すること (令和 4 年度実績 トレーニング開催数 20 回(複数国向け 9 回、特定国向け 11 回)、受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合 100%)。 【目標の設定及び水準の考え方】 アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、受講者の満足度及び理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受入れ推進等へつなげるため、指標を設定する。 目標水準については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ、前中期目標期間を超える水準を設定する。			も踏まえつつ、内容・構成を対象者にとって有益となるよう検討を進めた。		
--	---	--	--	---	--	--

【重要度：高】 1 医薬品・医療機器等の迅速な審査の実施について、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消やプログラム医療機器の実用化促進に向けた支援等を図りつつ、世界最速レベルの審査期間を堅持する必要がある。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。						

【困難度：高】 1 速やかな審査と業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、審査部門の多面的な活動によるレギュラトリーサイエンスの推進が必要であり、困難度が高い。特に、プログラム医療機器については、これまでの医療機器開発企業と異なる他業種による開発が主流となっているため、その特殊性に応じた相談・審査体制を別途構築し、開発から薬事申請へのきめ細かなガイドやサポート等を行うことが必要であり、困難度が高い。 2 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手							

のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。							
--	--	--	--	--	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	安全対策業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。また、先駆的医薬品等指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策が重要となっている。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【困難度：高】 1 画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加しており、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品・新医療機器等による従来知見で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を要する分析が求められ、困難度が高い。 2 副作用等情報をより効率的かつ着実に分析するため、今後は MID-NET[®]等のリアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価をより一層積極的に活用していく必要がある。リアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価を活用するためには、リアルワールド	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	データに基づく課題設定・課題解決を適切な手法で検証する必要がある、専門性が求められ、困難度が高い。 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。		
--	--	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度				6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（計画値）	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。							予算額（千円）	7,237,305	6,300,710			
医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（実績値）	－	－	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表。						決算額（千円）	5,867,526	6,063,144			
国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（計画値）	2 勤務日以内に掲載。	2 勤務日以内に掲載。	2 勤務日以内に掲載。							経常費用（千円）	4,947,447	5,500,370			
国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（実績値）	－	－	2 勤務日以内に掲載。	2 勤務日以内に掲載。						経常利益（千円）	1,554,313	1,244,166			
アジア諸国等の規制当局の	アジア諸国等向けに年	アジア諸国等向けに年 2 回	アジア諸国等向けに年 5 回以上のトレーニングを開催し、セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が							行政コスト（千円）	4,947,447	5,503,222			

	担当者等への セミナー受講 の満足度（計画 値）	5 回以上の トレーニングを 開催し、セミナー 受講後のアン ケートにおける 受講者の満足 度が 5 段階 評価で 3 （Good）以 上の割合が 延べ 75%以 上を達成。	以上のトレー ニングを開催 し、セミナー 受講後のアン ケートにおけ る受講者の満 足度が 5 段階 評価で 3 （Good）以 上の割合が延べ 75%以上を達 成。	5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成。											
	アジア諸国等 の規制当局の 担当者等への セミナー受講 の満足度（実績 値）	—	—	アジア諸 国等向け に年 9 回 のトレー ニングを 開催し、 セミナー 受講後の アンケート における 受講者の 満足度が 5 段階 評価で 3 （Good） 以上の割 合は延べ 100%。	アジア諸 国等向け に年 7 回 のトレー ニングを 開催し、 セミナー 受講後の アンケート における 受講者の 満足度が 5 段階 評価で 3 （Good） 以上の割 合は延べ 100%。					従事人員数	240 人	231 人			

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 安全対策業務 安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止及び発生時の迅速かつ的確な対応を行うことが重要である。 また、条件付き早期承認制度、緊急承認制度（注 11）等の医薬品・医療機器等の早期承認を進める制度が整備される中、国民が安心して世界最先端の医薬品・医療機器等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。 このため、以下の目標を設定する。 （注 11）緊急時において、安全性の確認	4 安全対策業務 条件付き早期承認制度、緊急承認制度など患者の治療選択の幅を広げる新薬等の早期承認を進める制度が運用される中で、市販後の安全対策は一層重要性を増している。 国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるよう、R Sに基づき、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進するとともに、厚生労働省と密接な連携をとりつつ、以下の施策を進める。	4 安全対策業務		< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 評価：A 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、A 評価とする。 （安全関係） 副作用情報等の適切な収集・整理・評価については、以下のような実績があった。 - 個別症例評価にて医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例について、MID-NET[®]又はレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により、能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析による安全性評価を行い、安全対策措置の検討に活用した。 - 年々増加する副作用等報告について、遅滞なく因果関係評価等を行い、必要に応じて安全対策措置の検討を行うとともに、副作用・不具合症例ラインリスト及び添付文書の改訂指示やその根拠を迅速に PMDA ホームページに公表した。画期的な医薬品等の安全対策においては、従来の知見で想定されない副作用・不具合に対処していくため、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門的な検討が必要となるが、いずれも迅速かつ適切に安全性評価を行い対応した。 - より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から方策を検討し、医薬品副作	評価 < 評価に至った理由 > < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > （実績に対する課題及び改善方策など） < その他事項 > （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）	

	を前提に、医薬品・医療機器等の有効性が推定されたときに、条件や期限付の承認を与える迅速な薬事承認の制度。 （１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ① MID-NET[®](注12)等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進を図ること。	（１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET[®]等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進 ・ 医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、MID-NET[®]やレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）等による能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析結果の安全性評価への活用により、安全対策の質の向上を図る。また、医薬品等の安全性の課題に応じて、MID-NET[®]、NDB等に基づく薬剤疫学調査の目標数を毎年度設定する。 ・ 製造販売後の医	（１）副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET[®]等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進 ・ 医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、MID-NET[®]やレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）を活用して安全性評価を実施し、必要に応じて安全対策措置を検討する。 ・ MID-NET[®]及びNDBを活用した薬剤疫学調査について 29 調査を	＜評価の視点＞ ・ 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜その他の指標＞ ・ MID-NET[®]、NDBを活用した薬剤疫学調査について 29 調査を実施。	・ MID-NET[®]及び NDB を活用して安全性評価を実施し、以下の安全対策措置の検討に活用した。このうち①は「PMDAからの適正使用のお願い」の作成・公表、⑤は添付文書での情報提供といった具体的な安全対策に貢献した。 ① NDB を用いたリチウムの血中濃度測定実施状況に関する調査 ② MID-NET に基づく COVID-19 治療薬の処方実態調査及びベネフィット・リスク評価 ③ MID-NET に基づく特例承認又は緊急承認を受けた COVID-19 治療薬の安全性プロファイル等の評価 ④ MID-NET を用いた免疫チェックポイント阻害剤処方患者における間質性肺炎の発現状況の評価 ⑤ ピオグリタゾン塩酸塩による骨折発現のリスク評価 ・ MID-NET[®]を活用した薬剤疫学調査として 33 調査を計画し、有識者会議での審議・承認を経て利活用を開始した。 ・ また、NDB を活用した薬剤疫学調査につい	用・安全対策支援統合システムの再構築に向け、RPA を含めて整理した要件に基づく改修を完了させ、データ抽出に係る処理時間の短縮及び業務効率化のための新機能の実装を実現した。 医療関係者、患者等への安全性情報の提供については、以下のよう な実績があった。 ・ PMDA メディナビで、RMP やそれに基づく資材の新規掲載、重要な更新情報を配信するとともに、RMP に関する医療関係者向け e-ラーニングコンテンツを紹介し、利活用を推進した。 ・ 「PMDA からの適正使用のお願い」及び「PMDA 医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知について合計 6 回、医療関係者へ安全性情報を提供した。 ・ 患者向医薬品ガイドの位置づけや提供方法、内容を見直すため、新たに外部有識者による検討会を設置して検討を行い、今後の方針をまとめた「患者向医薬品ガイド検討会とりまとめ」等を公表し、患者にとってより分かりやすいガイドの作成方針を示した。 ・ 一般消費者向けイベントにブース出展し、リーフレットを配布するなどして、PMDA が患者向けの安全性情報をホームページで提供していることなどを周知した。 ・ 患者が、PMDA ホームページに掲載された一般向けの医薬品情報に容易にアクセスできるようにホームページ上に「PMDA おくすりサーチ」の機能を追加した。 ・ 医療機器の電子化された添付文書を XML 形式で掲載するために、医療機器情報提供システムの	
--	---	---	--	---	--	---	--

	薬品で懸念される安全性の事項に対して、薬剤疫学調査の活用推進を図るため、人材の育成等、体制の強化を行う。	実施する。		でも計画し、実施した。	改修を完了し、その周知を図るとともに、今後の対象拡大について検討を開始した。 「病院・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」を実施し、添付文書電子化後の医薬品安全性情報の入手状況や RMP を含む医薬品安全性情報の活用状況について医療現場の現状を把握した。また、外部委員による検討会を設置して医療現場で安全性情報を適切に活用するための方策を検討し、調査結果と共に PMDA ホームページで公表し、更なる医薬品安全性情報の利活用推進に寄与した。 - 医薬品等の回収に関する情報について、情報提供にかかるシステムの改修を行い、回収対象品目の商品コード（GTIN：Global Trade Item Number）及び該当ロットを掲載できるようにするとともに、当該情報を CSV 形式で提供することを可能とすることにより、医療機関における回収情報の利活用に寄与した。 （RS 関係） - 審査と同様。 （国際関係） - 審査と同様。 ＜課題と対応＞ （安全関係） - 世界に先駆けて画期的な医薬品・医療機器・再生医療等製品が承認されていく中で、未知の副作用・不具合に対応した的確かつ迅速な安全対策の実施のため、MID-
	- 医薬品安全性評価の高度化を図るため、新たなデータソースや解析手法等について情報を収集し、利活用の有用性を検討する。 - 緊急安全性情報及び安全性速報により重要な安全対策措置を講じた場合には、その効果について検証する。	- 製造販売後の医薬品で懸念される安全性の事項に対して、薬剤疫学調査の活用推進を図るため、人材の育成等、体制の強化を行う。 - 医薬品安全性評価の高度化を図るため、新たなデータソースや解析手法等について、関連学会、公表文献等に基づき情報を収集し、知識の向上を図るとともに、業務への利用可能性を検討する。 - 緊急安全性情報及び安全性速報により重要な安全対策措置を講じた場合には、MID-NET®又はNDBを用いて措置効果の検証実施を検討する。 - 医療情報データベースを活用した		- 薬剤疫学調査の活用推進を図るため、薬剤疫学担当者向けに内部研修を実施するとともに、薬剤疫学関連の外部研修（SAS 研修等）の機会を確保し、職員の育成に努めた。 - また、薬剤疫学調査の実施に関する既存の手順等について必要に応じて更新した。 - 薬剤疫学関連の学術論文の精読及び関連学会でのポスター発表、講演や出席を通じて、新たなデータソースや解析手法等について最新の情報収集に努めるとともに、その内容の業務への利用可能性について検討した。 - 医療情報データベースの活用対象となる措置はなかった。 - 公表されたガイドライン「製造販売後データベース調査で用いるアウトカム定義のバリデ	

			適切な薬剤疫学調査の促進のため、審査部門で実施する薬剤疫学相談について、アウトカム定義のバリデーションに関するガイドライン（製造販売後データベース調査で用いるアウトカム定義のバリデーション実施に関する基本的考え方）等に基づき適切に協力するとともに、審査の過程において医療情報データベースを活用した調査の実施を検討する際にも適切に協力する。		ーション実施に関する基本的考え方」に基づき、疫学相談等で個別品目に関する助言を行った。また、承認審査品目における医療情報データベースの活用可能性について検討し、審査関係部に情報を提供した。	NET [®] などの医療情報データベースの行政利活用をより一層進めるなど、引き続き、安全対策業務の質の向上を図っていく。 ・ 年々増加する副作用等報告について、人的資源活用以外の情報処理方法や評価スキームを検討する。 ・ 副作用等報告について、医薬関係者に対し電子報告を周知、推進する。 ・ 医薬品に関する知識や理解の向上を目的とした一般国民向けの情報発信を効果的・継続的に行うために、PMDA ホームページのさらなる活用など、より良い情報提供方法について検討する。 (RS 関係) ・ 審査と同様。 (国際関係) ・ 審査と同様。	
	② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を実施すること。	イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・ 増大する副作用・不具合報告を迅速に整理し、評価するため、当該業務への IT 技術の活用（DX の推進）による質の向上と効率化について検討する。	イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・ 企業からの副作用・不具合等の報告を適切に受け付け、整理を行う。		・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システム等の円滑な運用を行い、医薬品副作用・感染症報告について約 58 万件を受け付けた。これらのうち国内の医薬品副作用・感染症報告は約 7 万件であった。 ・ 医療機器不具合・感染症報告について約 33 万件を受け付けた。これらのうち国内の医療機器不具合・感染症報告は約 4 万 6 千件であった。 ・ 再生医療等製品の不具合・感染症報告について、約 7 千件を受け付けた。これらのうち国内の再生医療等製品の不具合・感染症報告は約 1500 件であった。		

			・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、安全対策業務の効率化に資するよう、システム再構築を進める。 ・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システム等の円滑な運用を行うとともに、ICHやISO等における検討状況も踏まえ、必要に応じて、医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向けて、業界と調整対応を進める。 ・ 薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消を目指す。 ・ 大量の副作用・不具合報告データを効果的、効率的に評価・処理する方法（IT技術の活用等）について、厚生労働科学研究の成果なども活用しつつ、今後の研究課題を整理する。また、大量の薬局ヒヤリ・ハットデータをAIを活用して評価する		・ 医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から方策を検討し、システム再構築に向けRPAを含めて整理した要件に基づき、改修を進めた。 ・ 医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向け、ISO、Global IDMP Working Group（GIDWG）の検討状況について、情報収集を行った。 ・ 薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消方策を検討した。 ・ 外部研究機関との共同研究において構築した薬局ヒヤリ・ハット事例にかかるAI評価モデルによる事例のスクリーニングを試行的に導入し、業務効率化を図った。引き続きAI評価モデルによる試行的なスクリーニングを継続する。	
--	--	--	---	--	--	--

		方策について、これまでの検討結果を踏まえ、試行的に実務に導入し、引き続き本格導入の適否を検討する。 ・ 医薬品副作用・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、再生医療等製品不具合・感染症報告の国内の全症例について、因果関係評価や報告内容の確認などの精査を、原則として報告受付の翌勤務日中に行う。 ・ 不具合報告システムについて、迅速な安全対策に繋がるよう、不具合用語集のデータ活用等の機能改善、ユーザーの意見を踏まえた利便性向上のための機能改善等の検討を引き続き行う。 ・ 再生医療等製品の患者登録システムについて必要な協力を行う。 ・ プログラム医療機器等の多様な医療機器及び体外診断用医薬品の製品特性に応じた情報収集を行う。	国内の医薬品副作用・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、体外診断用医薬品の副作用報告、再生医療等製品不具合・感染症報告の全症例について、精査（因果関係評価又は報告内容の確認）を、原則として翌勤務日中に実施した。 ・ 医療機器不具合用語集の改版にあわせたアップデートを行うなど、利用者からの問合せ等も踏まえて、医療機器不具合報告受付システムの整備を行い、当該システムおよび関連するツールの修正等を実施した。 ・ 不具合用語集の適切な維持管理を行うため、来年度の不具合用語ハンドリングシステム構築に向けて関係企業や研究者との検討を実施した。 ・ 再生医療等製品の患者登録システムの関連学会への移管及び安定的運用に協力した。 ・ プログラム医療機器に関心が高い業界団体が主催した勉強会において、プログラム医療機器の不具合報告・外国措置報告・回収（改修）の事例を講演し、参加者の企業と不具合等報告の考え方について議論を実施した。		
--	--	--	--	--	--

			収集するための方策を検討する。 - 体外診断用医薬品の製品特性を踏まえた情報収集について、検討する。 - 副作用・不具合等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置を迅速に行う。 - 安全対策措置立案の期間短縮に向けた検討のため、機構から製造販売業者に添付文書の改訂の要否について照会し、かつ厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した案件について、進捗状況を把握する。 - 薬機法に基づく医療機関からの副作用、不具合等報告について、電子報告の受付システムによるものも含め、適切に受け付け、整理する。 - 医療機関からの医薬品の副作用報		- 体外診断用医薬品の情報収集に関して、厚生労働科学研究「体外診断用医薬品に係る安全対策のあり方に関する研究」をもとに、令和10年5月予定の副作用報告から不具合報告への制度変更に向けて、不具合等報告の周知や不具合の考え方について業界団体と議論を実施した。 - 企業からの添付文書改訂相談等に関して、医薬品960件（うち体外診断用医薬品196件）及び再生医療等製品10件の相談について、内容を精査し、迅速に対応した。 - 医療機器については、添付文書改訂相談285件、企業が自主的に提供する安全性情報等に係る相談71件において、内容を精査し、迅速に対応した。 - 厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した医薬品168成分（うち体外診断用医薬品1件）及び再生医療等製品7成分の案件について、進捗状況を把握し、適時適切な添付文書改訂を行った。 - 厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知及び自主点検通知により添付文書の改訂を指示した医療機器3件について、進捗状況を把握し、適時適切な添付文書改訂を行った。 - 報告された副作用等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置を速やかに講じた。 - 電子報告の受付システムを安定的に稼働させ、電子報告によるものも含めて、医療機関からの副作用、不具合等報告を適切に受け付け、整理した。 - 医療機関からの医薬品の副作用報告について約9千件を受け付け、うちPMDA調査対象は	
--	--	--	--	--	--	--

		の副作用、不具合等報告に係るフォローアップ調査を、調査が必要と判断される全ての報告について実施する。 ・ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による副反応疑い報告の詳細調査を、個人情報の取扱いに留意した上で実施し、ワクチンの安全性確保のために必要な整理・調査を行う。 ・ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）による特定臨床研究実施者からの疾病等報告について、必要な整理・調査を行う。 ・ 医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に基づき、「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が	告、医療機器の不具合報告のうち調査が必要と判断した全ての報告についてフォローアップ調査を実施する。 ・ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく医療機関からの副反応疑い報告について、電子報告の受付システムによるものも含め、適切に受け付け、整理する。 ・ 予防接種法に基づく副反応疑い報告について、個人情報の取扱いに留意した上で詳細調査を実施し、厚生労働省に提供する。 ・ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に基づく特定臨床研究実施者からの疾病等報告を適切に受け付け、整理し、厚生労働省に報告する。 ・ 医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に規定されている「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活	2,664 件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・ 医療機関からの医療機器に係る不具合報告を端緒として、周辺情報の収集等を行い、厚生労働省と連携して、必要な安全確保措置の実施について対応を進めた。フォローアップ調査に至った案件はなかった。 ・ ワクチン副反応疑い報告について、電子報告によるものも含めて、約 1400 件を受け付け、うち PMDA 調査対象は 7 件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・ 副反応疑い報告のデータ集計及び個別症例評価を実施し、ワクチンに係る厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）及び薬事審議会（薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会）の資料として遅滞なく厚生労働省に提出した。 ・ 疾病等報告 12 件（医薬品 9 件、医療機器 3 件）を受け付け、厚生労働省に報告した。PMDA 調査対象は、医薬品の 1 件（フォローアップ調査は不要とされた症例）であった。 ・ 新医薬品等の承認審査過程において照会事項を送付して申請者と議論しつつ、審査終了までに医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）を確認した。また、RMP に規定されている医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動が適切に実施されるよう指導した。		
--	--	--	---	--	--	--

		適切に実施されるよう、相談・指導を実施する。	動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 - 医療機器製造販売後リスク管理計画が策定される医療機器の早期承認品目について、「市販後の安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 - 副作用報告等を適切に評価し、製造販売業者に対して R M P の適切な更新を指導する。 - 医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。		- 令和7年度において、医療機器の条件付き承認品目として承認された品目はなかった。RMP が策定されている1品目について、症例登録の状況を審査部門と共有し、安全性監視活動及びリスク最小化活動が適切に実施されるよう指導した。 - 副作用報告等を適切に評価し、製造販売業者に対して RMP の適切な更新を指導した。 - 医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応した。		
③ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進を図ること。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 医療機関及び職能団体に対して、医療機関報告の重要性及び報告に際しての留意事項について普及・啓発を実施するとともに、電子的な報告を推進し適時適切な報告の増加を図る。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 医療関係者に対して、医療機関報告の充実・増加を促すため、報告の重要性や報告に際しての留意事項や電子的な報告に関する広報活動等を行う。また、効率的かつ効果的に安全性情報を収集するため、副作	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 - 医療機関報告の充実・増加を促す講演について、依頼元の要望に応じて、オンラインと対面でそれぞれ6回行った。 - 電子報告の受付システムの周知を図るため、医療関係者にターゲティングした WEB 広報を実施するとともに、医療関係者向けの9学会にブース出展し、対面での広報を実施した。 - 効率的かつ効果的な安全性情報の収集について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班「医療関係者による副作用報告の質向上に向けた情報連携のあり方の研究」を踏まえて				

	④ 患者からの副作用情報の安全対策への活用を図ること。 (注 12)機構が運営する医療情報データベースシステムのこと。協力医療機関が保有する電子的な医療情報を収集、分析システムを構築し、安全対策への利活用を進める。	エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 ・ 患者からの副作用報告の促進を図るとともに、個人情報の取扱いに十分留意の上、必要に応じてフォローアップ調査を実施し、安全性評価に活用する。	用報告の質の向上に関する国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班に協力し、副作用報告の実態を踏まえた助言等を行い、質の高い副作用報告の推進を図る。 エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 ・ 患者からの副作用報告については、個人情報の取扱いに十分留意した上で、厚生労働省と連携して国民への周知を行う。 ・ 患者からの副作用報告を適切に受け付け、整理する。 ・ 患者からの副作用報告について、フォローアップが必要な報告については調査も実施した上で、安全対策に活用する。	＜評価の視点＞ ・ 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	検討した。 ・ 電子カルテからの効率的かつ効果的な副作用等報告を実施可能とする基盤の構築に資するため、厚生労働科学研究費補助金「ICT 技術を利用した新規安全性情報報告の基盤構築に資する研究」に協力した。 ・ 患者からの副作用報告の促進・周知するために、厚生労働省と協力して、令和 5 年度のシステム改修（スマートフォンによる報告の利用環境の整備等）、令和 6 年度の一般向け及び医薬関係者向けの案内資材、システム操作マニュアルの作成及び広報資材の刷新などに活動に続き、令和 7 年度は、SNS 配信による患者副作用報告の国民への広報、事務連絡を発出して各自治体への広報を周知するための協力依頼を行った。 ・ 患者副作用報告として約 180 件を受け付けた。それらのうちフォローアップが必要な報告については、調査も実施した上で全ての報告について評価し、安全対策措置を検討する際の情報のひとつとして活用した。		
	(2) 医療関係者並びに患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ	(2) 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ	(2) 医療関係者、患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ				

	① 最新の電子化された添付文書の確実な提供を図ること。	ア 最新の電子化された添付文書の確実な提供 各種情報提供システムの安定的な運用を図り、医療関係者に対し最新の電子化された添付文書を確実に提供する。	ア 最新の電子化された添付文書の確実な提供 医薬品医療機器情報提供システム等情報提供にかかる各種システムの安定運用を図り、引き続き、PMDAホームページメンテナンス時等であっても電子化された添付文書が継続してGS1バーコードから閲覧できるようにする。		医薬品医療機器情報提供システム等の各種システムの安定運用を図り、PMDA ホームページメンテナンス時などであっても、電子化された添付文書が継続してGS1バーコードから閲覧できるよう対応した。		
	② 一般消費者や患者に必要な情報を分かりやすい形で発信するなど、リスクコミュニケーションの強化を図ること。	イ リスクコミュニケーションの強化 - 医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 - 一般消費者向け医薬品に関する知識や理解の向上を目的としたシンポジウムを継続的に開催するなど、一般消費者向けの情報発信を強化する。	イ リスクコミュニケーションの強化 - 医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器等に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 - 医薬品に関する知識や理解の向上を目的とした一般消費者向けの情報発信を効果的・継続的に行うために、シンポジウムの開催やホームページの		- 相談窓口の周知を図るとともに、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施した。 - 相談件数は、医薬品相談 10,559 人（14,315 件）、医療機器相談 193 人（233 件）であった。（令和 6 年度：医薬品相談 10,853 人（16,049 件）、医療機器相談 179 人（218 件）） - 薬剤師向けの学会にてシンポジウムを開催し、医療関係者から患者に迅速かつ正確に情報提供するための方策等について議論した。		

			さらなる活用など、より良い情報提供方法について引き続き検討を行う。 - 患者向医薬品ガイドについてその位置づけや提供方法等について検討する。 - 厚生労働省と連携し、電子版お薬手帳等を介して、患者に必要な情報を分かりやすく発信するなど、情報提供の充実を図る。 - 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け説明資材などの一般消費者向けの医薬品・医療機器等の安全性に関する情報について、ホームページへの掲載を促進し、情報提供の充実及び利用推進を図る。 - 患者会との連携による情報提供等の充実を図る。		・ 患者向医薬品ガイドの位置づけや提供方法、内容を見直すため、外部有識者による検討会において検討を行い、今後の方針をまとめた「患者向医薬品ガイド検討会とりまとめ」等を公表した。 ・ 一般消費者向けのイベントにて講演やブース出展し、リーフレットを配布したほか、啓発動画を作成・公開するなどして、PMDAが患者向けの安全性情報をホームページで提供していることなどについて周知した。 ・ 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け資材、患者向けの重篤副作用疾患別対応マニュアル等について、引き続き PMDA ホームページに掲載し情報提供を行った。なお、患者向医薬品ガイドについては、新規作成 66 件、更新 372 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 7 件、更新 17 件の対応を行った。 ・ 日本ライソゾーム病患者家族会協議会と連携して、患者会主催のシンポジウムに PMDA 職員が参加し意見交換等を実施した。 ・ また、日本ライソゾーム病患者家族会協議会や新たに連携を開始した「特定非営利活動法人全国ポンペ病患者と家族の会」とともに、関連する医薬品の情報提供資材を作成し、PMDA ウェブサイトにおいて公開した。 ・ XML 化に関するシステム改修等について最新の情報を製造販売業者に提供するため、「製造	
③ RMP（注 13）を含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進を図ること。	ウ RMP を含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進	ウ RMP を含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進	さらなる活用など、より良い情報提供方法について引き続き検討を行う。 - 患者向医薬品ガイドについてその位置づけや提供方法等について検討する。 - 厚生労働省と連携し、電子版お薬手帳等を介して、患者に必要な情報を分かりやすく発信するなど、情報提供の充実を図る。 - 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け説明資材などの一般消費者向けの医薬品・医療機器等の安全性に関する情報について、ホームページへの掲載を促進し、情報提供の充実及び利用推進を図る。 - 患者会との連携による情報提供等の充実を図る。		・ 患者向医薬品ガイドの位置づけや提供方法、内容を見直すため、外部有識者による検討会において検討を行い、今後の方針をまとめた「患者向医薬品ガイド検討会とりまとめ」等を公表した。 ・ 一般消費者向けのイベントにて講演やブース出展し、リーフレットを配布したほか、啓発動画を作成・公開するなどして、PMDAが患者向けの安全性情報をホームページで提供していることなどについて周知した。 ・ 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け資材、患者向けの重篤副作用疾患別対応マニュアル等について、引き続き PMDA ホームページに掲載し情報提供を行った。なお、患者向医薬品ガイドについては、新規作成 66 件、更新 372 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 7 件、更新 17 件の対応を行った。 ・ 日本ライソゾーム病患者家族会協議会と連携して、患者会主催のシンポジウムに PMDA 職員が参加し意見交換等を実施した。 ・ また、日本ライソゾーム病患者家族会協議会や新たに連携を開始した「特定非営利活動法人全国ポンペ病患者と家族の会」とともに、関連する医薬品の情報提供資材を作成し、PMDA ウェブサイトにおいて公開した。 ・ XML 化に関するシステム改修等について最新の情報を製造販売業者に提供するため、「製造	
(注 13)開発から市	ける安全性情報の	ける安全性情報の				

	販後までの一連のリスク管理についてまとめた文書（医薬品リスク管理計画書（Risk Management Plan）の略）。	利活用を推進するため、注意事項等情報の構造化（XML化等）の対象について、医療機器等への拡大を検討する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）について、関係機関の協力を得て登録を推進し、更なる普及を目指す。 ・ 医療現場における安全性情報の入手・活用状況を調査し、情報提供業務の改善を検討するとともに、医療機関等における安全性情報の活用策等を情報提供する。	利活用を推進するため、医療機器の注意事項等情報の構造化（XML化等）を進めるとともに、情報構造化の対象拡大を検討する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）及びマイ医薬品集作成サービス（医療用医薬品添付文書一括ダウンロードサービスを含む）について、厚生労働省や関係機関の協力を得て更なる普及を図る。 ・ 「病院・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況調査」を実施し、添付文書電子化による医薬品安全性情報の入手状況の変化や医薬品安全性情報の活用状況について、医療現場の現状を把握する。また、安全性情報が医療現場で適切に活用されるための方策について、関連団体等と協力して学会や研修会等における講演、会報誌への掲	販売業者向けサイト」にて最新情報を掲載したほか、業界団体が開催する講習会で XML 化に関して講演を行った。また、現在対象になっている製品（クラスⅢとクラスⅣ）の XML 化の動向等を踏まえて、今後の対象拡大について業界団体と検討を開始した。 ・ 医療安全の向上に向けた医薬品・医療機器等の物流 DX の推進に資するため、医薬品・医療機器等製品データベースの構築準備を開始した。 ・ PMDA メディナビの周知を図るため、リーフレットを最新の情報に更新するとともに内容を見直し、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士の免許交付時などに配布した。 ・ 日本医師会等の職能団体や学会の協力のもと、講習会や学術集会において、PMDA メディナビのリーフレットの設置、幕間スライドの映写、受講者向けサイトへの Web ポスター及びリーフレットの掲載を行った。 ・ 令和7年度末の PMDA メディナビ登録件数：225,738 件（令和6年度末：222,907 件） ・ 「病院・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」を実施し、添付文書電子化後の医薬品安全性情報の入手状況や RMP を含む医薬品安全性情報の活用状況について医療現場の現状を把握した。また、外部委員による検討会を設置して医療現場で安全性情報を適切に活用するための方策を検討し、調査結果と共に PMDA ホームページで公表した。		
--	--	--	---	---	--	--

		厚生労働省、職能団体等の協力を得て、RMPやRMPに基づく資材の具体的な活用方法を示すなど、医療機関等における効果的な利活用を推進する。	載等による周知を行う。 - 医療現場においてRMPやRMPに基づく資材が適切に活用されるよう、RMPの作成等の情報を、医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）により速やかに提供するとともに、職能団体等と協力しながら、e-ラーニング動画の周知等、RMPの位置づけの理解促進に引き続き取り組む。 - 医薬品等の自主回収情報について、情報提供にかかるシステムを改修し、医療機関における活用の利便性向上を図る。	＜その他の指標＞ 「PMDAからの適正使用のお願い」及び「PMDA医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上の実施。	- RMPとそれに基づく医療関係者及び患者向け資材を、引き続きPMDA ホームページに掲載した。令和7年度末現在、685 件の RMP を公表しており、うち資材付の RMP は 400 件である。 - PMDA メディナビで、RMP やそれに基づく資材の重要な更新情報を配信するとともに、RMP に関する医療関係者向け e-ラーニングコンテンツを紹介し、RMP 及びそれに基づく資材の利活用推進を図った。		
		副作用報告、医療事故等の情報の評価を基に、必要なものについて、「PMDAからの適正使用のお願い」、「PMDA医療安全情報」を作成し、ホームページにおいて情報提供を行う。	副作用報告、医療事故等の情報の評価に基づき、「PMDAからの適正使用のお願い」及び「PMDA医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上行うとともに、これらの情報のより効果的な周知方法について検討を行う。	＜主な定量的指標＞	「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」2報、「PMDA医療安全情報」1報を作成し、ホームページに掲載の上、PMDA メディナビで配信した。 - 医薬品等に関する医療事故やヒヤリ・ハット事例について、包装・表示等「モノ」の観点から安全対策の必要性を検討し、検討結果を報告するとともに、これまでに「PMDA医療安全情報」で注意喚起をしているにもかかわらず、同様の事例が繰り返し報告されているものについては安全使用徹底の再周知として取りまとめのうえ、PMDA メディナビで5報配信した。 - 医薬品安全管理責任者講習会等で、「PMDA医療安全性情報」などの情報を各施設内の必要な部署に届けていただくよう周知した。		

		・ 医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等について、報告から４か月以内にラインリストとして公表する。 ・ 医薬品等の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から２勤務日以内にホームページに掲載する。 ・ 医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	・ 医薬品・医療機器・再生医療等製品の副作用・不具合情報等について、報告から４か月以内にラインリストとして公表する。 ・ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から２勤務日以内にホームページに掲載する。 ・ 医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠（調査報告書）について迅速に公表を行う。	・ 医薬品等の副作用・不具合情報等について、報告から４ヶ月以内にラインリストとして公表。 <主な定量的指標> ・ 医薬品等の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から２勤務日以内にホームページに掲載。 <評価の視点> ・ 各部門との連携について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 医薬品の副作用報告、医療機器及び再生医療等製品の不具合報告等について、それぞれ約６万５千件、約４万２千件及び約１千５百件を報告から４ヶ月以内にラインリストとしてPMDA ホームページに公表した。 ・ 添付文書改訂の指示通知の発出時には、発出から２勤務日以内にホームページに掲載し、PMDA メディナビで配信した。 ・ 医療用医薬品等の添付文書改訂の根拠について、改訂の指示通知の発出と同日に公表した。 ・ 新薬審査の各チームに対応して、19名のリスクマネージャーを配置し、新薬審査部門と安全部門が連携して、承認審査中の品目に関するRMP について安全性検討事項及び有効性に関する検討事項の特定、安全性監視活動、有効性に関する調査・試験及びリスク最小化活動を適切に設定した。 ・ 医療機器審査の各チームに対応して、３名のリスクマネージャーを配置し、審査部門と安全部門との連携体制を強化した。		
	（３）審査部門及び救済部門との連携 ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。	（３） 審査部門及び救済部門との連携 ・ 医薬品、医療機器等に係るリスクマネージャーを審査分野に応じて配置すること等により、審査部門との連携による審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策を実施する。	（３） 審査部門及び救済部門との連携 ・ 審査分野に応じて配置したリスクマネージャーを通じて、新医薬品の承認審査終了までに、新薬審査部門、ＲＳ部門と安全部門が連携して申請者と議論を行い、RMPを確認する。 ・ 医療機器に係るリスクマネージャーを通じて、審査部				

	② 救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策に活用できるよう、救済部門との連携を図ること。 【評価における指標】 1 医療機関からの医薬品・医療機器等の副作用・不具合報告に係るフォローアップ調査について、調査が必要と判断される全ての報告に対して実施すること。 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 の規定に基づき報告された医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等を報告から 4 か月以内にラインリストとして公表すること。 3 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、発出から 2 日以内にホームページに掲載すること。	・ 救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策業務に活用する。	門との連携体制を強化する。 ・ 救済部門と定期的な連絡会を開催すること等を通じ、個人情報に十分配慮しつつ、救済業務における救済事例を安全対策業務に活用する。		・ 毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、安全部門と救済部門との情報共有を図り、救済請求事例について、3 件の使用上の注意の改訂に活用した。		
--	--	---	--	--	--	--	--

【目標の設定及び水準の考え方】 医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等の収集並びに評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。目標水準については、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。 （４）レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 ① 人材力の強化 ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。 イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成するこ	（４） ＲＳの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。	（４） ＲＳの推進による業務の質の向上 ア 人材力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。		MID-NET[®]以外の部分は審査等業務を参照。		
---	--	--	--	---	--	--

	と。						
	② 科学的エビデンスの充実・強化 ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。 イ 審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。 ③ 発信力の強化 レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信すること。 ④ 医療情報の更なる活用への貢献 ア MID-NET®のデータ規模の拡充及び利便性の更なる向上を図ること。	イ 科学的エビデンスの充実・強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 発信力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 エ 医療情報の更なる活用へ貢献 ① MID-NETの利便性の更なる向上 ・ 製薬企業等との意見交換を通じて利活用者のニーズを把握するとともに、利活用促進に資する利便性の向上やデータ規模の拡充に向けた検討及び安定運営に向けた見直しを積極的に実施する。	イ 科学的エビデンスの充実・強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 発信力の強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 エ 医療情報の更なる活用へ貢献 ① MID-NETの利便性の更なる向上 ・ 製薬企業等との意見交換を通じてMID-NETの利活用者のニーズを引き続き把握するとともに、利活用者の利便性向上策を検討する。 ・ データ規模の拡充に対応するために必要なデータの管理方法及びシステム基盤を引き続	＜評価の視点＞ ・ 医療情報の更なる活用について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。		・ MID-NET®の正しい理解及び利活用を促進するため、MID-NET update(約 500 名)、MID-NET に関する説明会(約 40 名)、ユーザー会(約 20 名)を開催した。また、これらの会を通して、製薬企業等のニーズを把握した。 ・ MID-NET の利用可能性を検討するための集計情報について、利活用者からの要望を踏まえ、承認申請前の段階における調査計画の立案に必要な情報も提供を開始し、その旨の周知を行った。また、集計情報について具体例を交えながらどのような情報が取得可能か等、説明を行った。 ・ 医療情報データベース機能強化事業によ	

	イ 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報を発信すること。 【評価における指標】 外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機会の充実に図り、レギュラトリーサイエンスの推進に向けた環境整備及び体制の確立を行うこと。 また、製薬企業からのニーズの聴取等を行い、MID-NET®の利活用者の利便性の向上及び安定運営に向けた検討・見直しを行うこと。 【目標の設定及び水準の考え方】 人材力と科学的エビデンスの強化及び医療情報の更な	② 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報発信 ・ MID-NET の構築・運営時に得られた標準化、品質管理等に関する技術・知見を積極的に情報発信する。	き検討する。 ・ MID-NET の安定運営に向け、運営方法の見直しを継続的に実施する。		り、MID-NET において特定の患者集団における検査値異常等のデータを自動抽出・解析する機能を構築した。 ・ システムの次期リプレイスに向けて、必要となるサーバー容量等の調査、仕様の検討等を行った。 ・ MID-NET の品質管理・標準化やシステム等の管理について、年間スケジュールに基づき計画的に実施し、各拠点での課題を着実に解消し、令和7年12月時点で870万人超の患者データ集積を完了し、390項目以上の臨床検査結果等の標準コードについて、全拠点で更新が完了した。 ・ MID-NET の構築・運営時に得られた標準化、品質管理等に関する技術・知見について、積極的に情報発信するために、当該技術や知見を紹介する動画を作成し、視聴環境を整備し、公開を開始した（15組織が視聴）。	
--	---	---	--	--	---	--

	る活用により、市販後安全対策の質の高度化及び効率化を図るため、指標を設定する。						
	(5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。 イ 規制調和活動の積極的な推進を図ること。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通	(5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ 規制調和活動の積極的推進 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通	(5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議の戦略的な活用による国際的なリーダーシップの獲得 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ 規制調和活動の積極的推進 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化 ア 欧米・アジア諸国等との連携強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通				

	じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動を強化すること。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進を図ること。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。 イ レギュラトリーサイエンス推進活動に関する情報発信を強化すること。 ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。	じた日本の薬事規制の知識・経験の提供活動を強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信 ア 日本の薬事制度及び相談制度等機構の業務内容に関する情報発信強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 イ PMDA レギュラトリーサイエンス活動に関する情報発信強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。 ウ 日本の薬事行政に関する取組等の情報発信強化 ・ 審査と同様の取組を実施する。				
--	---	---	--	--	--	--

【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けにおいて年５回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が５段階評価で３（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成すること。 【目標の設定及び水準の考え方】 アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、受講者の満足度及び理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受入れ推進等へつなげるため、指標を設定する。目標水準については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ、前中期目標期間を超える水準						
--	--	--	--	--	--	--

を設定する。 【重要度：高】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。また、先駆的医薬品等指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策が重要となっている。 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュトリーサイエンスの推進が重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審						
--	--	--	--	--	--	--

査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。						
【困難度：高】 1 画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加しており、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品・新医療機器等による従来の見解で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を要する分析が求められ、困難度が高い。 2 副作用等情報をより効率的かつ着実に分析するため、今後は MID-NET [®] 等のリアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価をより一層積極的に活用していく必要がある。リアルワールドデータを活用した薬剤						

疫学的評価を活用するためには、リアルワールドデータに基づく課題設定・課題解決を適切な手法で検証する必要があり、専門性が求められ、困難度が高い。							
3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。							

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築、優秀な人材の確保・育成の推進、業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動、薬害の歴史展示コーナーの運営、情報システムの整備及び管理、セキュリティの確保、人事に関する事項、その他		
当該項目の重要度、困難度	機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 【重要度：高】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	審査報告書の英訳の掲載（計画値）	年 40 品目	年 40 品目	年 40 品目	年 40 品目				
	審査報告書の英訳の掲載（実績値）	－	－	年 40 品目	年 40 品目				
	「PMDA Updates」の登録者数（計画値）	年間 200 人の新規登録	年間 100 人の新規登録	年間 200 人の新規登録	年間 200 人の新規登録				
	「PMDA Updates」の登録者数（実績値）	－	－	年間 345 人の新規登録	年間 239 人の新規登録				
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」を日本語版と同日にホームページへ掲載（計画値）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上				
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」	－	－	100 % （ 153/153 件）	100%（208/208 件）				

	を日本語版と同日に ホームページへ掲載 (実績値)								
--	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構は、平成16年4月に発足し、これまで計画的に体制整備を図ることで、審査におけるドラッグラグ等の解消のための審査迅速化や相談業務の充実などの諸課題について、着実に成果を挙げてきた。 今後、急速に拡大した組織規模に相応しいガバナンスの強化とITなど専門人材の確保・育成の推進に取り組み、業務の質の向上や一層の効率化を図り、社会から期待される役割を果たすことを目指す。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：A 実績欄の記載のとおり、定量的指標も目標を上回っており、組織ガバナンス体制の見直しやリスク管理に関する見直し等、PMDAの業務運営の向上に取組み、確実に成果を出していることから、A評価とする。 <課題と対応> 今後も適切な組織運営を行い、ガバナンスを機能させ、DX等の活用により効率化を図っていく。 リスク管理を適切に行い、リスクを未然に防ぐとともに、仮にリスクが発生したとしても適切に対応できる組織としていく。	評価	
							<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	
	1 機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 (1) 意思決定体制及び業務執行体制の進化	1 機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス・コンプライアンス体制の構築 (1) 意思決定体制及び業務執行体制の進化	1 機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス・コンプライアンス体制の構築 (1) 意思決定体制及び業務執行体制の進化	<評価の視点> ・ ガバナンス・コンプライアンス体制の構築について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。				

	① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるとともに、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化すること。	・ 経営企画部門を適切に機能させることにより、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。また、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化する。	・ 経営企画部門を強化し、適切に機能させることにより、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。また、外部専門人材を活用するなど、ガバナンス体制の強化を図る。 ・ 理事長が、経営上重要な意思決定に向け、直接、業務の進捗状況を把握し、必要な指示を行う際の判断に資するため、理事会において、現在の財政状況の確認や将来の見込み、リスク管理を含め、主要業務の進捗状況等の確認や法人運営全般に関する議論、業務遂行上の問題点等の議論を受けて決定を行う。		・ 理事長が意思決定を迅速かつ的確にできるよう、各課題等について経営企画部及びBPR・DX 推進室がサポートした。また、PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」を、令和7年度も引き続き、定期的（原則週1回）に開催し、理事会で決定された重要な方針等の連絡共有等を行った。 ・ 外部専門人材として、社労士の資格を有する者や社会保険実務等に精通した者を配置し、ガバナンス体制の強化を図っている。 ・ 組織のガバナンス体制を確立するため、理事長をサポートする会議体である理事会において、業務運営の基本方針、組織の改廃、業務運営に関する重要事項、財政状況の確認（措置）、人事上の重要な事項、大規模なシステム投資案件等を審議しており、より統制を利かせる会議体とした運用を引き続き行った。 ・ 理事会において、毎月1回、組織運営を行っていく上で重要な情報や各部門の進捗状況をコンパクトに集約したシートで共有を行い、問題・課題がある場合は、改善策を検討する等した。		
	② 組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底すること。	・ 機構が組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底し、計画に沿った業務運営を着実に行う。	・ 機構が組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底し、計画に沿った業務運営を着実に行う。				

	③ 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。	・ 学識経験者等により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。	・ 業務運営の効率化を図るとともに、不正、誤謬の発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。また、監査結果について公表する。 ・ 学識経験者等により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。 ・ 運営評議会等において、企業出身者の就業制限に関する報告を行い、業務の公正性、透明性を確保する。	・ 文書管理状況や企業出身者の就業制限ルールの遵守状況など9つの項目について監査を実施し、監査結果を PMDA ホームページで公表した。また、企業出身者の就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告し、会議資料を PMDA ホームページで公表した。 ・ 次年度計画、予算策定時や前年度の業務実績等について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を年3回開催し、その下部組織として業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」を年2回、「審査・安全業務委員会」を年2回開催した。その中で、委員から頂いたご意見等で実行可能なものについては、対応を行った。 ・ 企業出身者の就業状況及び就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告し、会議資料を PMDA ホームページで公表することで、業務の公正性、透明性を確保した。	
	(2) 規律ある職場の実現 規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念、社会的倫理観及び科学的評価の視点を持って行動すること。	(2) 規律ある職場の実現 ・ 「PMDAの理念」及び「PMDA 行動基準」にのっとり、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観と RS の価値観に基づき行動することを徹底する。	(2) 規律ある職場の実現 ・ 「PMDAの理念」及び「PMDA 行動基準」にのっとり、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観と R S の価値観に基づき行動することを徹底する。	・ 役職員一人ひとりが、社会的倫理観と RS の価値観に基づき行動することができるよう、「PMDA の理念」及び「PMDA 行動基準」を執務室に掲示し、常に役職員の目に触れるようにしている。また、「PMDA の理念」を身分証に貼付し、携行できるカードを作成し全役職員に配布している。 ・ 理事長自ら、職員一人一人と個人面談を行い、意見交換を行っている。 ・ 年始に理事長挨拶を動画配信するなど、定期的な理事長メッセージの配信を行い、PMDA の業務運営の方向性について浸透を	

			・ 役職員の兼業や利害関係企業との関係を規律したルールについて厳しく運用するとともに、不適正な事案の発生を防止する観点から必要な対応を行う。 ・ 組織の特性及び国や民間企業等の動向を踏まえつつ、必要な就業規則の見直し等を適時行う。 ・ コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図るため、必要な研修を実施するとともに、内部通報制度を適切に運用する。		図った。 ・ 役職員が兼業を行う際には、必要な届を提出し、担当部署においてルールを順守しているか確認した。また、利害関係企業出身者や再就職者等について、運営評議会等に報告するとともに、利害関係企業出身者の就業状況の内部監査を実施し、結果を運営評議会等に報告し、透明性を確保している。		
(3) リスクマネジメントの強化 リスクの未然防止のため、引き続き組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。 【重要度：高】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適	(3) リスクマネジメントの強化 ・ リスクの未然防止のため、引き続き組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して組織の被害を最小化するために迅速かつ的確に対応する。	(3) リスクマネジメントの強化 ・ 発生頻度、社会や組織への影響度に応じて重要度が高いと想定されるリスクへの対応策を検討・実施する。 ・ 職員一人ひとりのリスク管理に対する理解を深め、リスクを未然に防止	図った。 ・ 役職員が兼業を行う際には、必要な届を提出し、担当部署においてルールを順守しているか確認した。また、利害関係企業出身者や再就職者等について、運営評議会等に報告するとともに、利害関係企業出身者の就業状況の内部監査を実施し、結果を運営評議会等に報告し、透明性を確保している。	・ 全職員を対象に実施したリスク管理研修において、コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図った。 ・ 内部通報制度の周知のため、新任者研修（令和7年4月）において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報制度実施要領」を掲載している。 ・ また、内部通報制度、産業医相談やハラスメント相談について、毎月周知を行っている。	・ リスク管理の必要性が高いリスクへの重点的な対応を行うため、リスクの再評価を行い、リスクマップの更新・周知を行った。 ・ メール誤送信による情報漏洩防止のため、引き続き誤送信防止ソフトウェアを活用して情報漏洩防止を図った。	・ 過去のリスク事例や他法人で発生した具体的事例などを積極的に用いるなど、理解のしやすさに配慮したリスク管理研修を、全職員を対象に実施した。また、リスク事案の	

切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。		するため、過去の事例などを用いた効果的なリスク管理研修を、全職員を対象に実施する。 ・ リスク事案が発生した場合には、被害拡大を防止するため迅速に対応するとともに、発生原因や再発防止策について検討し、その結果を内部で共有して同様の事案発生を防ぐ。		対外公表時における広報対応について学び、有事の際に対応できるようにするため、部長以上の管理職及び関係部署職員を対象として、不祥事対応研修を実施した。 ・ 発生した事案に対し、事実確認、論点整理、対応方針の決定など、迅速に対応するとともに、リスク管理委員会において原因分析、再発防止策を検討し、その結果について組織内に横展開を行った。 ・ 再発防止策の実施状況についてはフォローアップを行い、取組の評価を行った。	
2 優秀な人材の確保・育成の推進	・ 各種業務プロセスの標準化と手順書等への明確化を進めることにより、業務フローにリスクマネジメントの視点を盛り込む。 2 優秀な人材の確保・育成の推進と業務品質の一層の向上	・ 各種業務手順書について、リスク事案発生防止の視点、手段等が盛り込まれているかについて確認し、必要なものについて記載する。 2 優秀な人材の確保・育成の推進と業務品質の一層の向上	＜評価の視点＞ ・ 優秀な人材の確保・育成の推進等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 発生したリスク事案及び再発防止策を踏まえ、各部の業務手順書等に必要な記載を行った。	
(1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上	(1) 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るための人材の計画的な採用、配置と育成及び処遇	(1) 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るための人材の計画的な採用、配置と育成及び処遇			
① 各種業務の更なる質の向上を図るため、専門性確保にも配慮しながら、	・ 機構の財産は「職員」であり、機構の各種業務の更なる質の向上を図	・ 機構が社会に対して果たすべき役割を積極的に発信するなどし、「PM		・ PMDA が社会に対して果たす役割を積極的に発信するなどし、「PMDA の理念」等に共感する優秀な人材を計画的に採用した。また、職員一人ひとりから、人事に関する希望・	

	意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成を行うこと。 ② 採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝えること。 ③ 職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。	るため、専門性確保にも配慮しながら、意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成する。採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝える。 さらに、「PMDAの理念」に共感する優秀な人材を育成し、職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの最大化に寄与することを目指す。 ・ 職員個々の将来的なキャリア形成を見据えた計画的・戦略的な人員配置を行う。また、職員の役割や業務等に応じた研修の機会を提供するとともに、大学、研究機関、企業、医療機関等との連携による研修を実施するなど、職員の積極的育成・モチベーション向上を図る。さらに、国際感覚やコミュニケーション能力を備え、国際会議等を主導できる“国際人材”の育成を図る。	D Aの理念」に共感する優秀な人材を計画的に採用する。 また、C D P（Career Development Program:人材開発計画）に基づき、職員の成長や意欲向上を図りつつ、組織のパフォーマンスを最大化するよう、適時適切な人事配置を行う。 ・ 職員の計画的な育成及び機構機能強化等を図るため、職員が計画的に研修を受けられるよう年間研修計画の策定及び見直しを行うとともに、領域ごとに体系化した年間スケジュールの職員への周知を図る。 ・ 職員の資質の向上を図るために、C D Pに基づき育成領域ごとの研修プログラムを整備し、研修を着実に実施する。	要望等を記載したキャリアシートを提出させるとともに、各部署から人材に関するニーズを聴取するなどし、CDPに基づき適時・適切な人事配置を行った。 ・ 職員が自ら計画的に研修に臨むことができる環境を整備するため、内部研修用ホームページに年間研修計画を掲載したほか、シラバスを確実に展開するため、実施中の研修情報及びその目的を掲載した。 ・ 前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等、研修内容の見直しを引き続き行った。 ・ CDP 及び整備した年間研修計画に基づき、事務系職員及び技術系職員の研修プログラムを昨年度に引き続き着実に実施した。 ・ 事務系職員を対象に、7テーマで構成された総合職シリーズ化研修を昨年度に引き続き実施した。また、経理・労務等に関する専門的な人材を育成するための研修を実施し、令和7年度は計2名（令和6年度開始）が受講した。 ・ 高度な専門知識の習得を目的とする国内大学院研修を昨年度に引き続き実施し、令和7年度は3名が参加した。 ・ 薬剤疫学に関する専門家の育成を目的に、海外の大学院での研修を昨年度に引き続き実施し、1名の職員がオンラインで受講した。		
--	---	--	--	---	--	--

			・ 医療機関における製品の使用、臨床試験の運用等の実情や現場感覚を理解するため、国立高度専門医療研究センター等の医療施設での実地研修を着実に実施する。また、審査・安全対策業務の質向上を図るため、医薬品や医療機器等の製造現場での実地研修を着実に実施する。 ・ ICH、IMDRF等の国際交渉や国際会議の場において議論を主導できる“国際人財”を育成するため、国際会議等実用英語研修等の英語レベル向上のための研修を実施する。ま	・ 全職員のITリテラシーの向上を目的に、ITパスポート資格の学習内容をベースとした研修を昨年度に引き続き実施し、今年度新たに250名超の職員等が受講した。また、システム開発に係るプロジェクトマネジメントに関する基礎知識を持った人材の育成を目的とする研修を新たに実施し、33名が受講した。 ・ 安全及び信頼性保証部門の職員が医療現場において安全性情報の取扱及び治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施することを目的とした、国立高度専門医療研究センター（NC）の薬剤部門及び治験管理部門における研修を昨年度に引き続き実施した。令和7年度は、薬剤部門での研修に3名、治験管理部門での研修に1名が参加した。 ・ 医療施設等の見学研修について、3施設のNCで治験審査委員会（IRB）見学、臨床研究審査委員会（CRB）見学などを昨年度に引き続き実施し、計21名が参加した。 ・ 医療機器の特性及び使用実態を理解するための製品トレーニング研修について、昨年度に引き続き令和7年度は現地集合形式で5件のプログラムを実施した。対象施設の選定においては、選考の透明性を確保するため、医療機器関係団体と協調しながら選定条件を明示するなど、透明性の高い施設選定とした。 ・ 国内派遣研修について、医療技術等習得研修制度に44名が参加した。		
			・ ICH、IMDRF等の国際交渉や国際会議の場において議論を主導できる“国際人財”を育成するため、国際会議等実用英語研修等の英語レベル向上のための研修を実施する。ま	・ ICH や IMDRF 等の国際会議等の場でPMDA としての主張を英語で積極的に述べることができるようにするための国際会議等実用英語研修を昨年度に引き続き実施し、25名が参加した。 ・ PMDA 全体の英語レベル向上のため、職員を対象とした一般英語研修及び英語通信教育研修を昨年度に引き続き実施し、計 11 名が受講した。また、海外長期派遣予定者に対しては、派遣に先立ち実践的な英語能力を向		

			た、海外派遣予定者等に対する対話重視型英語研修の充実を図る。 ・ I T・D X化を支えるため、職員の I Tリテラシーの向上を図る。 ・ 業務品質の一層の向上等を図るため、事務補助員の配置換え等を進める。 ・ 人事評価を適切に行い、中期計画予算の人件費総額への影響に十分配慮しながら、メリハリのある処遇を行う。		上させるための海外長期派遣者用英語研修を実施し、4名が受講した。 ・ 全職員の IT リテラシーの向上を目的に、IT パスポート資格の学習内容をベースとした研修を昨年度に引き続き実施し、今年度新たに 250 名超の職員等が受講した。(再掲) ・ 事務補助員の配置換えを実施しており、今後も定期的な配置換えを実施する。 ・ 令和 6 年度の人事評価結果を賞与・昇給・昇格に適切に反映させた。将来の財政推計に大きな影響を与えるような事象は発生していないが、引き続き人件費の状況を注視していく。	
	(2) 職場におけるダイバーシティの推進 ① 性別、年齢、職種又は障害の有無等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるようにするため、職場環境の整備等に取り組むこと。 ② 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組を実施すること。	(2) D E I (ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン) の推進 ・ ワークライフバランスの推進などの取組を通じて、性別、年齢、職種等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるような職場づくりを進める。	(2) D E I (ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン) の推進 ・ ワークライフバランスの推進、ほめる文化の醸成などの取組を通じて、性別、年齢、職種等にかかわらず、全ての職員が個性を発揮でき、働きがいを感じられるような職場づくりを進める。		・ 公募により選定された職員による「ワークライフバランス推進委員会」を立ち上げ、以下の活動を行い、職員が働きやすい環境づくりを進めた。 ①「WLB 通信」を配信し、職員の業務の紹介、ビジネススキルセミナーとして Teams や業務改善に有効なツールの活用術セミナーを定期的に開催した。 ②オフィスワーク中の姿勢をターゲットにした健康への影響や改善方法に関する情報発信のほか、ヨガによる肩こり・腰痛改善、瞑想などの職員参加型の企画を行った。 ・ 「ほめる文化」の醸成に向けて、管理職向けの実地研修を実施したほか、心理的安全性に関するアンケート調査の結果を分析する	

		・ 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組を実施する。 ・ 障害者の雇用を推進し、障害の有無にかかわらず、皆が安心して働けるための職場環境を整備する。 （３） 機構の理念・使命の内外への浸透 ・ 全職員が機構の理念・使命を認識	・ 育児中の者も含めた職員のキャリア志向を勘案した適切な役割設定及び評価を行うことにより、性別にかかわらずなく公正に管理職への登用を行う。 ・ 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を発揮し続けられるような取組について検討を進める。 ・ 障害者の雇用を促進するため、障害の有無にかかわらず、皆が安心して働ける職場環境の整備について検討を進める。 （３） 機構の理念・使命の内外への浸透 ・ 全職員が機構の理念・使命を認識	とともに職員に周知をした。 ・ 職種や職位等に応じた階層別研修において、内閣人事局作成の「国家公務員向けマネジメントテキスト（改訂版）」を活用した管理職研修を昨年度に引き続き実施した。また昇任後間もない管理職 15 名に加え、部課長級の管理職 126 名に対して、心理的安全性の高い職場環境の醸成を図るためのワークショップを新たに実施した。 ・ 育児休業を始めとした育児支援制度利用者の人事評価を適正に行うための管理職向け研修用動画を作成・配信した。 ・ 出産・育児期間も考慮した評価を適切に実施し、性別にかかわらずなく管理職への登用を行った。 ・ 育児介護休業法に基づき、職員へ事業主として講ずる育児休業・介護休業等に関する措置とその運用を周知した。 ・ 産業医による職場巡視結果を踏まえ、各執務室における耐震対策の改善など労働安全衛生の確保に取り組んだ。 ・ 令和 6 年度に外部講師を招いて実施した「障害者雇用セミナー」の資料を用いて、関係職員に対して継続的に障害者雇用に関する合理的配慮等への理解を促した。 ・ 「PMDA が設けている相談先」をリストアップし、障害者雇用の職員に配布した。また、本人の希望に応じて就労支援機関を紹介し、採用後のフォロー体制の強化を図った。 ・ パーパス&バリューズの浸透施策として、重点的に取り組むバリューや、バリュー		
--	--	---	---	--	--	--

		し、機構の在りたい姿を改めて考えることにより、一層の組織活性化を図るとともに、全職員自らが発信できる組織を目指す。 (4) 意見・苦情対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 - 薬害被害者や関係団体等と定期的に意見交換を行い、業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 - 国民などからの相談や苦情への対応の強化を図り、業務品質の一層の向上を図る。	し、機構の在りたい姿を示す「パーパス」とそれを体現するための価値観である「バリュー」を全職員一人ひとりが理解し、実行できるよう検討を進める。 (4) 意見・苦情対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 - 薬害被害者や関係団体等と定期的に意見交換を行い、その内容を業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 - 国民などからの相談や苦情については各相談窓口において、他の相談窓口及び関係部署との連携・情報共有を図るなど、対応方法等の方策を検討し、適切な対応を行う。また、苦情について、真摯に向き合い、適宜業務改善を行うとともに、業務品質の一層の向上を図る。	と各部室又は自らの業務を結びつけてどのように実践していくかについて意見交換等を行う「バリューミーティング」を、理事長、理事、執行役員級及び各部室にて実施した。また次年度以降の効果的な浸透施策の検討を行った。 - 全国薬害被害者団体連合会と PMDA 幹部による意見交換会を毎年 1 回実施しており、令和 7 年度については、対面にて 12 月に開催し、様々な意見を頂くなど議論を行った。 - PMDA に寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応標準業務手順書」に基づき、一般相談窓口を運用するとともに、来訪者の意見等を収集するため、引き続き、PMDA の総合受付にアンケート用紙を設置した。この他、電話・PMDA ウェブサイトでも意見等を受け付け、適宜業務改善や業務品質の一層の向上につなげた。また、一般相談窓口については、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施し、令和 7 年度に寄せられた相談等は 2,198 件であった。 - 他部署に設置されている相談窓口とも連携し、相談者に対して、適切に対応した。 - 平成 22 年 6 月から、PMDA に寄せられた「国民の声」を一定期間毎に集計し、ウェブサイトで公表し、業務運営の改善に活用し		
--	--	--	---	--	--	--

			・ 情報公開法令に基づく開示請求を受理した際は、個人情報や企業の機密情報等に十分配慮し、必要に応じて厚生労働省や機構内関係部署と調整し適切な対応を行う。		・ 令和7年度の法人文書の開示請求件数は1,076件、保有個人情報の開示請求件数は10件であった。個人情報や企業の機密情報等に十分配慮した上で、厚生労働省やPMDA内関係部署、外部関係者と調整し、関係法令に基づき的確に処理した。		
	3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。 (2) 戦略的な広報活動 機構の業務成果及び社会的役割について、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。	3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 ・ 各年度の業務実績について業務報告書を作成し、運営評議会に報告するとともに、公表する。 (2) 戦略的な広報活動 ・ 機構の社会的役割や個別の業務成果に関する効果的な情報発信の方策について検討し、実施する。	3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動 (1) 業務実績の定期的な開示 ・ 各年度の業務実績について業務報告書を作成し、運営評議会に報告するとともに、公表する。 (2) 戦略的な広報活動 ・ 機構の社会的役割や個別の業務成果について、国民や医療従事者、企業関係者、アカデミア等に理解されるよう、広報するターゲットを明確にしたコンテンツや効率的発信手段について検討し、積極的かつ適切に情報発信す	<評価の視点> ・ 業務実績の定期的な開示等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 令和6事業年度業務報告については、6月の運営評議会に報告し、7月にPMDAホームページに掲載し公表している。 ・ 医療用医薬品及び再生医療等製品の患者向医薬品ガイド等が検索できる一般の方向け特設サイト「PMDA おくすりサーチ」を開設した。 ・ 一般国民に対するPMDA及びその業務内容の認知度向上のためのツールとして、PMDA 紹介動画（一般向け及び子供向け）及び紹介冊子（子供向け）を制作した。 ・ 「薬と健康の週間」にあわせ、都道府県薬剤師会や全日本医薬品登録販売者協会等と協力し、救済制度案内パンフレットやくすり相談窓口／医療機器相談窓口を紹介するリー		

			る。		フレット等を頒布し、一般国民向けの広報活動を実施した（健康被害救済制度関連資材 103,660 枚、くすり・医療機器相談窓口関連資材 33,940 枚、メディナビリーフレット 5,570 枚、カラーコンタクトレンズ適正使用パンフレット 18,480 枚、患者副作用報告関連資材 94.94019,600 枚、報告受付サイトリーフレット 6,1509,000 枚）。 - 研究者や医療従事者等に対しては、出張面談を含め、学会等へブース出展を行い、PMDA の業務を紹介した。 - 理事長自らによる広報活動として、国内外に向けて、PMDA の業務に関する講演、一般紙を含むメディアへのインタビュー対応等を行った。特に、海外への情報発信についてはドラッグ・ロス対策を意識し、海外ベンチャー等に対する講演等を海外イベントやメディアのオンラインイベント等を通じて行った。 - 戦略的な広報活動を実施するため、各部室に広報コーディネーターを配置し、各部室の広報に関連する情報の収集を行った。また、当該情報を踏まえ、「PMDA Updates」への掲載の検討、各部室に対して適宜情報発信等にかかる提案を行った。	
	（３）機構の業務実績の世界への発信 ① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。	（３） 機構の業務実績の世界への発信 ア 活動内容の世界への積極的な発信 国際的な発信力を高め、機構の活動について周知を図る。	（３） 機構の業務実績の世界への発信 ア 活動内容の世界への積極的な発信 国際的な発信力を高め、機構の活動について周知を図る。		- ワシントン D.C.事務所から、米国内で開催される主要な学会等に参加し、日本の薬事情報を発信した。DIA 2025 Global Annual Meeting では米国 FDA との合同セッションを開催し、二国間協働に向けた発信を行った。（再掲） - ワシントン D.C.事務所において、日本に	

					拠点を持たない企業等を対象として 18 件の薬事一般相談を実施し、うち 7 件で担当審査チームとの相談に繋げた。(再掲) ・ BIO 国際会議、DIA 米国年会・欧州年会等における講演などを通じて、PMDA の規制調和に向けた取組みや日本の薬事制度に関する情報発信をするとともに、各会議の場で個別面談を実施するなどにより、日本での申請に向けた意識醸成を行った。(再掲)	
		・ 日本が世界で初めて承認する医薬品、医療機器等、国際的に情報提供の意義の高い品目の審査報告書の英訳を確実に実施し(年間 40 品目)、諸外国での活用を推進する。 ・ リアルワールドデータの活用など、最新の科学やイノベーションを審査、安全対策等へ活用する取組を積極的に発信する。 ・ 医薬品等の安全性情報を、遅滞なく英語で提供すると同時に、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。	・ 審査報告書の英訳については、日本が世界で初めて承認する製品など情報提供の意義の高いものを確実に英訳する(年間 40 品目)。 ・ 海外の簡略審査制度での活用を念頭に、英訳対象とする審査報告書を適切に選択する。 ・ リアルワールドデータの活用など、最新の科学やイノベーションを審査、安全対策等へ活用する取組を積極的に発信する。 ・ 医薬品等の安全性情報を、遅滞なく英語で提供すると同時に、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。	<主な定量的指標> ・ 審査報告書の英訳について、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に実施(40 品目)。 <主な定量的指標> ・ 「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」及び「使用上の注意の改訂指示情報」の英訳版について、95%以上を日本語版と同日にホームページへ掲載。	情報提供の意義が高い承認品目を選定し、計 40 品目の審査報告書の英訳を公表した(医薬品 31、医療機器 6、再生医療等製品 3)。(再掲) ・ 上記の情報を 4,085 人(世界各国の規制当局者を含む)に e-mail で配信した。(再掲) ・ 英訳する審査報告書について、審査部門との調整により選定を行い、確実に英訳を実施した。(再掲) ・ 英訳した最新の通知や安全性情報などを、PMDA Updates 等を通じて、国内外のステークホルダーに向けて積極的に発信した。(再掲) ・ 安全対策に関する英語での情報提供について、日本語版と当日に PMDA ホームページに掲載する目標を 95%以上としているところ、100%(208/208 件)の割合で当該ホームページに掲載するとともに、当該情報を世界各国の規制当局関係者に伝達した。	
②	「PMDA	「PMDA	「PMDA			

	Updates」(注 14)の登録者数を増加させること。 (注 14)機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニューズレター。	Updates」の登録者数の増加 ・ 機構の国際活動 を、「PMDA Updates」として取りまとめ、業務実績を世界に発信する(年間 200 人の新規登録を目指す。)	Updates」の登録者数の増加 ・ 機構の国際活動等を、「PMDA Updates」として取りまとめ、業務実績を世界に発信する(年間 200 人の新規登録を目指す。) ・ 「PMDA Updates」の読者の層を海外規制当局のみでなく、より広い関係者に広げていけるよう内容について検討を行う。	＜主な定量的指標＞ ・ 「PMDA Updates」について、200 人の新規登録を達成。	・ PMDA の国際活動に関する取組を「PMDA Updates」に掲載し、年 4 回メールで広く配信した。(令和 7 年度は 239 人の新規登録があった。これを含めて、現時点での登録者数は 4,085 人) ・ 「PMDA Updates」の読者層を国内外のベンチャー企業やアカデミア、キャピタリストまで広げ、対象者にとって有益な情報を特集した構成で、年 4 回の発信を進めた。(再掲) ・ 令和 7 年度の「PMDA Updates」発行につき、PMDA の広報アドバイザーからの意見等も踏まえつつ、内容・構成を対象者にとって有益となるよう検討を進めた。(再掲)		
4	薬害の歴史展示コーナーの運営 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営すること。	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 ・ 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営する。	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 ・ 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、厚生労働省と連携し、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を適切に運営する。	＜評価の視点＞ ・ 薬害の歴史展示コーナーの運営について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 令和 2 年 3 月に開設した「薬害の歴史展示室」について、適切な運営を継続的に行った。令和 7 年度の年間の入場者数は 454 名であった。		
6	情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の	6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の	6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の	＜評価の視点＞ ・ 情報システムの整備等について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・ 今後の中長期的なシステム投資計画を「ロードマップ」として取りまとめ、理事会でその進捗を確認している。また、理事会で		

	基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOである情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行うこと。 第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 セキュリティの確保 個人、法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5	基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの事務局である情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第8 その他業務運営に関する重要事項 セキュリティの確保 - 防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を図る。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和	基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOの事務局である情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第8 その他業務運営に関する重要事項 セキュリティの確保 - 防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を図る。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和	＜評価の視点＞ 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	過年度に実施したシステム投資案件について投資対効果の評価を、翌年度以降に実施予定のシステム投資案件について事前確認を、それぞれ継続して行っている。さらに、令和7年度からは大型の新規開発・改修予定案件を対象としてより早期に案件を把握し、要件整理等を支援する取組を開始し、システム投資に係るPDCAサイクルをより適切に運用できるよう取り組んでいる。 - 令和7年度にAIの適正かつ効果的な業務活用に関する方針をAI活用行動計画として策定し、同計画に基づき業務効率化等の向上を目的として汎用生成AIサービスを全役職員に導入し利活用を行っている。 ・IDカードによる入退室管理の適切な運用を図り、部外者の入退室を制限するとともに、役職員等についてもエリア毎に入退室区分を設ける等、引き続き管理を徹底している。また、これらシステムを含めた入退室管理について、標準業務手順書を整備し、新任者研修や内部用ホームページ等を活用して、役職員への周知を図っている。 - 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき「PMDAサイバーセキュリティポリシー」の改正を行っている。		
--	--	---	---	--	--	--	--

	年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部) を踏まえ、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。 保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。	5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部) をベースラインとし、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保を図る。 ・ 保有文書の特性を踏まえた文書管理を推進する。	5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部) をベースラインとし、サプライチェーンリスク対策をはじめとした必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保を図る。 ・ 職員への情報セキュリティ研修及び継続的な情報提供により基礎的な対応能力向上を図る。 ・ 各情報システムが有する情報のバックアップを行い、遠隔地への適切な保管・管理を実施し、業務継続性の確保を図る。 ・ システム監査として、システム開発プロジェクト運営の適切性評価、業務システムを単位とした脆弱性診断を年に 1 回程度受け、効果的な情報のセキュリティ対策の強化を図る。 ・ 文書管理・決裁システムの活用により、文書の電子化の推進、トレーサビリティの確保等を行い、適切かつ効率的な文書管理を推進する。	・ 第 2GSOC・厚生労働省からの注意喚起（不審メール連絡）等を関係者へ提供し、必要に応じたセキュリティ対策を実施している。サプライチェーンリスク対策についても、業務の再委託先や導入・利用予定の機器・サービスを対象として確認を行っている。 ・ 全職員向けに情報セキュリティ研修を実施したほか、経験が浅いメンバーを中心に厚生労働省や NCO 等が実施するセキュリティ研修に参加し、そこで得た知見を組織内に展開した。 ・ 日々バックアップ状況を把握し、週単位でバックアップの遠隔地保管を実施している。 ・ 令和 5 年度に行われた旧 NISC(現 NCO) 監査の指摘事項について令和 6 年度に引き続き対応・改善を実施し、その旨を NCO に報告した。加えて、外部の専門業者による情報システム監査を受け、システムの運用状況およびセキュリティ対策全般について大きな脆弱性等がないことを確認した。 ・ 文書のトレーサビリティの確保を図るとともに、適切な文書管理体制を確保するため、文書管理の在り方に関するルールを取りまとめた「文書管理の徹底等に係る手引」の周知徹底を図っている。 ・ セキュリティ強化のために導入した個人認証型複合機について、引き続き適切な運用保守に努めた。 ・ 文書管理・決裁システム上において、紙		
--	---	---	--	--	--	--

					文書を電子媒体に変換したものを正本として管理するほか、法人文書の電子媒体による登録の促進など、電子化による文書管理の推進を図っている。		
		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。 1 施設及び設備に関する計画 なし	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。 1 施設及び設備に関する計画 なし	＜評価の視点＞ ・ 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			
2 人事に関する事項	2 職員の人事に関する計画 ・ 薬害肝炎の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言並びに各種閣議決定の内容を踏まえ、専門性の高い有能な人材	2 職員の人事に関する計画 ・ 機構の中立性等に十分配慮し、専門性の高い有能な人材を採用する。		・ 技術系専門職においては、定期的な募集において45名を採用した。そのうち、5名は博士号を取得又は取得見込である。 ・ 専門分野（生物統計、毒性、臨床医学等）に特化した職員募集を随時行い、9名を採用した。 ・ 職種ごとの各分野において有能な人材を確保することから、Webで採用説			

	適切な措置を講ずること。 科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。 職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。	を採用する。なお、採用に当たっては、機構の中立性等に十分、配慮することとする。 ・ 期末の常勤職員数は、1,315 人を上限とする。また、中期目標期間中の人件費総額は 62,275 百万円（見込み）とする。なお、人件費総額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 ・ 人材の流動化の観点に留意しつつ、職員の資質や能力の向上を図るため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、国・研究機関・大学等との交流を引き続き実施し、適正なバランスに配慮しつつ国からの現役出向者の割合の削減に努め、その状況について毎年公表する。		明会を開催するとともに、前年度に引き続き、PMDA ホームページや就職情報サイト等を活用し採用活動を行った。また、民間のダイレトリクルーティングサービスを活用し、即戦力となりうる転職希望者のスカウトを行った。 ・ 応募者数を増やすため、課長級以上の職員が大学や関連学会を通じて応募を呼びかけた。 ・ 令和 7 年 4 月 1 日現在、国や研究機関、大学病院等から 101 人(前年度同時期 106 人)の職員を受け入れるとともに、PMDA から国や研究機関、大学病院等に 45 人(前年度同時期 38 人)を出向させることにより、活発な人材交流を実施した。なお、国からの現役出向者については、前年度同時期より比率が高くないように配慮した。 【参考】国からの現役出向者数の全職員数に占める割合 ・ 令和 7 年 4 月 1 日 全職員数 1,053 人 現役出向者数 47 人 比率 4.5% (対前年度比 0.6%減) ・ 令和 6 年 4 月 1 日 全職員数 1,058 人 現役出向者数 54 人 比率 5.1% (対前年度比 0.1%減) ・ 専門性を有する技術系職員等の確保に向		
--	--	---	--	---	--	--

4 その他 既往の閣議決定等 に示された政府方 針に基づく取組に ついて着実に実施 すること。	・ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。 ・ 役職員の給与については、国家公務員等における水準を勘案しつつ、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮して、適正かつ効率的な給与水準とする。	・ 就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時における誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に関する制約の規定を厳格に適用し、適切な人事管理を行う。 ・ 役職員の給与については、国家公務員や民間事業者の給与水準等を勘案するとともに、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮し、適正かつ効率的な支給水準となるよう、適切に対応する。			け、大学等への情報発信を行った。 ・ DE I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進を通じて、魅力ある職場づくりを進めた。 ・ 有能な人材の確保の在り方の検討を行い、採用計画に反映した。 ・ 製薬企業等との関係が疑われることのないよう、適切な人事管理を行うため、採用時の誓約書の提出、退職後の再就職に関する制約、製薬企業等の職歴を有する者の採用後5年間の関連業務の従事制限及び家族が製薬企業等に在職している場合の従事業務の制限について、就業規則等服務関係規程に基づき適切に実施した。 ・ 企業出身者の就業状況等については、運営評議会及び審査・安全業務委員会において報告を行い公表した。また、服務関係規程やその Q&A 等をまとめたハンドブックを作成し、新任者研修の実施時や内部用ホームページへの掲載を通じて役職員に周知徹底を図った。 ・ 役職員給与について、国家公務員の給与水準を踏まえ、適正な支給水準にするとともに、優秀な人材を確保するため住居手当の見直しを行った。 ・ PMDA の給与水準について国民の理解を得るため、令和6年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果を PMDA ホームページに掲載し公表した。		
--	---	--	--	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	経費削減、予算、資金計画等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの 累積値等、必要な 情報
	一般管理費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 24,513	28,839	28,839	25,115				
	一般管理費（実績値）（千円）	－	－	17,924	17,266				
	上記削減率（％）	中期目標期間最終年度値を令和6年度予算値から 15％削減	－	－	40.1％				
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－	100％				

※ 削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費の物件費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの 累積値等、必要な 情報
	事業費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 415,597	437,471	437,471	388,971				
	事業費（実績値）（千円）	－	－	263,595	293,964				
	上記削減率（％）	中期目標期間最終年度値を令和6年度予算値から 5％削減	－	－	32.8％				
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	－	－	100％				

※ 削減対象となる事業費は、決算報告書の業務経費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	拠出金の種類	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	各拠出金の収納率 (実績値) (%)	毎年度、各拠出 金 の 収 納 率 99%以上	副作用拠出金	100.0%	100.0%	100.0%				各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 3,858 者のう ち、3,858 者 7 年度：全 3,645 者のう ち、3,645 者
			感染拠出金	100.0%	100.0%	100.0%				各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 120 者のう ち、120 者 7 年度：全 123 者のうち、 123 者
			安全対策等拠出金	100.0%	100.0%	99.9%				各年度の納付者数は下 記のとおり。 6 年度：全 6,717 者のう ち、6,717 者 7 年度：全 6,501 者のう ち、6,500 者

※ 収納率（実績値）は小数第 2 位以下を切り捨てた数値である。

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 5 財務ガバナンスの強化 (1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立 ① 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、機構全体で共有すること。 ② 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。 ③ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 財務ガバナンスの強化 (1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握するとともに、申請件数等を踏まえた収入の見通しについて、機構全体での共有を図る。 ・ 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 財務ガバナンスの強化 (1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握するとともに、申請件数等を踏まえた収入の見通しについて、機構全体での共有を図る。 ・ 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ・ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体	＜評価の視点＞ ・ 財務ガバナンスの強化について、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ・ 申請件数の動向や拠出金等の収入動向について毎月とりまとめ、経営層に報告するとともに、PMDA 全体で情報を共有した。 ・ 安定的な組織運営を行うため、業務上の必要性や業界からの要望を踏まえた必要な財源の確保について引き続き検討を行っている。 ・ 四半期ごとに執行計画を作成するとともに、毎月经費の執行状況について把握した。また、今中期計画期間中の財政推計を定期的にアップデートし、理事会に報告し経営層と共有した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり定量的指標について目標を達成し、定性的な指標についても、実績を残せていることからB 評定とする。 (財務関係) 予算、収支計画及び資金計画と実績との差異に係る主な要因を各勘定で分析しており、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。なお、令和7 事業年度の予算と実績との差異は直近 10 年で最小であった。 (拠出金関係) 拠出金収納率についても、目標99%以上のところ、副作用拠出金について100%、感染拠出金について100%、安全対策等拠出金について99.9%の収納率を達成した。 ＜課題と対応＞ (財務関係) 今後、第5 期中期目標期間（令和7 年度から10 年度（令和6 年度は基準年度））の4 年間で、削減対象除外経費を除き一般管理費15%、事業費5 %の節減を実現する必要がある。引き続き、調達に当たっては、一者応札の改善に向けた取組及び調達に関するガバナンスの徹底に努めることとする。	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ (実績に対する課題及び改善方策など) ＜その他事項＞ (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	

	体の収支及び損益の状況を把握すること。 ④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。 （２）長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成 ① 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。 ② 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。 ③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。	の収支及び損益の状況を把握する。 ・ 法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図る。 （２） 長期に安定した財政運営への取組 ・ 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営を確立する。 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施するとともに、厳格な予算執行管理を行う。 ・ 厳格な予算執行管理を実施し、収益	の収支及び損益の状況を把握する。 ・ 法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図る。 （２） 長期に安定した財政運営への取組 ・ 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営を確立する。 ・ 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施するとともに、厳格な予算執行管理を行う。	・ 理事会において月次の状況を毎月確認し、月別・部門別の審査手数料・拠出金の申告額の収納状況及び収支分析などの財務分析の報告、将来財政の見通しの報告などを行った。 ・ 執行を見据えて必要な経費を費用として予算計上するとともに、適切に収入を見積り、当該年度の費用を収益等で賄う内容とした。 ・ 審査等手数料の申請動向や審査の進捗状況などの収入を左右する要素を把握した上で、収入見積りを適切に行った。 ・ 前年度に引き続き予算編成方針を定め、真に必要な経費を計上することで予算執行額に見合った予算額となるようシーリングを設定するとともに厳格な執行管理を行った。	（拠出金関係） 次年度以降も 99%以上の収納率を達成できるよう、引き続き納付義務者に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の理解・周知を図る。 また、申告・納付のオンライン化の周知を図り、促進することにより、更なる納付義務者の負担軽減及び業務の効率化を進めていく。	
--	--	--	--	--	--	--

	等の範囲内での予算執行となるように努める。 ④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に過大な財政負担とならない対策を講ずるとともに、新たなシステム投資判断を行うためのプロセスの見直しを行うこと。 ⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収益等の範囲内での予算執行となるように努めること。	・ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後の後年度において多大な財政負担とならないよう中長期的なシステム投資総額を把握するとともに、新たなシステム投資判断を行うためのプロセスの見直しを行う。	・ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後の後年度において多大な財政負担とならないよう中長期的なシステム投資総額を把握するとともに、従前から行っていたシステム投資判断を行うためのプロセスに対する PDCA サイクルを継続実施する。		・ 今後の中長期的なシステム投資計画を「ロードマップ」として取りまとめ、理事会でその進捗を確認している。また、理事会で過年度に実施したシステム投資案件について投資対効果の評価を、翌年度以降に実施予定のシステム投資案件について事前確認を、それぞれ継続して行っている。さらに、令和7年度からは大型の新規開発・改修予定案件を対象としてより早期に案件を把握し、要件整理等を支援する取組を開始し、システム投資に係る PDCA サイクルをより適切に運用できるよう取り組んでいる。		
	(3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ① 機構の将来的な課題の解決に向けて、各種業務における業務プロセスの見直しを図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進すること。	(3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ・ 各種業務における業務プロセスの見直しを図る B P R (Business Process Re-engineering) を、組織横断的かつ効果的に実施し、機構の将来的な課題の解決に向け、取り組む。その際、DX を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進す	(3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ・ 各種業務における業務プロセスの見直しを図る B P R (Business Process Re-engineering) を、組織横断的かつ効果的に実施し、機構の将来的な課題の解決に向け、取り組む。その際、DX を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進す		・ 令和7年度においても引き続き、業務プロセスの見直しを図る BPR の各種取組を実施した。 ・ また、コンサルティング会社の支援の下、各種指標に基づく経営機能強化を目指す取組、IT 投資適正化のためのフレームワークや人材育成ロードマップ策定及び AI 利活用に向けた研修等を実施した。 ・ さらに、組織の業務改善や業務システムの導入と更改の進捗状況について、理事長を含めた役員に対して定期的に報告し、経営陣が PMDA 内の重要事項について進捗状況を把握できるようサポートした。 ・ あわせて、IT 化の進展や業務形態の変化を		

	る。 ・ 非常勤職員数の抑制を図る。 ② 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ③ 企画競争、公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性や透明性等が十分確保されるように実施すること。 ④ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 不断の業務改善及び効率的運営に努	る。 ・ 非常勤職員数の抑制を図る。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ・ 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。 ・ 入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 ・ 運営費交付金を充当する一般管理	る。 ・ 非常勤職員数の抑制を図る。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。 ・ 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。 ・ 入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。 (4) 運営費交付金充当経費における経費節減 ・ 運営費交付金を充当する一般管理	踏まえ、書庫の見直しや執務スペースの再編を通じて、オフィススペースの効率的な活用及び賃貸面積の適正化を図った。 ・ 令和7年度の非常勤職員の定員数について、PMDA各部門の業務・人員配置状況等を踏まえ、抑制を図った。 ・ 契約の締結に当たっては、令和7年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、原則一般競争入札により実施した。また、調達における競争性を確保するための取組として、仕様書の見直し及び公告期間を十分に確保するなどの取組みを行った。 ・ 調達予定案件のうち最低価格落札方式以外の調達について、契約監視委員会（外部有識者3名及びPMDA監事2名により構成。令和7年度は5回開催。）において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検を受けた。 ・ 調達に当たっては、最低価格落札方式以外の調達について契約監視委員会において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検（令和7年度は141件）を受けた。また、契約監視委員会の議事概要をPMDAホームページで公表したほか、個々の契約案件の情報についても公表した。 ・ 契約監視委員会では有識者の意見を聞きつつ、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けた。 ・ 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費の削減については、システムの最適化		
--	---	---	---	--	--	--

	めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注15）及び特殊要因（注16）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和10年度において、令和6年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。 （注15）振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。 （注16）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。 （5）運営費交付金の算定 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状	費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注1）及び特殊要因（注2）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和10年度において、令和6年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。 （注1）振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費及び公租公課。 （注2）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。 （5）運営費交付金の算定 ・ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生	費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注1）及び特殊要因（注2）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和10年度において、令和6年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。 （注1）振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費及び公租公課。 （注2）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。 （5）運営費交付金の算定 ・ 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生	や無駄削減の取組など、業務の効率化を進めるとともに、前年度に引き続き原則一般競争入札を実施することで調達コストの削減に努めた。 ・ 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高に留意して行った。		
--	---	--	--	---	--	--

	況に留意し、厳格に行うこと。 （６）拠出金の安定的な徴収 ① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。	状況にも留意した上で厳格に行う。 （６） 拠出金の安定的な徴収 ・ 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の意義等の周知を図ることにより、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保する。	状況にも留意した上で厳格に行う。 （６） 拠出金の安定的な徴収 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者に対し、ホームページや各種講習会、申告書類送付の際の案内等の様々な機会を捉え、各拠出金制度の理解・周知を図り、適正な申告・円滑な納付を通じて関連データの適切な管理・運用を行うことにより、各拠出金の安定した徴収業務を遂行する。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者の利便を図り、収納率の向上に繋げるとともに、迅速かつ的確に入金状況を確認するため、主要銀行５行と収納委託契約を締結するほか、薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入している（公社）日本薬剤師会に、当該薬局に係る拠出金の徴収業務を委託する。	<その他の指標> ・ 各拠出金について	・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の安定的な徴収を確保するため、PMDAホームページ及び関連業界紙への広告掲載を行うとともに、未納業者に対しては文書の送付等により催促を行った。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収等を一元的に管理する拠出金徴収管理システムを活用することにより、徴収管理業務を効率的に行った。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付について、主要銀行５行と引き続き収納委託契約を締結して納付義務者の利便性を確保するとともに、納付された拠出金の資金移動を速やかに行った。また、薬局製造販売医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、引き続き、公益社団法人日本薬剤師会と徴収業務委託契約を締結し、拠出金の安定的な徴収を確保した。 ・ 副作用拠出金について 100%、感染拠出金		
--	--	---	---	---	---	--	--

	感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を 99%以上とする。	感染拠出金及び安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による催促を行い、収納率を 99%以上とする。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理業務の効率化及び納付義務者の事務負担の軽減のため、申告等手続きのオンライン化を開始し、納付義務者にその利用を促すとともに、利便性の向上を図る。	て、収納率 99%以上。	について 100%、安全対策等拠出金について 99.9%（目標は 99%以上）の収納率を達成した。 ・ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の申告・納付手続きについて、納付義務者の利便性向上と事務負担の軽減を図るとともに、PMDA の業務についても簡素・効率化を図るため、申告・納付手続きのオンライン化を推進した。令和 7 年度においては、製造販売業者からの申告の約 20%がオンライン申告であった。また、オンライン申告を希望した製造販売業者に対してアンケート調査を行い、いただいた意見等を踏まえたシステム改修やオンライン申告のためのマニュアル等の整備を行い、更なる利便性の向上を図った。		
② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行うこと。	・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行う。	・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行う。		・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者から拠出金の徴収を給付金支給後に確実に実施した。		
（7）財務状況の定期的な開示	（7） 財務状況の定期的な開示	（7） 財務状況の定期的な開示				
① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。	・ 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。	・ 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。		・ 運営評議会で、令和 6 年度決算、令和 7 年度財政状況を報告し、令和 8 年度予算について説明を行った。		
② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、	・ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計	・ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計		・ 会計監査人による外部監査を実施した。また、現金・預金、資産及び競争的研究資金等の管理状況等に関する内部監査を実施し、監査結		

	計画的な内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。 ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。 第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえ、経費の節減を見込んだ中期目標を達成するための計画（中期計画）の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内での健全な運営を行うこと。	画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 35億円 2 短期借入れが想定される理由 ・ 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・ その他不測の事態により生じた資	画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 35億円 2 短期借入れが想定される理由 ・ 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・ その他不測の事態により生じた資	＜評価の視点＞ ・ 中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	果をPMDAホームページで公表した。 ・ 法人全体の財政状況、勘定別、セグメント別の財政状況をPMDAホームページで公表した。 ・ 年度計画では、純損失16.3億円としていたところ、決算では、純利益は30.5億円であった。 ・ （年度）予算、収支計画及び資金計画と実績との差異に係る主な理由について、勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。 ・ 副作用救済勘定の収入において、増加となっている主な要因は、抛出金が見込みを上回ったこと等によるものである。また、支出において不用が生じている主な要因は、給付金の支給対象者が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 感染救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、保健福祉事業費が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 審査等勘定の収入において、増加となっている主な要因は、審査件数の増加等によるものである。また、支出において不用が生じている主な要因は、審査等事業費が見込みを下回ったこと等によるものである。 ・ 特定救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、給付金の支給対象者が見込		
--	--	---	---	---	---	--	--

	金の不足 第 5 不要財産又は不要財産となる ことが見込まれる 財産がある場合に は、当該財産の処分 に関する計画 なし 第 6 第 5 の財産 以外の重要な財産 を譲渡し、又は担保 に供しようとする ときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使 途 審査等勘定におい て、以下に充てるこ とができる。 ・ 業務改善に係る 支出のための原資 ・ 自己収入の増に 資する事業のため の財源 ・ 職員の資質及び 業務の質の向上の ための研修・研究等 の財源 なお、副作用救済勘 定及び感染救済勘 定については、独立 行政法人医薬品医 療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号。以下「機構	金の不足 第 5 不要財産又は 不要財産となる ことが見込まれる 財産がある場合に は、当該財産の処分 に関する計画 なし 第 6 第 5 の財産 以外の重要な財産 を譲渡し、又は担保 に供しようとする ときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使 途 審査等勘定におい て、以下に充てるこ とができる。 ・ 業務改善に係る 支出のための原資 ・ 自己収入の増に 資する事業のため の財源 ・ 職員の資質及び 業務の質の向上の ための研修・研究等 の財源 なお、副作用救済勘 定及び感染救済勘 定については、独立 行政法人医薬品医 療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号。以下「機構	みを下回ったこと等によるものである。 ・ 受託・貸付勘定において、給付金の支給対 象者が見込みを下回ったこと等により、収入の 減少及び支出の不用が生じたものである。 ・ 受託給付勘定において、給付金等の支給対 象者が見込みを下回ったこと等により、収入の 減少及び支出の不用が生じたものである。		
--	--	---	--	--	--

	法」という。)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。 第6 その他業務運営に関する重要事項 3 積立金の処分に関する事項 前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第44条の規定の整理を行って、なお積立金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。)があるときは適切に処理すること。	法」という。)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 積立金の処分に関する事項 ・ 審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の規定の整理を行ってなお積立金(機構法第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。)があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、機構法第15条に規定する審査業務及び安全対策業務の財源に充てることとする。				
--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況については、次表のとおりである。 (副作用救済勘定) (単位：百万円、%)						
		令和6年度(初年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度(最終年度)
	前中期目標期間繰越積立金	16,963	16,963			
	目的積立金	—	—	—	—	—
	積立金	—	138			
	うち経営努力認定相当額					

その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（感染救済勘定）		（単位：百万円、％）			
	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	7,484	7,484			
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	33			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（審査等勘定）		（単位：百万円、％）			
	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	23,660	19,239			
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	10,731			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額（a）	2,466	2,509			
うち年度末残高（b）	—	—			
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.0％	0.0％			

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（特定救済勘定）		（単位：百万円、％）			
	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—

当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—
------------------	---	---	---	---	---

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（受託・貸付勘定）

（単位：百万円、％）

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	14	14			
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	4			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（受託給付勘定）

（単位：百万円、％）

	令和6年度（初年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度（最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	14	13			
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	—
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	—

※ 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。